公益財団法人 大学基準協会
令和６年度大学認証評価受審用

点検・評価報告書

日 本 大 学

目　　次

序　　章 1

本　　章

第１章　理念・目的 3

１　現状説明 3

２　長所・特色 8

３　問題点 9

４　全体のまとめ 9

第２章　内部質保証 10

１　現状説明 10

２　長所・特色 24

３　問題点 25

４　全体のまとめ 25

第３章　教育研究組織 27

１　現状説明 27

２　長所・特色 34

３　問題点 34

４　全体のまとめ 34

第４章　教育課程・学習成果 35

１　現状説明 35

２　長所・特色 56

３　問題点 56

４　全体のまとめ 57

第５章　学生の受け入れ 59

１　現状説明 59

２　長所・特色 66

３　問題点 67

４　全体のまとめ 67

第６章　教員・教員組織 69

１　現状説明 69

２　長所・特色 80
３　問題点 80
４　全体のまとめ..... 80

第７章　学生支援 82
１　現状説明 82
２　長所・特色 98
３　問題点 99
４　全体のまとめ..... 99

第８章　教育研究等環境..... 101
１　現状説明 101
２　長所・特色 113
３　問題点 113
４　全体のまとめ..... 114

第９章　社会連携・社会貢献..... 116
１　現状説明 116
２　長所・特色 119
３　問題点 120
４　全体のまとめ..... 120

第 10 章　大学運営・財務
第１節　大学運営..... 121
１　現状説明 121
２　長所・特色 135
３　問題点 136
４　全体のまとめ..... 136

第２節　財務 139
１　現状説明 139
２　長所・特色 142
３　問題点 142
４　全体のまとめ..... 142

終　　章 144

序　　章

本学は，平成８年に財団法人（現在は公益財団法人）大学基準協会（以下「大学基準協会」という）による相互評価，平成 16 年度，平成 22 年度には大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審し，いずれも「適合」判定を受けてきた。

また，その評価結果において「改善が必要」として指摘された事項については，真摯に受け止めて「全学自己点検・評価委員会」及び「大学評価専門委員会」の下，学部等の自己点検・評価委員会が中心となり関係委員会と連携して改善に取り組んできた。

平成 29 年度に，第３回目の大学評価（認証評価）を大学基準協会にて受審し，「適合」判定を受けていたが，その後の文部科学省による「全国の医学部医学科に対する調査」によって，本学は不適切な入学者選抜が行われていたと指摘を受け，大学基準協会による再調査において，重大な問題があったと判断され，「不適合」判定に変更となった。

この後，本学では，指摘を受けた「入学者選抜における公平性の確保」に関する取組をはじめ，社会からの信頼回復と内部質保証体制の確立に努めてきた。

「内部質保証」の全学的な取組として，教育研究及び管理運営等の諸活動について，改善・改革を推進し，質の向上を図り，本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めるための内部質保証体制等の整備を行うため，令和３年３月に「日本大学内部質保証に関する方針」を策定し，方針を具現化するために，本方針と連動する「日本大学内部質保証推進規程」を制定した。

また，全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として「全学内部質保証推進委員会」を置き，既存の各組織や諸活動と連携し，全学的に取り組むべき改善事項について検証・指摘していくことで，恒常的な改善・改革と質の向上を図っている。

さらに，これまで３年周期で行っていた自己点検・評価を見直し，より効果的な自己点検・評価及び改善・向上に取り組むため，その役割を「全学自己点検・評価委員会」に集約するよう，内部質保証体制を変更した。

これらの体制の下，令和３年度に認証評価（追評価）を受審したが，この追評価を受けている期間中の令和３年 10 月以降，本学では法人役員の不祥事により，管理運営に係る重大な問題が発覚したため，判定が保留となり，大学基準協会による追加調査が行われた。

追評価の結果では，「不適合」判定変更の要因となった「医学部医学科に係る重大な問題」の改善をはじめ，前回の認証評価で付された改善勧告及び努力課題については，おおむね適切な改善が行われていたことが認められたが，適切な管理運営体制の構築には至っていないとして，「不適合」判定となり，管理運営に係る重大な問題として「必ず改善すべき事項」３件及び「一層の改善が期待される事項」６件の提言が付された。

令和４年７月に就任した理事長が示した「管理運営の基本方針」では，令和３年の法人役員による不祥事により，適正な管理運営体制が整備されていないことが指摘され，社会からの信頼を失うこととなったことを受けて，「１　信頼の回復」，「２　学生ファーストの実現」及び「３　永続的運営を見据えた経営基盤の確立」の３点を掲げ，学生・生徒等を第一に考え，役・教職員が一丸となり，信頼を回復するとともに，未来に向けた改革を推進することにより，学生・生徒等，保護者，卒業生及び教職員が誇れる新しい日本大学を目指

すことを明確に打ち出している。また，学長が示した「教学に関する基本方針」では，「１教育の質保証」及び「２　教育基盤となる研究の推進」を掲げ，教学優先で本学の再生を進めていくことを示している。

認証評価（追評価）での「不適合」判定の要因である「必ず改善すべき事項」３件及び「一層の改善が期待される事項」６件については，全学的な課題として，改善を推進していくことを共有しており，全学内部質保証推進委員会が，対象の本部所管部署及び学部等に「改善計画」策定の指示を行い，３か月に１度のペースで改善取組の進捗状況を確認した。

なお，「不適合」判定の要因となっている「管理運営に係る重大な問題」の改善に向けた本学での取組については，「第２章　内部質保証」及び「第 10 章　大学運営・財務（１）大学運営」に詳細を記載しているため，参照願いたい。

前執行部体制による一連の不祥事から，脱却し改革を進めている途上にありながら，今般，アメリカンフットボール部薬物事件の対応について，ガバナンス不全により大きな混乱を招くこととなり，文部科学省から指導を受けた。そのため，第三者委員会を設置し，本事案の原因や背景を検証した調査報告書を基に再発防止策と本法人の健全な管理運営体制の再構築に向け，「第三者委員会答申検討会議」を設置し，文部科学省に対して『「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）」に対する本法人の今後の対応及び方針』を策定し提出した。

失った社会からの信頼を取り戻すべく，令和６年１月に「日本大学改善改革会議」を設置し，再発防止に努めるとともに組織の問題点を改善し，健全な管理運営体制の再構築に向けて，現在は実施可能な事項から順次迅速に改善を進めている。

以　　上

第１章　理念・目的

１　現状説明

点検・評価項目①
大学の理念・目的を適切に設定しているか。また，それを踏まえ，学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点１	学部においては，学部，学科等又は課程ごとに，研究科においては，研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点２	大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

日本大学の前身である日本法律学校は，明治 22（1889）年に創立された。同年は大日本帝国憲法が発布され，また欧米の近代法を取り入れた民法・商法等の諸法典も整備されつつある時期であった。

この頃，司法大臣で本学の学祖となる山田顕義は，欧米諸国の法律を学ぶことが主流の法学教育に疑問を持ち，日本の伝統・慣習・文化を踏まえた日本法律を教育する学校構想を抱いていた。同時期，帝国大学教授宮崎道三郎や憲法起草に当たった金子堅太郎等の若き法律学者たちも,日本法学教育の必要性を認識し,日本法律学校設立構想を進めていた。それを知った山田顕義は，彼らを全面的に支援し，明治 22（1889）年 10 月 4 日，日本法律学校は創立されるに至ったのである。

日本法律学校の創立目的は「日本法律学校設立主意書」に記されている。要約すると，「日本の法律は新旧を問わず学ぶ」，「海外の法律を参考として長所を取り入れる」及び「日本法学という学問を提唱する」という３点であり,欧米法教育が主流な時代にあって，大いに独自性を発揮した。

明治 36（1903）年には，校名を日本大学として改組し，翌 37（1904）年，専門学校令による認可を受けた。大正３（1914）年，「建学の主旨及び綱領」が制定され，本学の建学の理想と教学方針が示された。大正９（1920）年，大学令による大学となり，総合大学への道を歩むこととなる。

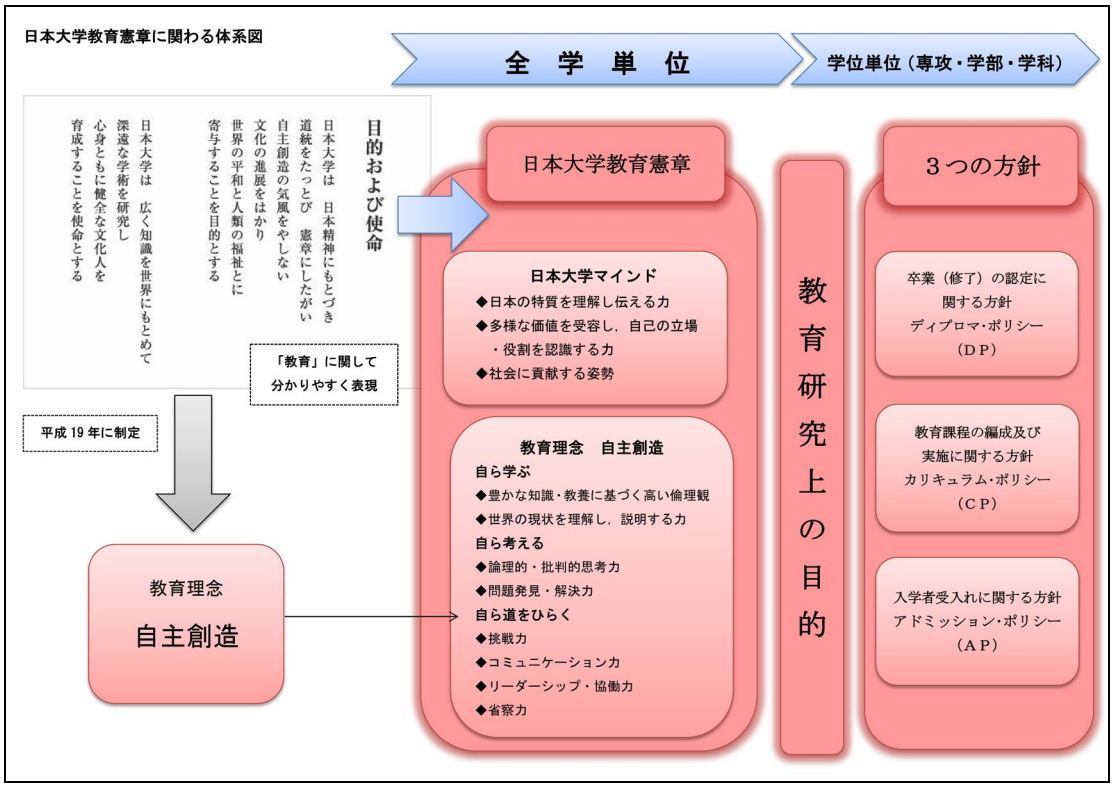
昭和 24（1949）年，新制大学として再スタートした本学は，「建学の主旨及び綱領」を改めて「日本大学の目的および使命」を制定した。しかし，この「目的および使命」は，教育基本法に準じたものではあるが本学の伝統から離れており，私学の独自性が発揮されないという意見が出された。そのため改訂の検討がなされ，数年間の審議を経て，昭和 34（1959）年，本学 70 周年を迎える際に，現在の表現に改訂した。

〔目的および使命〕
日本大学は日本精神にもとづき
道統をたっとび憲章にしたがい
自主創造の気風をやしない

文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする
日本大学は広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

平成 18（2006）年，企画検討委員会において，現在の社会状況に即応し，かつ本学の総合性を発揮することを目的として，新しい理念が検討された。その結果，平成 19（2007）年，本学の教育理念は「自主創造」と定められた。

また，平成 28（2016）年に本学の目的及び使命を，その教育に関する側面について，時代に即した解釈を行い，育成すべき人間像を具体化した「日本大学教育憲章」（以下「教育憲章」という）として制定した。これらの目的及び使命，「教育憲章」を踏まえ，学部，学科及び研究科，専攻ごとに「教育研究上の目的」を示し，授与する学位課程ごとに一貫性のある三つの方針を定めている。



なお，「教育研究上の目的」のほかに，独自の教育理念や教育目標を定めている一部の学部，学科等ある。

例えば，経済学部，経済学研究科においては，以下のとおり「教育研究上の目的」及び「教育理念と目標」を定めている。

経済学部の教育研究上の目的

自立した個人の自主的な努力を原則に，教職員と学生が一体になって，変化する経済的社会的環境に対し，人間としての生きる力，愛する力，考える力を養い，その全人格的能力を自由かつ多様に伸長することを図る。そのことを通して，経済諸現象を経済・経営・会計の諸分野で分析できる能力を養い，国際的視野を持って高度情報化時代に対応できる健全かつ高度な専門職業人・社会人を養成する。

（経済学科）

経済学を系統的かつ体系的に学ぶために，基礎的教養・知識を修得しつつ，近代経済学の基礎理論を理解し，これを土台に，専門的能力を養成することによって，経済現象を経済学的に分析し，論理的に叙述する力を涵養し，変化の激しい経済社会に常に対応できる豊かな教養と専門知識を備えた人材を養成する。

（産業経営学科）

経済及び経営の専門的基礎力と広い視野からの社会的基礎力を養い，これを土台に，応用力を身に付けることによって，柔軟で倫理観にあふれたビジネスリーダーを養成するとともに，ビジネス社会における各組織の中で，主体的に問題を発見し，その解決のための諸方法を展開できる人材を養成する。

（金融公共経済学科）

現代経済のインフラストラクチュアともいうべき金融システム，公共システムを対象として，系統的な近代経済学の知識，特にミクロ経済理論を応用して現実の金融，公共経済の働きを理解する能力の習得や，金融部門，公共部門での交渉力，企画立案能力の獲得をねらった，高度で実践的な教育サービスを提供する。そのことを通して，今後のわが国の成長や発展に大きく寄与する，知識と実務能力，金融技術，政策立案技術を備えた人材を養成する。

経済学部の教育理念と目標

本学部の教育理念は，日本大学の目的と使命に則り，（1）自主創造の精神を養い，（2）自立した個性，（3）豊かな人間性，（4）専門的創造性を育み，（5）世界的視野を持った社会の中核となる健全な経済人を育成することにある。この理念は，自立した個人の自主的な努力を促すことを原則とし，変化し続ける経済社会において，人間として生きる力，考える力を養い，その全人的な教育によって能力を自由かつ多彩に伸ばすことを図っている。本学部はこの理念に基づき，次の三つの教育目標を置いている。

1　経済的諸現象を経済・経営・会計の諸分野で分析できる能力の養成
2　経済人・高度専門職業人の養成
3　国際的視野を持ち，高度情報化時代に対応できる社会人の養成

経済学研究科の教育研究上の目的

経済学及びその関連学術分野（経営・会計・情報等）における専門的な理論並びに応用の研究を進めるとともに，学術界や実業界においてプロフェッショナルとして求められる高度の専門知識・能力を備えた人材を養成する。このため，①研究者の養成，②高度専門職業人の養成，③社会人の職業的再教育・実務的専門知識の涵養を 3 本柱とし，

加えて，学生の資格取得ニーズにも積極的支援を行う。 （経済学専攻／博士前期課程） 経済学及びその関連学術分野における，①専門学識の教授及び研究能力の涵養を通じた研究者の養成，②資格取得を含め目的に沿った専門知識・能力の涵養を通じた高度専門職業人の養成，③社会人の職業的再教育・実務的専門知識の涵養を 3 本柱としており，加えて，学生の資格取得ニーズにも積極的支援を行う。 （経済学専攻／博士後期課程） 経済学及びその関連学術分野において，研究者又はその他の高度な専門性が求められる職業に従事する者に対し，適切な指導を通じ，高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を涵養する。
経済学研究科の教育理念と教育目標
日本大学大学院経済学研究科は，本学の建学の精神に基づき，経済学及びその関連学術分野に おいて，深い学識を備え，革新的な研究を担うことのできる研究者を養成するとともに，高度に専門的な知識をもち，高度専門職業人としての能力と資質を有する人材を育成することを使命とする。この使命に従い，研究者の養成，高度専門職業人の養成，社会人の職業的再教育，実務的専門知識の涵養を目標とする。

以上のように，大学の理念・目的を適切に設定し，それを踏まえ，学部・研究科の目的を適切に設定していると言える。

点検・評価項目②

大学の理念･目的及び学部･研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し，教職員及び学生に周知し，社会に対して公表しているか。

評価の視点１	**学部においては，学部，学科又は課程ごとに，研究科においては，研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示**
評価の視点２	**教職員，学生，社会に対する刊行物，ウェブサイト等による大学の理念・目的，学部・研究科の目的等の周知及び公表**

大学の目的及び使命については学則第 1 条に，大学院の目的については第 104 条に，法科大学院（専門職学位課程）の目的については第 105 条 5 項に定めている。これらを踏まえた学部，学科又は課程ごとに，研究科においては，研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的については，学則別表に明示している（資料　1-1，基礎要件確認シート 2）。

大学の目的及び使命，教育理念については，大学ホームページに「理念（目的及び使命）」として独立のページを設けて公表し，さらに理解促進のため，「日本大学の歴史」というサイトを設け，学生及び教職員に周知するとともに広く社会に公表している（資料　1-2【ウェブ】，1-3【ウェブ】，基礎要件確認シート 1）。

また，学部・研究科の教育研究上の目的については，大学ホームページにて，全ての学

部・研究科の内容が確認できるよう，各学部等のホームページとリンクしているページを設けている（資料　1-4【ウェブ】）。

学生に対しては，学生全員に配布する履修要覧に，「日本大学の目的及び使命」や「教育研究上の目的」，及び「学部・研究科独自の教育理念や教育目標」を掲載しているほか，全学共通教育科目「自主創造の基礎」の授業や「日本大学ＦＤガイドブック：ラーニングガイド」，オリエンテーションなどで周知している（資料　1-5，1-6，1-7，1-8）。

受験生をはじめ社会に対しては，日本大学進学ガイドや各学部のパンフレットなどにより公表している（資料　1-9，1-10）。

教職員に対しては，毎年配布する「教職員便覧」に「目的および使命」，「教育理念」及び「教育憲章」を掲載し周知しており，新規採用教員には「日本大学ＦＤガイドブック：ティーチングガイド」を配布して周知している（資料　1-11，1-12）。

以上のように，大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し，教職員及び学生に周知し，社会に対して公表していると言える。

点検・評価項目③

大学の理念・目的，各学部･研究科における目的等を実現していくため，大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点１	**将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定** **・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

本学においては，育成すべき人間像を具体化した「教育憲章」の実現に向け，学長及び理事長が任期中に取り組む方針である「教学に関する基本方針」と「経営上の基本方針」(現在は「管理運営の基本方針」)に基づき策定しており，第１期として，平成30年度から令和２年度まで中期計画を策定し，現在は，第２期として，令和３年度から令和８年度までの６年間の「日本大学中期計画（令和３年度～令和８年度）」を策定している（資料　1-13，1-14，1-15）。

中期計画の策定に当たり，学長及び理事長から，本学が目指す大学像として「多様性を礎とし，複合的価値観を創りだす～魅力度・満足度・信頼度の高い大学へ～」と示されたが，これは，学祖である山田顯義が日本法律学校を創立した際の考えであり，建学以来，脈々と受け継がれてきた本学の根幹となる思想と言える。

対象期間については，社会情勢の変化に迅速に対応するためできるだけ短期間とすること並びに策定時点では，理事長及び学長の任期が３年であることなどを考慮し，６年間の計画としている。なお，令和３年の法人役員による不祥事を受け，本学改革の一環として令和４年４月に「学校法人日本大学寄附行為」を変更し，理事長及び学長の任期を４年に変更している。

本計画は，全学的な質保証体制の確立をはじめとする教学改革の実行，学生支援制度の充実，最先端な研究の推進など教学施策及び各種教学施策を支えていくための財政基盤の確立や人事体制の整備，本学資源の効率運用や安心・安全なキャンパスの実現等，学部か

ら付属校までを含めた広い視点に立った法人主導による大学全体を意識した具体的な施策を盛り込んだ内容となっている。

また，本計画については，副学長を委員長，常務理事を副委員長とし，本学の理事及び本部各部署の部長で構成される中期計画検討委員会が中心となり，計画の策定及び管理を行っている。

さらに，計画の確実な実行に向けて，計画ごとに具体的に実施していく事項を計画期間中のどのタイミングで実施していくのかをロードマップで示した「中期計画工程表」を作成した上で，年度ごとに作成する事業計画において，計画を策定，実行するとともに，事業報告において進捗状況の確認及び検証を行い，次年度以降の計画に反映させている（資料　1-16，1-17【ウェブ】）。

資金計画については，施設計画の事業計画の財源措置を当該部科校ごとに，支払能力，借入れの必要性及び返済能力等を確認した上で作成しており，諸会議において，適正な資金計画であることを確認した上で承認を得るなど現実的かつ具体的な資金計画を策定している。これらは，私立大学ガバナンス・コードの対応と関連させながら，委員会を中心に本部関連部署と連携しながら推進している。

（認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定）

令和３年の法人役員による不祥事により，令和４年７月に新体制が発足し，新たに就任した理事長及び学長から，それぞれ「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」が示された。

その「管理運営の基本方針」の中で，学外団体からの信頼の回復として，認証評価制度における大学の「適合」評価を早期に回復することを掲げている。これを受け中期計画では，より具体的な施策として，認証評価の提言に対して，全学内部質保証推進委員会を中心に，全学的に取り組むこと及び令和６年度の大学認証評価受審に向けて，全学的な自己点検・評価を実施し，ＰＤＣＡサイクル確立による実質的な内部質保証機能の充実を図っている。

また，学部等においても，年度ごとに作成する事業計画において，認証評価の指摘事項等への対応についての継続的な取組を策定している。

以上のように，大学の理念・目的，各学部･研究科における目的等を実現していくため，大学として将来を見据えた中期計画その他の諸施策を設定していると言える。

理事長及び学長が任期中に取り組むべき方針である「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」に基づき策定している中期計画については，大学ホームページ，学内システム「事務の友」により学内外に周知している。今後も教職員一人一人に，大学の目指す共通目的を共有できるよう浸透を図っていく。

２　長所・特色

・日本大学の前身である日本法律学校の創立目的は，「日本の法律は新旧問わず学ぶ」，「海外の法律を参考として長所を取り入れる」及び「日本法学という学問を提唱する」という３点である。その後，「日本大学建学の主旨及び綱領」及び「日本大学の目的及

び使命」を制定し，さらに，改訂の検討や数年間の審議を経て，現在の表現に改訂した。そして，現在の社会状況に即応し，かつ本学の総合性を発揮することを目的として，本学の教育理念を「自主創造」とした。

このように，本学の理念・目的は，社会状況の変化に応じて，幾度かの改訂・制定をしているが，本学の伝統・学風は，表現は変わりつつも，130 年を超えてなお，現在に脈々と受け継がれている。

３　問題点

なし

４　全体のまとめ

本学では，本学の目的及び使命，「日本大学教育憲章」を踏まえ，学部，学科及び研究科，専攻ごとに「教育研究上の目的」を設定し学則に明示し，「大学の目的及び使命」，「教育理念」及び「教育研究上の目的」については，ホームページや履修要覧等の様々な刊行物を通じて公表している。

中期計画については，本学が育成すべき人間像を具体化した「日本大学教育憲章」の実現に向け，「教学に関する基本方針」及び「管理運営の基本方針」に基づき策定し，取り組んでいる。

計画の確実な実行に向けて，「中期計画工程表」を作成した上で，年度ごとに作成する事業計画において計画を策定，実行するとともに，事業報告において進捗状況の確認及び検証を行い，次年度以降の計画に反映させている。

また，認証評価での提言に対しては，全学内部質保証推進委員会を中心として，大学全体で連携を図りながら，全学的な改善取組を実施していくことを中期計画の中にも掲げている。

第２章　内部質保証

１　現状説明

点検・評価項目①
内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点１	**下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示** **・内部質保証に関する大学の基本的な考え方** **・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割，当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担** **・教育の企画・設計，運用，検証及び改善・向上の指針（ＰＤＣＡサイクルの運用プロセスなど）**

本学では，教育研究及び管理運営等の諸活動について，改善・改革を推進し，質の向上を図り，本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めることを目的として，令和３年３月に，「日本大学内部質保証に関する方針」及び「日本大学内部質保証推進規程」を制定した（資料　2-1，2-2）。

本方針では，内部質保証に関する基本的な考え方を教育研究及び管理運営等における企画・設計及び運用の状況について，継続的に自己点検・評価を行い，ＰＤＣＡサイクルなどを適切に機能させることによって，恒常的に改善・改革に努め，質の向上を図り，本学の教育研究等の諸活動が適切な水準にあることを保証することとしている。

本方針を具体化するために，全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として，全学内部質保証推進委員会（以下「全学質保証委員会」という）を置き，また，学部等における内部質保証の推進に責任を負う組織として，学部等内部質保証推進委員会（以下「学部等質保証委員会」という）を各学部等に置いている。さらに，全学質保証委員会の下に企画検討部会を設置し，全学質保証委員会の任務に関する事項について，企画・立案，設計及び調整等を行っている。

内部質保証を支える組織として，全学レベルの自己点検・評価を行う組織として全学自己点検・評価委員会を置き，学部等の組織レベルの自己点検・評価を行う組織として学部等自己点検・評価委員会を置いている。

また，教員レベルにおける自己点検・評価（ＦＤ・ＳＤ活動）を担う日本大学ＦＤ推進センター（以下「推進センター」という）及び全学ＳＤ委員会を本方針に明記し，全学，各組織，教員及び職員の各レベルにおける諸活動を内部質保証につなげることを定めている。

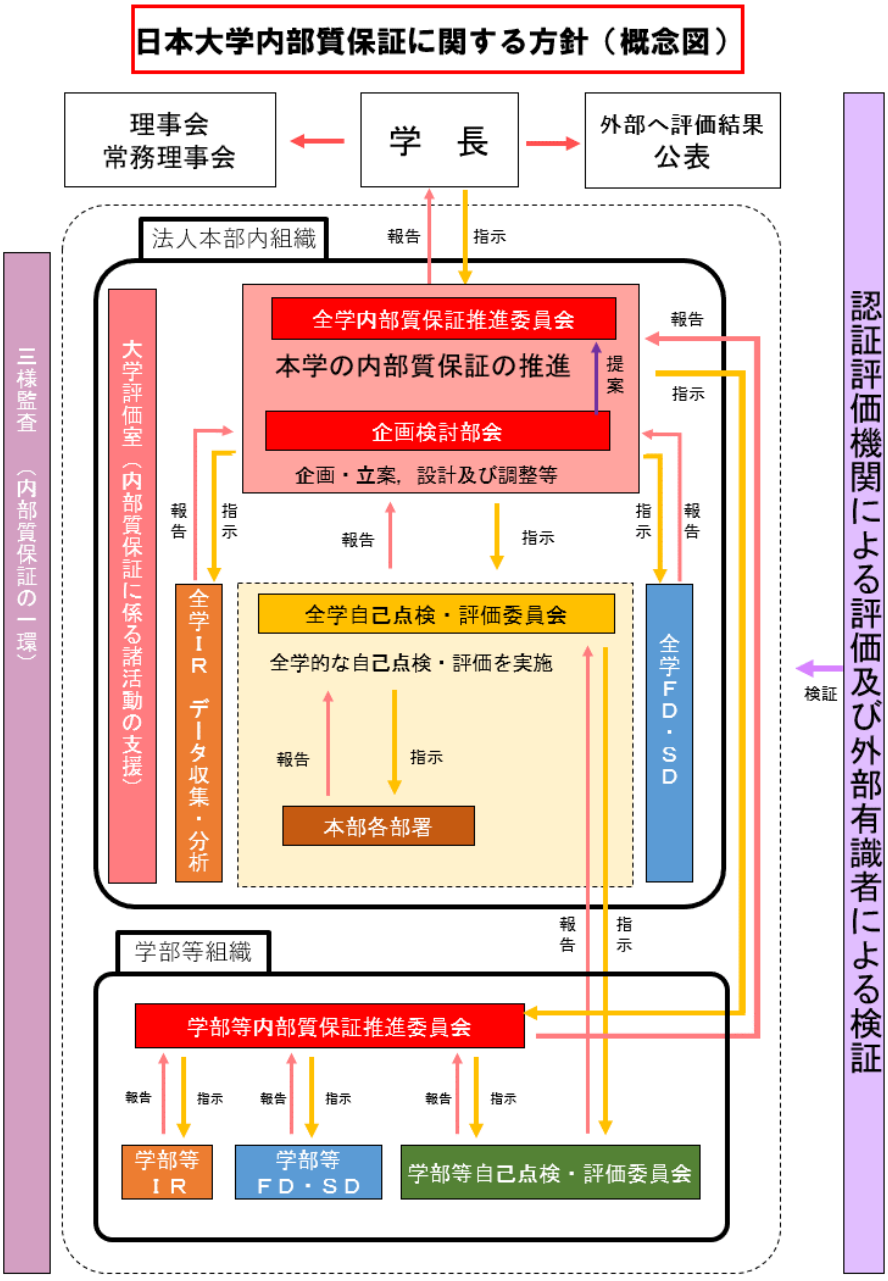
加えて，全学的な内部質保証体制の推進に係る支援をする事務組織として大学評価室を置いている。

あわせて，三様監査（監事監査，監査法人による監査，内部監査）についても，内部質

保証の一環として捉えることにより，本学の諸活動の質向上に資するものと本方針に定めている。

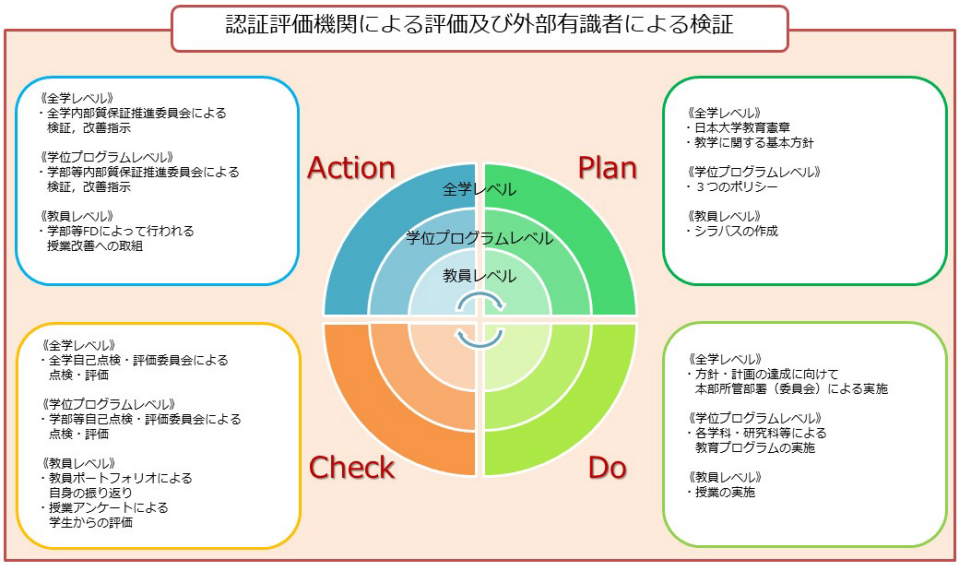
令和３年５月策定の「全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務」において，各質保証委員会は，自己点検・評価活動，ＦＤ・ＳＤ活動及びＩＲ活動について報告を受け，活動内容を把握すること，また，自己点検・評価及び認証評価結果を中心に改善・改革すべき事項について検証し，ＦＤ・ＳＤ活動及びＩＲ活動等と連携しながら改善・改革を推進して，点検・評価活動を形骸化させることなく，さらに，学長及び学部長等の責任の下，質向上のための改善を図ることなど，本学の内部質保証体制が円滑に推進できるような具体的な任務について記している（資料　2-3）。

以下は，本学における「日本大学内部質保証に関する方針」について概念図で示したものである。



また，以下は教学ベースの内部質保証に関するＰＤＣＡサイクル図である。

日本大学内部質保証に関するPDCAサイクル図（教学）



Plan（方針・計画）については，「日本大学教育憲章」や「教学に関する基本方針」，学部，学科ごとの「三つの方針」，それを実現するための「シラバス」の作成といった構成になっており，Do（実行）については，それらの適切な実行となっている。

Check（検証・評価）については，全学レベルでは，全学自己点検・評価委員会による点検・評価を行い，学位プログラムレベルでは，学部等自己点検・評価委員会による点検・評価を行い，教員レベルでは，教員ポートフォリオなどによる自身の振り返りや授業アンケートによる学生からの評価を受けて業務を確認することとしている。

それを受ける形で， Action（改善）が機能することにより，全学レベルでは全学質保証委員会による検証，改善指示，学位プログラムレベルでは，学部等質保証委員会による検証，改善指示，教員レベルでは，学部等のＦＤによって行われる授業改善への取組となっている。本部，学部等及び教員自身は，それぞれの段階において，それぞれの方針・計画に基づいて，自主的に点検・評価を行い，各質保証委員会は，それら自己点検・評価活動の結果報告等を検証し，質の保証のために重点的に改善すべき事項等について，新たなPlanに取り入れるなどして，改善を図っていくというサイクルである。

この内部質保証に関するＰＤＣＡサイクルが適切に運用されているか，各責任主体が，それぞれの役割を果たしているかどうかについて，外部の認証評価機関等による客観的な検証を定期的に受けることで，その質の担保を図っていくこととしている。

方針及び手続の周知については，「内部質保証に関する方針」のほか，「日本大学内部質保証推進規程」及び「日本大学内部質保証に関するＰＤＣＡサイクル図（教学）」はいずれも，学部等に文書にて通知するとともに，学内システム「事務の友」にて教職員間で共有され，周知徹底が図られている（資料　2-4）。なお，学外には大学ホームページを通じて公表している（資料　2-5【ウェブ】）。

また，令和３年３月に「日本大学内部質保証に関する方針」及び「日本大学内部質保証推進規程」を制定した後，同年６月に，本学の内部質保証体制についての浸透を図るため

に，学長による「日本大学の内部質保証体制について」と題した説明会を実施し，説明会の様子を教職員向けの「ＳＤ研修用動画サイト」に公開している。さらに，同年６月に，推進センターと全学質保証委員会との共催で開催された日本大学シンポジウムにおいて，「日本大学の内部質保証体制について」と題する講演を行い，理解と浸透を図った。

あわせて，「教学に関する基本方針〔日本大学ルネサンス計画〕」において，「教育の点検・評価・改善など質保証に係る取組の推進」と内部質保証の取組推進を明示することで，教職員の意識をより高めるべく働き掛けを行っている（資料　1-13）。

以上のように，内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し，学内で共有していると言える。

点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点１	**全学内部質保証推進組織・学内体制の整備**
評価の視点２	**全学内部質保証推進組織のメンバー構成**

「日本大学内部質保証に関する方針」を具体化するために，全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として，全学質保証委員会を置き，また，学部等における内部質保証の推進に責任を負う組織として学部等質保証委員会を置いている。さらに，全学質保証委員会の下に企画検討部会を置き，全学質保証委員会の任務に関する事項について，企画・立案，設計及び調整等を行っている（資料　2-6，2-7）。

全学質保証委員会は，委員長を学長が指名した者とし，副学長，常務理事，学務部長のほかに学長が推薦する若干名で構成し，「大学の内部質保証の推進に関する事項」，「大学の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項」，「大学の認証評価に関する事項」及び「その他大学の内部質保証に関する事項」を任務としている。

企画検討部会は，全学質保証委員会の下に設置され，副学長（学務担当）が委員長となり，学務部長ほか，学部等からの推薦された者の中から，文系教員，理系教員，医歯薬系の教員若干名，短期大学部の教員１名で構成し，自己点検・評価結果の検証，認証評価結果の指摘事項に対する改善計画及び改善進捗状況並びに改善結果の検証，ＦＤ・ＳＤ活動の検証等を行い，全学質保証委員会に報告することなどを任務としている。

学部等質保証委員会は，当該学部等の専任教職員若干名をもって構成し，「学部等の内部質保証の推進に関する事項」，「学部等の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項」及び「その他学部等の内部質保証に関する事項」を任務としている。

全学レベルの自己点検・評価は，全学自己点検・評価委員会が全学的，総合的に企画，実施し，学部等自己点検・評価委員会が実施する自己点検・評価の諸事項について調整を図り，改善に努めている（資料　2-8）。

学部等における組織レベルの点検・評価は，学部等自己点検・評価委員会が，教員レベ

ルの自己点検・評価は，推進センターが担う体制としている。

さらに，教職員の能力向上に努め，教育の質向上を図るためのＦＤ・ＳＤを実施する推進センター及び全学ＳＤ委員会，ＩＲを実施する全学ＩＲ委員会，内部質保証及び自己点検・評価等の活動を支援する事務組織として大学評価室を設置している。

このように，全学質保証委員会及び学部等質保証委員会は，内部質保証の支持体制と連携し，その内容及び結果について検証の上，企画・立案，設計及び調整等を行い，学長は，全学質保証委員会からの内部質保証に関する評価結果を真摯に受け止め，改善に取り組むとともに，学内外に公表することで，学長のリーダーシップの下，全学質保証委員会及び学部等質保証委員会が教育研究の質保証に取り組む体制となっており，内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制となっている。

以上のように，内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると言える。

点検・評価項目③

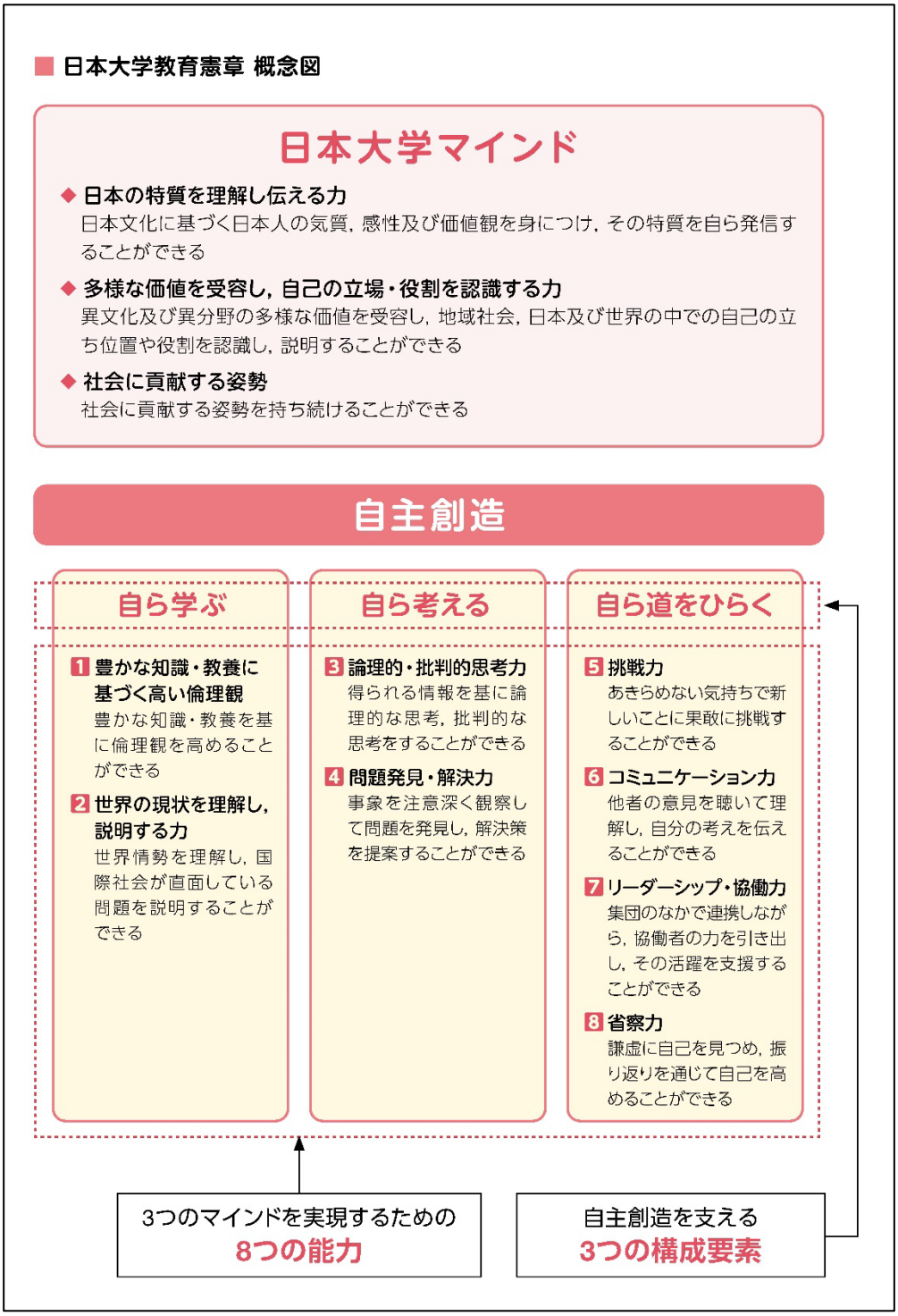
方針及び手続に基づき，内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点１	**学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定**
評価の視点２	**方針及び手続に従った内部質保証活動の実施**
評価の視点３	**全学内部質保証推進組織による学部･研究科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組み**
評価の視点４	**学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施**
評価の視点５	**学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施**
評価の視点６	**行政機関，認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応**
評価の視点７	**点検・評価における客観性，妥当性の確保**

【三つの方針について】

平成 29 年度以前の本学の全学共通の卒業の認定に関する方針（以下「ＤＰ」という），教育課程の編成及び実施に関する方針（以下「ＣＰ」という）及び入学者の受入れに関する方針（以下「ＡＰ」という）は，人文・社会科学から自然科学まで全ての分野が集まる学部から構成されている総合大学であるため，形式的な記述にとどまっていた。

これらの状況を踏まえ，全学共通の三つの方針を定めるのではなく，本学に関心を持つ様々な関係者が十分に理解できるような内容と表現にするため，平成 28 年 12 月に本学の教育理念である「自主創造」を明確化すること，つまり「自主創造」を標榜して本学が目標として育成していく人間像を明示し，学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として，全学共通の三つの方針に代わる「日本大学教育憲章」（以下「教育憲章」という）を制定した。



「教育憲章」では，本学が育成していく人間像を「日本大学マインド」として定義し，「日本の特質を理解し伝える力」,「多様な価値を受容し，自己の立場・役割を認識する力」及び「社会に貢献する姿勢」の３つを掲げている。これらは，在学中に限らず卒業後も，社会でその能力を伸長されるべき本学特有の育成すべき人間像として位置付けている。そして，この人間像に導くために必要な能力として，本学の教育理念である「自主創造」を構成する３つの構成要素から８つの包括的能力を明確にしている。

「教育憲章」の制定に伴い，学士課程においては，「教育憲章」を起点とした学部・学科

等の「教育研究上の目的（養成する人材像）」を示し，授与する学位プログラムごとのＤＰにおいて，修得すべき具体的な資質及び能力を「教育憲章」に掲げる８つの包括的能力に連関した構成要素（コンピテンス）として，各構成要素を修得するための能力（コンピテンシー）をＤＰ１～８として具体的に示している。また，ＣＰにおいて，ＤＰ達成のために，どのような教育課程を編成し，どのような教育内容・方針を実施し，学習成果をどのように評価するかを示している。さらに，ＤＰ及びＣＰを踏まえ，入学前に求める学力水準や求める学生像を明示したＡＰを，各学部，学科等において定めている。

なお，この「教育憲章」は本学の教育の質向上に向けたＰＤＣＡサイクル確立の指標としても位置付けている。

「教育憲章」の制定に伴い，ＤＰ・ＣＰ・カリキュラム（授業科目）の整合性及び関連性について見直すに当たり，段階的に実施する組織・単位及びに見直しの観点並びにスケジュールを各学部等に示し，教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループから全学的に三つの方針の見直しの指示を行った（資料　2-9)。

各学部等から提出された三つの方針については，教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループが確認作業を行い，各学部へ改善等の指示を行った。また,「教育憲章」とＤＰの整合性が十分に取れていない学部等については，ワーキンググループのメンバーが学部等へ赴き，改善のポイントを直接説明し，問題点等の解決を支援した（資料　2-10)。

また，ＤＰ，ＣＰ及びカリキュラムの見直しに当たっては，社会のニーズ等を踏まえ，三つの方針の連動による教育の質保証の観点からＡＰの検証も含めて行っている。

修士課程及び博士課程については，令和元年度に,「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第 13 号）「第２　留意事項」に十分留意し見直すよう，本部所管部署から各研究科に依頼し策定している（資料　2-11)。

【本学における自己点検・評価体制】

全学的な点検・評価活動は,「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，全学自己点検・評価委員会が中心となって，教育理念に基づく教育・研究及び管理運営等の全般につき，常に自己点検・評価を行うとともに改善に努めることによって，本大学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすことを目的として，全学自己点検・評価委員会が，年度ごとに策定した「自己点検・評価実施計画」に基づき実施している（資料　2-12，2-13)。

全学的な自己点検・評価の実施については，はじめに，全学自己点検・評価委員会が決定し，自己点検・評価項目に基づき，本部各所管部署及び学部等自己点検・評価委員会が自己点検・評価を実施する。

学部等自己点検・評価委員会は，自己点検・評価結果を当該学部等の長，学部等質保証委員会及び全学自己点検・評価委員会へ報告する。学部等質保証委員会は，自己点検・評価結果を検証し,「学部等単位の改善事項」を抽出し，改善策（「改善事項に対する改善の方向及び方策」,「改善達成時期」及び「改善担当部署等」）を策定し，当該学部等の長へ報告するとともに,「学部等単位の改善事項」については，改善担当部署へ改善の指示をする（資料　2-14)。

全学自己点検・評価委員会は，本部及び学部等における自己点検・評価結果を取りまとめ，全学質保証委員会及び理事長並びに学長へ報告する。

全学質保証委員会は，全学自己点検・評価結果を検証し，「全学単位の改善事項」を抽出し，理事長及び学長へ報告するとともに，本部及び学部等へ「全学単位の改善事項」について改善指示をする。

全学自己点検・評価を実施した次の年度からは，「全学単位の改善事項」に対する改善取組進捗状況及び結果調査を，全学質保証委員会が策定する実施方法に基づき実施する。

学部等質保証委員会は，「全学単位の改善事項」のほか「学部等単位の改善事項」についても達成状況を確認するとともに，改善促進を各学科・課等に指示し，「改善取組進捗状況及び結果調査報告書」を当該学部等の長及び全学質保証委員会へ報告する。

本部においても，改善取組進捗状況及び結果調査を実施し，その結果を全学質保証委員会へ報告する。

全学質保証委員会は，本部及び学部等から提出された「改善取組進捗状況及び結果調査報告書」における「全学単位の改善事項」について検証し，達成に至っていない改善事項について本部及び学部等に指示し，改善するよう推し進める。また，「改善取組進捗状況及び結果調査報告書」を理事長及び学長へ報告する。

なお，令和３年度までの全学的な自己点検・評価活動は，３年に一度のサイクル（１年目に自己点検・評価の実施及び改善に取り組む事項（改善事項）の抽出，２年目には各改善事項の進捗状況の確認，３年目に改善事項の取組結果の確認）で実施していたが，令和４年度からは，より効果的な自己点検・評価及び改善・向上に取り組むため，３年の周期を変更し，毎年度の自己点検・評価活動を効果的に実施できるようにした。

自己点検・評価の結果は，「全学自己点検・評価報告書」としてまとめているほか，過年度に改善が必要と自己評価した事項については，その後の改善状況を「改善報告書」としてまとめ，いずれもホームページに公表するなど，学内外に公表している（資料　2-15【ウェブ】，2-16【ウェブ】）。

点検・評価における客観性，妥当性の確保については，「日本大学内部質保証推進規程」において，「内部質保証体制の適切性を検証するために，外部有識者の意見を求めることができる」と定められており，認証評価を含めた外部評価を受けることで，それらが適切に機能しているかどうかを検証していく。また，「日本大学自己点検・評価規程」において，全学自己点検・評価委員会の任務として「外部有識者又は学校関係者等による外部評価の企画及び実施に関すること」と明記し，学部等自己点検・評価委員会の任務としても「当該学部等に関わる事項における外部有識者又は学校関係者等による外部評価に関すること」と明記している。

学部等における外部評価の実施については，令和３年度から令和５年度までに，ほとんどの学部が，学部等質保証委員会や学部等自己点検・評価委員会で実施方法を検討した上で実施し，その結果を教育の質保証の推進に活用している（資料　2-17）。

また，第三者評価として，機関別認証評価（大学評価）を公益財団法人大学基準協会にて，専門職大学院認証評価（法科大学院認証評価）を公益財団法人日弁連法務研究財団にて受審し，獣医学教育評価を公益財団法人大学基準協会にて，医学教育評価を一般社団法人日本医学教育評価機構にて，薬学教育評価を一般社団法人薬学教育評価機構にて受審し，その結果を踏まえて，教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより，その水準の向上を図ることに努めている。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策】

新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応体制及び対策として，本部各所管部署が連携し学長のリーダーシップの下，全学的な施策を講じた。

具体的には，新型コロナウイルス感染症に関する情報は，危機管理・情報戦略オフィスに集約され，関係部署及び学部等へ伝達をした。これらの情報の分析と併せて，学部等の状況や要望を確認し，本部学務部，学生部，競技スポーツ部及び研究推進部の教学系４部を中心に諸事項への対応を検討の上で学生のキャンパスへの入構及び授業実施等の取扱いや構内の施設ごとの感染防止対策を示した「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という）などの対応案の策定を行ってきた（資料　2-18，2-19，2-20，2-21)。策定されたガイドラインなどについては，学長，副学長及び教学系４部の部長において更に検討を重ね，学長の了承の下，常務理事会において議決・執行し，決定された諸事項については，学部等に速やかに通知した。

上記の手続により決定されたガイドラインなどに基づき，学部等の状況に合った運用を定めるよう指示し，その内容については学部等ホームページに掲載した。学部等の対応については大学で調査を行い，学部等間で情報を共有するとともに，本部各所管部署同士が連携し，新型コロナウイルス感染症に係る諸事項への対応を検討し，対応案の策定を行うとともに，新型コロナウイルス感染症拡大の中において，教育を中心とした大学の質の維持に努めた。

【行政機関，認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応】

平成 29 年度に受審した大学基準協会による大学評価（認証評価）については，当初「適合」の判定を受け，評価結果に付された提言については，本学として真摯に受け止め，平成 30 年度には，全学自己点検・評価委員会が中心となって，今後の改善に対する取組方針を明確にし，計画的に改善を進捗させるため改善計画を策定し，学部等に周知した（資料 2-22)。令和元年度には，学部等において改善取組進捗状況調査を実施し，その結果について全学自己点検･評価委員会の下に置かれていた大学評価専門委員会の委員が検証を行い，学部等に対し，「大学評価専門委員会からの見解」として明示し，改善・改革を推し進めた（資料　2-23)。

しかしながら，平成 30 年 12 月 14 日付けで文部科学省から示された「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において，本学医学部の一般入試の追加合格者について，特定の者を優先的に合格させていた事案を不適切な事案として指摘された。

これを受けて，大学基準協会による大学認証評価結果（適合判定）の妥当性を検証するための調査を受け，その結果，令和２年１月，医学部医学科の入学者選抜に係る「学生の受け入れ」，「管理運営」及び「内部質保証」の各項目において問題があったとして，「適合」判定から「不適合」判定に変更された（資料　2-24）。

本学では，文部科学省からの指摘を重く受け止め，入学試験管理委員会規程第２条に基づき平成 30 年 12 月に，各学部の入学試験管理委員会委員を招集して臨時の入学試験管理委員会を開催し，「入学者選抜における公正確保等について」及び「入試業務全般に係るガバナンス体制について」を議題として協議し，各学部及び全学における入試業務に関す

るガバナンス体制を確立していくことを周知した。

また，平成 31 年１月開催の入学試験管理委員会において協議した「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」及び「入試業務全般に係るガバナンス体制」について，常務理事会及び学部長会議において機関決定し，各学部等に通知した（資料　2-25）。

さらに，各学部等で決定した合格予定者を学長が決裁する際，学長及び本部の入試所管部署がその公正性をきちんと把握するという大学本部におけるチェック体制の強化が重要となるとの観点から，平成 31 年度の合格予定者内申から，「点数ごとの得点分布又は順位が分かる資料」を提出書類に付け加えることとした。

医学部においては，平成 31 年２月に，第三者を含む「医学部一般入試に関する調査検証委員会」を設置し，文部科学省による調査指摘事項の再検証，受験者への対応及び平成 31 年度入試が適正に実施されたかどうかの調査を実施した（資料　2-26）。

なお，平成 31 年度の医学部一般入試については，令和元年６月 25 日付け文部科学省大学入試室からの事務連絡で，文部科学省による「平成 31 年度医学部医学科入学者選抜における公正確保等に係る調査」に基づく書面及び訪問調査の結果，大学設置基準第２条の２の趣旨に反する不適切な事案は確認されなかったと結論付けられている（資料　2-27）。

文部科学省による指摘後も入学試験の公正確保についての取組を続け，令和２年度入試からは，成績順位に応じて公正かつ妥当な方法により適正に合格判定が行われているかを確認するため，「点数ごとの得点分布又は順位が分かる資料」に替えて「成績順位が分かる資料」を合格予定者の内申の資料とするなど，大学本部における全学的なチェック体制の更なる強化を図り，入学試験における合格予定者決定のプロセスが適正に行われているかを確認した。

このように，本学では文部科学省からの指摘に対して，対象となる医学部だけではなく，全学的な検討事項として捉え真摯に改善に向けて対応した。

令和３年度には，大学認証評価の判定変更時に指摘された「学生の受け入れ」，「管理運営」及び「内部質保証」に対する問題点及び平成 29 年度大学評価結果における改善勧告２件，努力課題 13 件について改善されたことを確認し，追評価を受審した（資料　2-28）。

しかしながら，追評価受審期間中に，現職の理事長及び理事が逮捕・起訴されるという不祥事が生じ，令和３年 12 月 17 日付けの文部科学省からの指導文書において，「理事が二度も起訴され，法人を代表する立場にある理事長までも逮捕されたという極めて深刻な事態であるにもかかわらず，12 月 10 日の記者会見及びその後の報告でも，問題の背景や全体像が明らかにされておらず，具体的な再発防止策も何ら示されていない状況であり，社会から納得が得られる対応や説明が十分に行われていないことは極めて遺憾」との指導を受けた。

本学においては，文部科学省からの指導を極めて重く受け止め，改めて調査体制及び再発防止に向けた改善方策等の策定方法等を検討し，令和４年１月 11 日，文部科学省高等教育局長宛てに，「学校法人の管理運営に関する対応及び報告について」を回答し，その要旨を大学ホームページに公表した（資料　2-29【ウェブ】）。

また，令和４年３月 31 日付けで日本大学再生会議及び第三者委員会より示された答申及び調査報告を踏まえて，事件の総括と今後の施策について理事会で検討し，令和４年４

月７日，文部科学省高等教育局長宛てに，「学校法人日本大学の前理事長及び元理事に係る一連の事案に対する本法人の今後の対応及び方針について」を回答した（資料　2-30【ウェブ】）。

令和４年４月 11 日には，記者会見を開き，再発防止策等について説明を行い，令和４年４月 15 日には，学生・生徒，保護者，卒業生，教職員及び関係者に対する本学再生に向けた改革に関する動画をホームページに公表した。

なお，令和４年４月に文部科学省高等教育局長宛てに回答した「学校法人日本大学の前理事長及び元理事に係る一連の事案に対する本法人の今後の対応及び方針について」への詳細な対応状況については，現在も継続して報告を行っている。

本事案に関連して，大学基準協会による追加の調査及びヒアリングが行われたが，令和４年５月，「令和元年度の調査において指摘した重大な問題に対しては改善が認められるものの，令和３年度に新たに大学基準の「管理運営」に関して重大な問題が認められたため，大学基準に適合していない」との判定を受けた（資料　2-31）。

追評価結果については，常務理事会，学部長会議，理事会及び学部等に報告するとともに，全学内部質保証推進委員会を中心として，全学的な課題として改善を推進していくことを共有した。

本事案への対応として，本法人における健全な管理運営体制の構築に向けた改革の一環として，寄附行為及び関連諸規程の整備を行い，新たな選出方法に選出された役員による新体制が令和４年７月１日に発足した。

追評価結果に付された提言については，本部所管部署及び学部等が改善計画を策定し，その内容については，全学内部質保証推進委員会において内部質保証の推進を図ることを目的として検証した。本部所管部署及び学部等には，その検証結果に基づき，改善に取り組むよう指示するとともに，進捗状況について報告するよう求めた。

その結果，「管理運営」を含む一部の提言については，新たに構築した制度や体制について実質化されているかなどを次年度に確認することとし，他の提言については改善できていることを確認した（資料　2-32）。

令和５年８月５日に，本学アメリカンフットボール部員が違法薬物所持により逮捕される事件が発生し，令和５年８月 22 日付けの文部科学省からの指導文書において，「アメリカンフットボール部所属学生の薬物所持事件に係る対応においては，法人における重大な事態が発生していたにもかかわらず，法人を代表する理事長や校務をつかさどる学長に対する法人内部の情報伝達や捜査機関への連絡等の判断などの管理運営上の対応について，公共性の高い学校法人としての信頼性を損なう事態が生じていることは誠に遺憾」とし，第三者の協力を得た委員会等において，真相究明に向けた徹底的な調査により事実関係を明らかにするとともに，法人としてのこれまでの判断や対応等における問題点について，それが生じた原因や背景を検証し，報告するよう指導を受けた。

本事案を受けて，本学は，令和５年８月 23 日付けで，理事長及び学長の諮問機関として競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会を設置し，その原因を調査するとともに，アメリカンフットボール部及び他の競技部学生寮の管理体制や薬物乱用防止策を含めた再発防止等の検討を行うこととした。

令和５年８月 24 日付けで，大学法人ガバナンス及び危機管理について高い知見を有する本法人から独立した立場の複数の第三者による，日本大学アメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という）を設置し，薬物事件に係る本法人内部の情報伝達，関係機関への連絡，法人としての判断や対応等における問題点及びそれが生じた原因や背景の検証を委嘱し，同委員会からの調査結果を踏まえて，再発防止策と法人としての管理運営体制の再構築を含む改善計画を策定し，健全な法人運営に努めていくこととした。

令和５年 10 月 30 日，第三者委員会から調査報告書を受領し，文部科学省高等教育局長宛て提出するとともに，ホームページに公表した（資料　2-33【ウェブ】）。

本法人は，第三者委員会からの報告書において指摘された全ての事項を真摯に受け止め，本事案の再発防止策と本法人の管理運営体制の再構築を含む改善計画を迅速に策定すると同時に，こうした事態を招いた関係者の責任の所在を明確にして，処分を行うことを速やかに公表した。また，社会から信頼され，社会に広く貢献できる教育機関として再起できるよう誠心誠意努力するため，同日，法人内にワーキンググループを設け，再発防止策と法人としての管理運営体制の再構築を含む改善計画の策定に向け検討を始めた。令和５年 11 月 16 日の理事会において，ワーキンググループを第三者委員会答申検討会議（以下「検討会議」という）に発展的に置き換え，対応の検討を進めることを決定した。

令和５年 11 月 30 日，第三者委員会の調査報告書を受け検討会議が作成した改善計画案を基に，本法人としての今後の対応及び方針を決定し，「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）に対する本法人の今後の対応及び方針」を文部科学省高等教育局長宛てに提出し，ホームページに公表した（資料　2-34【ウェブ】）。

なお，令和５年 12 月 25 日にも，追加の回答を提出した（資料　2-35【ウェブ】）。

令和５年 12 月 15 日，競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会がまとめた答申書（要約版）をホームページに公表し，競技部の管理体制や薬物乱用防止策を含めた再発防止等の検討に引き続き取り組んでいくとしている（資料　2-36【ウェブ】）。

同日，競技スポーツ運営委員会が取りまとめた「競技部所属学生の教育環境整備と支援体制構築に係る報告書（要約版）」をホームページに公表し，４つの課題（①所属学生の修学実態の把握と支援策の策定，②競技部に係る入学試験の実態把握と改善策の策定，③所属学生の心身サポート体制の充実，④「日本大学競技スポーツ宣言」の検証と改定案の検討）について，できるところから早急に着手し，全ての学生アスリートが安心して競技と修学に専念でき，充実した学生生活を送れる環境を整備していく（資料　2-37【ウェブ】）。

令和６年１月９日開催の常務理事会において，ガバナンス改革の抜本的な見直しなどの改善計画を着実に実行するために第三者委員会答申検討会議を改組して日本大学改善改革会議（以下「改革会議」という）を設置し，計画に対する監視や助言を行うこととした。

改革会議は，令和６年１月 17 日から週１回の頻度で開催し，「ガバナンス体制の抜本的な見直し」，「役員の選解任制度の再構築並びに懲戒処分規程の整備」，「危機管理体制の再構築」，「競技スポーツの管理体制の再構築」，「情報管理体制の抜本的な再構築」及び「危機管理広報等広報体制の抜本的な再構築」等について，検討を行い，改善取組を推進している。

【設置計画履行状況等調査に対する対応】

設置計画履行状況等調査結果に対する対応は，本部学務部学務課において各学部等への履行状況の確認等を行っている。

なお，令和４年度においては，法学部（通信教育課程），文理学部（通信教育課程），経済学部（通信教育課程）及び商学部（通信教育課程）に対して「定員未充足の是正に努めること」と附帯事項が付されている（資料　2-38，2-39，基礎要件確認シート 3）。

【教職課程における自己点検・評価の実施方法，自己点検・評価の客観性，妥当性を高めるための全学的な運営・支援状況について】

教職課程に関する自己点検・評価については，大学本部学務委員会の下に設置した教職課程専門委員会が，一般社団法人全国私立大学教職課程協会による「教職課程の自己点検評価報告書」作成の手引きに従い点検・評価項目を設定し，令和６年度に実施する予定である。

以上のように，自己点検・評価活動は，自己点検・評価委員会が主体となって実施し，自己点検・評価の結果については，内部質保証推進委員会が検証し，改善・向上に取り組む体制となっている。内部質保証システムが有効に機能するよう整備しているが，今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応について文部科学省から指導を受けたことから，再発防止に努めるとともに組織の問題点を改善し,健全な管理運営体制の再構築に向けて，改善を進めている。

点検・評価項目④

教育研究活動，自己点検・評価結果，財務，その他の諸活動の状況等を適切に公表し，社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点１	**教育研究活動，自己点検・評価結果，財務，その他の諸活動の状況等の公表**
評価の視点２	**公表する情報の正確性，信頼性**
評価の視点３	**公表する情報の適切な更新**

本学では，学校教育法施行規則に定められている教育研究活動等の状況について，大学ホームページ及び各学部等のホームページにて公表している（資料　2-40【ウェブ】，基礎要件確認シート 5)。

自己点検・評価の結果は，全学自己点検・評価報告書としてまとめているほか，過年度に改善が必要と自己評価した事項については，その後の改善状況を改善結果報告書としてまとめ，いずれもホームページに公表するなど，学内外に公表している（資料　2-15【ウェブ】，2-16【ウェブ】，基礎要件確認シート 4）。

財務状況については，事業報告書等を各学部等で閲覧できる環境を整えるとともに，大学ホームページでの公表を行い，学内においては日本大学広報及び学報により公表を行っている（資料　1-17【ウェブ】，基礎要件確認シート 6）。

その他の諸活動の状況等については，大学ホームページに，年度ごとの事業計画書及び中期計画のほか理事会，評議員会及び学部長会議の議事録（要旨），理事長，学長の業績評価等を公表している（資料　2-40【ウェブ】）。

また，本学では「日本大学情報公開内規」を制定し，学校法人日本大学の情報の公開についての事項を定めている。この法人の情報公開については，申請に応じて閲覧に供する方法及び大学ホームページで公表する方法により，①財産目録，②貸借対照表，③収支計算書，④事業報告書，⑤理事，監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿（ただし，規程により個人の住所に係る記載の部分を除外して公開），⑥監事の監査報告書，⑦役員に対する報酬等の支給の基準，⑧寄附行為を公開することを規定している（資料　2-41）。

なお，教職課程の自己点検・評価報告書については，令和６年度前期に大学ホームページに公表予定である。

本学の教育研究活動，自己点検・評価結果，財務，その他の諸活動の状況等の公表に当たっては，情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制が整備されている。具体的には，自己点検・評価結果については，学部等から大学全体に至るまで，各自己点検・評価委員会での段階的な精査によって，社会への情報公開における正確性及び信頼性を確保している。また，財務情報については，独立監査人（監査法人又は公認会計士）及び監事の監査を受けた上で「監事監査報告書」を付して公表しており，社会への情報公開における正確性及び信頼性を確保している。このように，それぞれ二重の点検を常態化することにより，公表情報の正確性及び信頼性を担保している。

「日本大学情報公開内規」で定める情報については，年度ごとに更新し，理事・監事の構成や寄附行為の変更が生じた際には，都度更新している。また，各部署からの依頼を受け，公式ホームページの情報の修正や更新に随時対応している。

以上のように，教育研究活動，自己点検・評価結果，財務，その他の諸活動の状況等を適切に公表し，社会に対する説明責任を果たしていると言える。

点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性，有効性の定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価における適切な根拠（資料，情報）の使用**
評価の視点３	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

本学では，平成３年の大学設置基準改正以来，積極的に自己点検・評価に取り組み，平成６年度からは全学的な自己点検・評価を実施し，その基準の中に「点検・評価」や「内部質保証」という項目を設定し，内部質保証システムの適切性について検証している。また，平成 16 年，平成 22 年，平成 29 年には公益財団法人大学基準協会の大学認証評価を受審し，内部質保証システムの適切性についても評価を受けている。

令和３年の内部質保証体制の構築により，内部質保証システムの適切性の点検・評価に

ついては，全学内部質保証推進委員会を中心に取り組んでいる。

直近では，令和３年の内部質保証体制の構築により，自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会の権限及び役割を明確にし，自己点検・評価活動の効率化を図ることを目的に「日本大学自己点検・評価規程」を見直し，令和４年４月に改正を行った。

以下の３点が見直した内容である。

① 内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会との任務の住み分け

従来，自己点検・評価委員会が点検・評価，検証，改善の任務を担っていたが，内部質保証推進委員会が設置されたことに伴い，点検・評価は，自己点検・評価委員会，検証，改善については内部質保証推進委員会と任務の住み分けを行った。

② 全学自己点検・評価活動の３年周期の見直し

令和３年度までの全学的な自己点検・評価活動は，３年に一度のサイクル（１年目に自己点検・評価の実施及び改善に取り組む事項（改善事項）の抽出，２年目には各改善事項の進捗状況の確認，３年目に改善事項の取り組み結果の確認）で実施していたが，認証評価受審に合わせて自己点検・評価を別途行うなど，自己点検・評価活動の運用面に制限があったため，より効果的な自己点検・評価及び改善・向上に取り組むため，３年の周期を廃止し，毎年度，その時々で求められる課題や問題に対応していくための自己点検・評価活動を流動的に実施できるようにした。

③ 自己点検・評価委員会組織のスリム化

自己点検・評価活動の手続きの簡素化や委員会運営及び各委員の負担軽減を図ることを目的として，大学評価専門委員会及び本部自己点検・評価委員会を廃し，委員会組織のスリム化を図った。

上記の「日本大学自己点検・評価規程」改正に伴い，「日本大学内部質保証に関する方針」，「概念図」及び「全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務」の一部変更を行った。

内部質保証推進体制が令和３年に構築されたが，今後も内部質保証システムが形骸化しないように，各組織レベルにおいて，その有効性や効率性を確認し大学の教育活動にとって必要な点検・評価となるように検討していく必要がある。そのためには，実質的な自己点検・評価の実施方法も含め，課題の見いだし方等について，全学内部質保証推進委員会及び全学自己点検・評価委員会にて検討していく必要がある。

以上のように，内部質保証システム自体に対する点検・評価結果を基に改善・向上に向けた取り組みが行われていると言える。

２ 長所・特色

・本学では，「日本大学内部質保証に関する方針」及び「日本大学内部質保証推進規程」を制定し，全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として，全学内部質保証推進委員会を置き，学部等における内部質保証の推進に責任を負う組織として，学部等内部質保証推進委員会を各学部等に置いている。また，全学部等においてＦＤ委員会及びＳＤ委員会を整備している。さらに，全学ＩＲ委員会及び学部等のＩＲに関する委員会を整備し，全学的な内部質保証の推進に加え，各学部等においても内部質保

証の推進を図っている。
・本学では，全学共通の三つの方針に代わる方針として「日本大学教育憲章」を策定し，本学の教育の質向上に向けたＰＤＣＡサイクル確立の指標としても位置付けており，本学の長所・特色であると言える。

３　問題点

・教育研究活動等の状況については，「学校教育法施行規則」に定められているとおり，本部及び全ての学部等においてホームページに公表しているが，本学ホームページの情報公開ページは階層が深く，見やすさに欠ける。また，今後本学として独自の情報公開をどの程度進めるのか，その方針を検討する必要がある。
・通信教育課程においては，設置計画履行状況等調査結果の指摘事項として，定員未充足に対する指摘があるが，未履行の状況である。

４　全体のまとめ

本学では，令和３年３月に「日本大学内部質保証に関する方針」及び「日本大学内部質保証推進規程」を制定し，全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として，全学内部質保証推進委員会を置き，学部等における内部質保証の推進に責任を負う組織として学部等内部質保証推進委員会を各学部等に置いている。

また，内部質保証を支える組織として，全学レベルの自己点検・評価を行う全学自己点検・評価委員会を置き，学部等の組織レベルの自己点検・評価を行う学部等自己点検・評価委員会を置いている。

「全学及び学部等内部質保証推進委員会の任務」には，各内部質保証推進委員会は，自己点検・評価活動，ＦＤ・ＳＤ活動，ＩＲ活動について報告を受け，活動内容を把握すること，また，自己点検・評価及び認証評価結果を中心に改善・改革すべき事項について検証し，ＦＤ・ＳＤ活動及びＩＲ活動等と連携しながら改善・改革を推進して，点検・評価活動を形骸化させることなく，さらに，学長及び学部長等の責任の下，質向上のための改善を図ることなど，本学の内部質保証体制が円滑に推進できるような具体的な任務について明記している。

「日本大学内部質保証に関するＰＤＣＡサイクル図（教学）」には，ＰＤＣＡサイクルが適切に運用されるように，全学レベル，学位プログラムレベル及び教員レベルにおけるPlan（方針・計画），Do（実行），Check（検証・評価）及びAction（改善）について明示している。

本学では，全学共通の三つの方針（卒業の認定に関する方針，教育課程の編成及び実施に関する方針及び学生の受入れに関する方針）に代わる「日本大学教育憲章」を策定し，学部等は，これに基づく一貫性のある三つの方針を定めている。また，「日本大学教育憲章」は，本学の教育の質向上に向けたＰＤＣＡサイクル確立の指標として位置付けている。

令和３年度に受審した大学認証評価（追評価）については，「管理運営」に関する重大な問題を理由として「不適合」との判定を受けたが，指摘事項に対しては，全学内部質保証推進委員会からの指示により改善に取り組んでいる。

大学認証評価において付された提言については，本学として真摯に受け止め，全学内部

質保証推進委員会が定期的に改善進捗状況を検証し，改善に向け取り組んでいる。

文部科学省からの指導についても，同様に真摯に受け止め，改善に努めている。今般のアメリカンフットボール部薬物事件での対応に係る指導については，現在，日本大学改善改革会議において検討し，改善取組を推進している。

第３章　教育研究組織

１　現状説明

点検・評価項目①

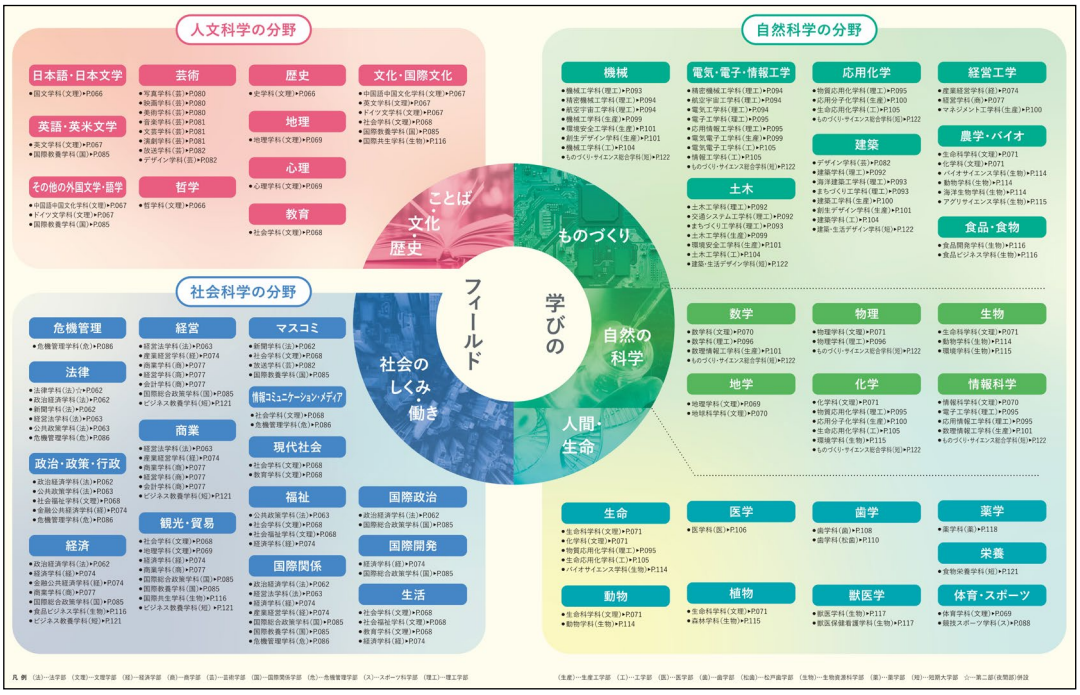
大学の理念・目的に照らして，学部・研究科，附置研究所，センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点１	大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点２	大学の理念・目的と附置研究所，センター等の組織の適合性
評価の視点３	教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点４	教育研究組織と学問の動向，社会的要請，大学を取り巻く国際的環境等への配慮

「基準１　理念・目的」で述べたとおり，本学の前進である日本法律学校は，欧米法教育が主流な時代にあって，法は国家と密接な関係にあり，また，国家は民族と結び付くものであり，日本という国の法を理解し，教育する独自性を発揮した学校である。

その後，昭和 34 年に現在の本学の目的及び使命を制定し，その実現のために，学部・研究科の新設・改組を行い，令和５年５月１日現在では，学士課程第一部に 16 学部 95 学科（うち 10 の学科は募集停止），学士課程第二部に１学部１学科，大学院に 21 研究科，修士・博士前期課程 65 専攻（うち１つの専攻は募集停止），博士・博士後期課程 66 専攻，専門職学位課程１研究科１専攻を設置している（資料　3-1【ウェブ】，大学基礎データ表１）。

学士課程では，以下の図に示すように，多彩に広がる学びのフィールドとなっている。



（2024 年度日本大学進学ガイド抜粋）

教育組織一覧（令和５年５月１日現在）

■学部

第一部（16 学部 95 学科）

学部	学科
法学部	法律学科，政治経済学科，新聞学科，経営法学科，公共政策学科
文理学部	哲学科，史学科，国文学科，中国語中国文化学科，英文学科，ドイツ文学科，社会学科，社会福祉学科，教育学科，体育学科，心理学科，地理学科，地球科学科，数学科，情報科学科，物理学科，生命科学科，化学科
経済学部	経済学科，産業経営学科，金融公共経済学科
商学部	商業学科，経営学科，会計学科
芸術学部	写真学科，映画学科，美術学科，音楽学科，文芸学科，演劇学科，放送学科，デザイン学科
国際関係学部	国際総合政策学科，国際教養学科
危機管理学部	危機管理学科
スポーツ科学部	競技スポーツ学科
理工学部	土木工学科，交通システム工学科，建築学科，海洋建築工学科，まちづくり工学科，機械工学科，精密機械工学科，航空宇宙工学科，電気工学科，電子工学科，応用情報工学科，物質応用化学科，物理学科，数学科
生産工学部	機械工学科，電気電子工学科，土木工学科，建築工学科，応用分子化学科，マネジメント工学科，数理情報工学科，環境安全工学科，創生デザイン学科
工学部	土木工学科，建築学科，機械工学科，電気電子工学科，生命応用化学科，情報工学科
医学部	医学科
歯学部	歯学科
松戸歯学部	歯学科
生物資源科学部	バイオサイエンス学科，動物学科，海洋生物学科，森林学科，環境学科，アグリサイエンス学科，食品開発学科，食品ビジネス学科，国際共生学科，獣医保健看護学科，獣医学科，生命農学科※，生命化学科※，動物資源科学科※，森林資源科学科※，海洋生物資源科学科※，生物環境工学科※，食品生命学科※，国際地域開発学科※，応用生物科学科※，くらしの生物学科※
薬学部	薬学科

第二部（１学部１学科）

法学部	法律学科

■通信教育部

法学部	法律学科，政治経済学科
文理学部	文学専攻（国文学，英文学），哲学専攻，史学専攻
経済学部	経済学科
商学部	商業学科

※は募集停止

■大学院

21 研究科

修士・博士前期課程 65 専攻

博士・博士後期課程 66 専攻

専門職学位課程 1 専攻

研究科	修士課程 博士前期課程	博士課程 博士後期課程
法学研究科	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学専攻
文学研究科	哲学専攻 史学専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻 社会学専攻 教育学専攻 心理学専攻 人文地理学専攻※	哲学専攻 日本史専攻 外国史専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻 社会学専攻 教育学専攻 心理学専攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻	地球情報数理科学専攻
	相関理化学専攻	相関理化学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻
芸術学研究科	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	芸術専攻
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際関係研究専攻
危機管理学研究科	危機管理学専攻	
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻

	海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻
医学研究科		生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系
歯学研究科		歯学専攻
松戸歯学研究科		歯学専攻
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻

獣医学研究科		獣医学専攻
薬学研究科		薬学専攻
総合社会情報研究科	国際情報専攻 文化情報専攻 人間科学専攻	総合社会情報専攻

※は募集停止

研究科	専門職学位課程
法務研究科	法務専攻

また，大学の目的及び使命にある「広く知識を世界にもとめて深遠な学術を研究」を実現するため，本部及び各学部に 34 の付置研究所や研究センターを設置している　（資料 3-2【ウェブ】，大学基礎データ表１）。

各研究所は，規程によってその目的を明らかにし，それぞれの設置趣旨に基づく特色ある研究活動を行っており，研究センターにおいては内規を整備した上で，目的に沿った事業を遂行している（資料　3-3）。

研究所一覧　（34 研究所）

本部	総合科学研究所，量子科学研究所，教育制度研究所，精神文化研究所，人口研究所
法学部	法学研究所，政経研究所，比較法研究所，新聞学研究所，国際知的財産研究所
文理学部	人文科学研究所，自然科学研究所，情報科学研究所
経済学部	経済科学研究所，産業経営研究所
商学部	商学研究所，会計学研究所，情報科学研究所
芸術学部	芸術研究所
国際関係学部	生活科学研究所，国際関係研究所
危機管理学部	危機管理学研究所
スポーツ科学部	スポーツ科学研究所
理工学部	理工学研究所
生産工学部	生産工学研究所
工学部	工学研究所
医学部	総合医学研究所
歯学部	総合歯学研究所
松戸歯学部	口腔科学研究所
生物資源科学部	総合研究所，国際地域研究所，生命科学研究所
薬学部	薬学研究所
通信教育部	通信教育研究所

例えば，工学研究所では，各専門分野における研究及び調査等をはじめ各種事業を行っている。工学研究所内には，日本大学工学部工学研究所ロハス工学センターを設置し，地域が抱える課題解決のため，ロハス工学に基づく分野横断型の研究及び人材育成を推進することにより，学生と共に健康で持続可能な生活と社会の実現を目指し，得られた成果を広く社会に還元することを目的としている（資料　3-4【ウェブ】）。

そして，本学での最大の特徴であるが，これら設置する学部，研究科は，校舎がそれぞれ分かれていることにある。すなわち，学部及び学部を基礎とした研究科を一つの単位として一つの校舎（キャンパス）にて教育研究活動が展開されている。ただし，平成 28 年に開設した危機管理学部及びスポーツ科学部については，二つの学部（研究科を含む）で三軒茶屋キャンパスを形成している（資料　3-5）。

さらに，本学では，総合大学ならではの多種多彩な史資料を所蔵している資料館・博物館として，文理学部資料館，芸術学部芸術資料館，国際関係学部国際機関資料室，理工学部科学技術史料センター，松戸歯学部歯学史資料室及び生物資源科学部博物館を設置している。文理学部資料館及び芸術学部芸術資料館は東京都教育委員会から，理工学部科学技術史料センターは千葉県から，生物資源科学部博物館は神奈川県教育委員会から博物館相当施設に指定されており，学芸員課程等の実習施設としても利用されている（資料　3-6【ウェブ】）。

教職課程の全学的な実施組織については，本部学務委員会の下部組織に全学的な連携による教職課程運営体制の整備の一貫として，教職課程専門委員会を令和４年４月１日に設置し，全学的な教職課程における運営・支援を行っている（資料　3-7）。

以上のように，大学の理念・目的に照らして，学部・研究科，附置研究所，センターその他の組織の設置状況は適切であると言える。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

教育組織の改編等を行う場合は，学問の動向，社会からの要請，さらに大学として一体的に行うため，学長の教学マネジメントの下，学長の諮問機関である本部教学戦略委員会において検討していたが，同委員会は，令和４年 10 月の学長への最終答申をもって解散となった。

教学戦略委員会では，複数学部等が隣接する地区の特性を生かした関連する教育研究拠点の形成について検討したが，令和３年度の法人役員による不祥事に伴う補助金不交付等，状況を考慮した結果，計画が見直しとなり，令和４年４月開催の理事会において，計画の

中止が決定した。ただし，一部新設を計画していた学科については，その検討を当該学部に委ね，現在も継続して検討を続けている。

学部等の意向による教育・研究の組織等の改編等に当たっては，決定過程を明確にしている。具体的には，組織改編等の変更を行う場合は，①各学部等は，その構想を事前に本部学務部に相談する。その際，「学部等構想原案」及び事前相談資料等必要書類を提出する。②大学として一体的な改革を実施するため，学長の教学マネジメントの下，実施内容の確認及び実施時期の調整等を行った上で，当該学部に対して，具体的な指示をする。③学部等は，申請するに当たって，学部等における諸会議及び教授会で審議の上，大学に申請する。④大学においては，改めて大学全体として学長の教学ガバナンスの下に，常務理事会の議を経て，理事会で決定している。

直近の教育組織の改編については，生物資源科学部において，当該学部長ガバナンスの下，執行部が高等学校や大学入試情報を分析する業者から情報を収集し，同学部を志願する受験生の動向や社会からの要請等の観点からその教育組織の適切性を含め，定期的に勉強会を開催し，分析・検討を行った結果，令和５年度に，12 学科から 11 学科へと改組を行った。

また，令和５年度に新たに設置された危機管理学研究科及びスポーツ科学研究科については，危機管理学部及びスポーツ科学部を平成 28 年度に設置した当時から設置計画があり，同学部が完成年度を超えたことから，設置を決定したものである。

また，各研究所等では学術研究の進展や社会の要請に対応するため，主に研究委員会を中心として定期的に研究組織の適切性を検証しながら，その改善に取り組んでおり，研究所規程準則を改正するなど全学的に付置研究所の目的及び事業内容の見直しを図り，個人研究を含め研究所事業の活発化を目指している。

学部等においては，教育組織については学務委員会等で，研究組織については研究委員会にて教育研究組織の適切性について定期的に検証している。

例えば，芸術学部においては，研究組織については，通年の研究所運営委員会にて，研究組織の在り方をはじめ，付随する研究部門の構成が学部の教育・研究に寄与していることを前提とし，必要に応じて内部牽制を図りつつ，適宜有機的に点検・評価を行っている。その結果，改善・向上に取り組んだ事例は以下のとおりである。

① 令和２年４月入学生から，美術学科の絵画コース版画専攻の運用変更及び（１年次から選択）彫刻コースに地域芸術専攻を新設，演劇学科を従来の８コースから４コース 10 専攻に改編

② 日本大学芸術学部芸術研究所規程を改正し，組織のスリム化を図るとともに，付置研究所として現状に見合う設置状況とした。

全学的な取組として，「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検･評価を実施し，その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

令和４年度に実施した全学自己点検・評価において，既に解散している教学戦略委員会で検討をしていた教育組織の検証について，どの組織が行うべきか学務委員会において検討するよう指示をしている。

以上のように，教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

２　長所・特色

・大学の目的及び使命に基づき，本学が持つ多様性によって 34 の付置研究所や研究センターを設置し，各研究所規程における目的を実現するため，学部等によっては，学問的な動向・研究の潮流・社会的要請から，必要に応じて研究所の中にセンターなどを組織している。
・多くの学部等において，研究室・研究所の所属を越えた総合的な研究の実施を目指す取組がなされているところが，本学の長所・特色である。

３　問題点

なし

４　全体のまとめ

本学の目的及び使命を実現するために，学問の動向や社会からの要請により，学部・研究科の新設・改組を行い，令和５年５月１日現在では，学士課程第一部に 16 学部 95 学科（うち 10 の学科は募集停止），学士課程第二部に１学部１学科，大学院に 21 研究科，修士・博士前期課程 65 専攻（うち１つの専攻は募集停止），博士・博士後期課程 66 専攻，専門職学位課程１研究科１専攻の教育組織を編成し設置している。

また，研究組織についても，本学の目的及び使命を実現するために，34 の付置研究所や研究センターを設置している。

教職課程の全学的な実施組織については，本部学務委員会の下部組織である教職課程専門委員会が運営・支援を行っている。

教育組織の適切性については，学長の諮問機関である教学戦略委員会が検討を行ってきたが，同委員会の廃止により，今後は，どの組織が検討すべきか，学務委員会において検討している。

研究組織の適切性については，主に研究委員会を中心に検証し，改善に取り組んでいる。

学部等においても教育・研究組織の適切性の検証が行われており，直近では，令和５年に生物資源科学部で改組が行われ，また，危機管理学研究科及びスポーツ科学研究科が新設されている。なお，学部等の意向による教育・研究組織の改編をする際の決定過程については明確にしており，適切な手続を経て決定している。

第４章　教育課程・学習成果

１　現状説明

点検・評価項目①
授与する学位ごとに，学位授与方針を定め，公表しているか。

評価の視点１	**課程修了にあたって，学生が修得することが求められる知識，技能，態度等，当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表**

【学位授与方針の適切な設定及び公表】

本学では，学部全体及び大学院全体の卒業の認定に関する方針（以下「ＤＰ」という）を定めていないが，平成 28 年に「日本大学マインド」を持った学生の育成を目指し，全学共通の三つの方針に代わる「日本大学教育憲章」（以下「教育憲章」という）を制定した。

「教育憲章」では，本学の教育理念である「自主創造」を３つの構成要素に分け，構成要素に関わる８つの包括的能力（コンピテンス）を学生が身につけるべき能力として明示している（資料　4-1【ウェブ】）。

「教育憲章」の制定に伴い，学位授与単位で三つの方針を見直したことについては，「第２章　内部質保証」点検・評価項目③に記述のとおりである。

したがって，学部においては，それぞれの学部・学科の教育研究上の目的を踏まえ，大学が示す学生が身につけるべき８つの包括的能力（コンピテンス）にひも付く「ＤＰ１～８コンピテンシー」を定め，各学部の学位ごとにＤＰが適切に定められている。

大学院においては，各研究科が責任主体となり，それぞれの教育研究上の目的を踏まえ，専攻又は課程ごとに，当該学位にふさわしい知識，能力等を明示したＤＰを定めている。

上述のとおり，学部全体としてのＤＰを定めていないが，学部・学科及び学位が異なっても「教育憲章」が掲げる学生が身につけるべき８つの包括的能力（コンピテンス）を共通とし，学部が示す学習成果は，それぞれの学部の特徴が明示されている。

例えば，学士（工学）を授与する生産工学部では，「経営のわかる技術者」を育てるために，全体を見渡す力をつけるための学びを重視し，ただ単に性能を追求するだけではなく，デザインや効率的な製造法，経済的な材料，全体コストや販路まで考えてものづくりをするという広い知識と視野を持つ技術者の育成を目指している。また，福島県郡山市にキャンパスを置く工学部は，「ロハス工学」を教育・研究のテーマとしており，健康で持続可能な生活と社会を実現するための次世代工学を提唱している。これは，東日本大震災と原発事故から，“ふくしま”の自立した復興を実現するために必要な工学でもあり， 複雑化，多様化する社会において，「ロハス工学」の実現を目指しており，以下のようにＤＰの８つの包括的能力（コンピテンス）は共通であるが，その能力（コンピテンシー）はそれぞれの学部の特徴を踏まえたものである。

（生産工学部・工学部のＤＰ）

教育憲章「自主創造」の３つの構成要素及びコンピテンス	能力（コンピテンシー）	
	生産工学部	工学部
[自ら学ぶ] 豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【ＤＰ１】 豊かな教養と自然科学・社会科学に関する基礎知識に基づき，倫理観を高めることができる。	【ＤＰ１】 工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し，幅広い知識・教養に基づく高い倫理観を涵養することができる。
[自ら学ぶ] 世界の現状を理解し，説明する力	【ＤＰ２】 国際的視点から，必要な情報を収集・分析し，自らの考えを説明することができる。	【ＤＰ２】 グローバル化する社会における工学技術者として，多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
[自ら考える] 論理的・批判的思考力	【ＤＰ３】 専門分野を体系的に理解して得られる情報に基づき，論理的な思考・批判的な思考をすることができる。	【ＤＰ３】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ，工学技術者として論理的，批判的な思考をすることができる。
[自ら考える] 問題発見・解決力	【ＤＰ４】 生産工学に関する視点から，新たな問題を発見し，解決策をデザインすることができる。	【ＤＰ４】 工学の基礎力に基づいて，自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち，問題の解決策を提案できる。
[自ら道をひらく] 挑戦力	【ＤＰ５】 生産工学の視点から，適切な目標と手段を見定め，新たなことにも挑戦し，やり抜くことができる。	【ＤＰ５】 地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し，持続可能な社会の実現のために，あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
[自ら道をひらく] コミュニケーション力	【ＤＰ６】 多様な考えを受入れ，適切な手段で自らの考えを伝えて相互に理解することができる。	【ＤＰ６】 社会性を持つ工学技術者として，常に他者の意見に耳を傾け，自らの意見を相手に伝えることができる。
[自ら道をひらく] リーダーシップ・協働力	【ＤＰ７】 チームの一員として目的・目標を他者と共有し，達成に向けて働きかけながら，協働することができる。	【ＤＰ７】 工学技術者の立場から他者との協働を通して，リーダーとして他者の力を引き出し，その活躍を支援することができる。
[自ら道をひらく] 省察力	【ＤＰ８】 経験を主観的・客観的に振り返り，気付きを学びに変えて継続的に自己を高めることができる。	【ＤＰ８】 自己を見つめ，自らの言動を謙虚に振り返り，工学技術者として自己を高めることができる。

ＤＰの公表については，学部・大学院共に本学ホームページ・履修要覧・シラバス等への掲載により学内外に広く公表している（資料　基礎要件確認シート７）。

以上のように，学部においては授与する学位ごとに，大学院においては専攻又は課程ごとに当該学位にふさわしい学習成果を明示したＤＰの適切な設定し，公表をしていると言

える。

点検・評価項目②

授与する学位ごとに，教育課程の編成・実施方針を定め，公表しているか。

評価の視点１	**下記内容を備えた教育課程の編成･実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表** **・教育課程の体系，教育内容** **・教育課程を構成する授業科目区分，授業形態等**
評価の視点２	**教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性**

【教育課程の編成・実施方針の設定及び公表】

本学では，ＤＰと同様に，学部全体及び大学院全体の教育課程の編成及び実施に関する方針（以下「ＣＰ」という）を定めていないが，学部・学科ごとに，「教育憲章」及びＤＰと連関した教育課程の体系，教育内容，授業科目区分，授業形態及び学習成果の評価をＣＰにおいて定めている。

例えば，工学部においては，以下の表のように，前文にＤＰに示された学習成果を養成するための教育内容･方法，学習成果の評価等を定め，ＤＰに連関したＣＰを定めている。

（工学部（学士（工学））のＤＰ及びＣＰ）

工学部（学士（工学））では，日本大学教育憲章（以下，「憲章」という）を基に，専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された８つの能力（コンピテンシー）を養成するために，全学共通初年次教育科目，教養科目，外国語科目，体育科目，自然科学科目，専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに，講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また，学修成果の評価は，専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては，授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により，各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し，「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の８つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては，教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や，学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
教育憲章 「自主創造」の３つの構成要素及びコンピテンス	能力（コンピテンシー）	
[自ら学ぶ] 豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【ＤＰ１】 工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し，幅広い知識･教養に基づく高い倫理観を涵養することができる。	【ＣＰ１】 全学共通初年次教育科目，教養科目及び各学科専門教育科目等を通して，工学にかかわる分野で社会と環境に貢献できる工学的手

		法に習熟させ，それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて高い倫理観を育成する。
[自ら学ぶ] 世界の現状を理解し，説明する力	【ＤＰ２】 グローバル化する社会における工学技術者として，多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	【ＣＰ２】 外国語科目及び各学科専門教育科目等を通して，日本大学並びに日本大学工学部の使命を理解し，自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し，説明できる能力を育成する。
[自ら考える] 論理的・批判的思考力	【ＤＰ３】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ，工学技術者として論理的，批判的な思考をすることができる。	【ＣＰ３】 自然科学科目及び各学科専門教育科目等を通して，工学にかかわる分野の基礎となる，論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を，体系化された継続的な学修によって理解・修得し，専門分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ，発揮できる能力を育成する。
[自ら考える] 問題発見・解決力	【ＤＰ４】 工学の基礎力に基づいて，自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち，問題の解決策を提案できる。	【ＣＰ４】 各学科専門教育科目等を通して，持続可能な社会の実現に向けた，工学にかかわる幅広い分野の知識や技術を学修させ，問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い，豊かな発想と高度な分析を通して，自ら問題を発見し解決できる能力を育成する。
[自ら道をひらく] 挑戦力	【ＤＰ５】 地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し，持続可能な社会の実現のために，あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	【ＣＰ５】 各学科専門教育科目等を通して，持続可能な社会の実現に向けて自ら考え行動し，工学にかかわる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけさせ，自らのキャリアデザインも含めて，新しいことに果敢に挑戦できる能力を育成する。
[自ら道をひらく] コミュニケーション力	【ＤＰ６】 社会性を持つ工学技術者として，常に他者の意見に耳を傾け，自らの意見を相手に伝えることができる。	【ＣＰ６】 全学共通初年次教育科目，教養科目，体育科目及び各学科専門教育科目等を通して，社会性を持つ工学にかかわる分野の技術者として，豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康，集団行動の能力，多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ，自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ，自らの考えを相手に伝えることができる能力を育成する。

[自ら道をひらく] リーダーシップ・協働力	【ＤＰ７】 工学技術者の立場から他者との協働を通して，リーダーとして他者の力を引き出し，その活躍を支援することができる。	【ＣＰ７】 全学共通初年次教育科目,体育科目，自然科学科目及び各学科専門教育科目を通して,学修における協働作業の中で，他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな技術者になる素養を身につけさせ，集団の中でリーダーとして他者の力を引き出し，その活躍を支援できる能力を育成する。
[自ら道をひらく] 省察力	【ＤＰ８】 自己を見つめ，自らの言動を謙虚に振り返り，工学技術者として自己を高めることができる。	【ＣＰ８】 各学科専門教育科目等を通して，工学にかかわる分野に関して，常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め，自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り，新しい知識や技術の修得に励むことができる能力を育成する。

大学院においては，各研究科の教育研究上の目的及びＤＰを踏まえた教育課程の体系，教育内容，授業科目区分，授業形態及び学習成果の評価をＣＰにおいて定めている。

例えば，芸術学研究科では，以下のとおりＣＰを定めている。

（芸術学研究科教育課程のＣＰ）

日本大学大学院芸術学研究科では，日本大学教育憲章に基づき，学位授与の方針に沿って教育課程を編成し実施します。	
博士前期課程	博士後期課程
博士前期課程では，文芸学，映像芸術，造形芸術，音楽芸術，舞台芸術の５つの専攻を置き,21 世紀の芸術が担う社会的先導性を身につけることを目標とします。 基礎的素養と各専攻の専門知識を培うと同時に，専攻の壁を越えて学生の知的関心に応じるべく，相互に関連する広範囲の科目を配置し，修士論文・作品の研究を個別に指導します。 憲章の８つの能力を養成するとともに，芸術分野の多岐にわたる授業科目を体系化し，講義・演習・実習・実技等の授業形態を組み入れた学修方法による教育課程を以下のとおり編成し，実施します。	博士後期課程では，博士前期課程での研究をさらに発展させるため，指導教員により，論文作成における多岐にわたるアドバイスを行うとともに，研究成果発表のプレゼンテーション能力を強化し，コースワークとリサーチワークを組み合わせた体系的な授業形態を組み入れ，学生自身が独力で問題設定から解決までできることを目指した教育課程を以下のとおり編成し，実施します。
・主指導教授が担当する科目を１年次より２年間継続して履修し，修士論文・修士制作の作成のための指導を少人数制で実施す	・１年次より主指導教員が担当する「芸術研究特別演習」を中心にリサーチワークを実施して，実技能力や調査研究能力，研究理

る。 ・全専攻共通科目である「芸術学特論」では，芸術の歴史のなかで各領域の芸術の果たしてきた役割と社会における意味を総合的に論考して，今日の芸術的状況を認識することを目的としている。また，「リサーチ特殊研究」では論文作成の基本と原則を習得し資料収集の方法などの能力を養うことを目的とし，芸術の表現力と技術を身に付けつつ，修士論文執筆のための実践的な指導を実施する。 ・専攻ごとに芸術理論・歴史を専門的に探究する力を修得するための理論部門や，各自の専門研究における問題を自ら解決するための演習・実習部門を設置し科目を配置する。また，相互に関連する他専攻の専門科目を履修する関連領域部門では，学生自身の専門領域に留まらない知的関心に応えられるようなカリキュラムを編成する。	論を構築する能力に関する綿密な指導をとおして，学生自らが設定する研究内容を高次なものへと高め，博士論文の作成に向けた総合的かつ実践的な研究指導を実施する。 ・コースワークを充実させ，研究・創作の視野を広げ，幅広い学識を涵養するため，他領域の科目を履修するとともに，理論だけでなく作品制作等の表現をとおしての教育を実施する。また，「芸術学特殊研究」を必修科目として，芸術を学ぶ上で必要とされる芸術学や美学のほか様々な学問領域の歴史について理解する。 ・博士論文提出までに１次予備試験，2 次予備試験（中間発表）の２回の予備試験と博士論文提出の際の口頭発表をとおして，研究者・表現者として必要なプレゼンテーション能力を身に付けるとともに，指導教員以外の教員からの助言を受け博士論文を完成させる。

ＣＰの公表については，学部・大学院共に本学ホームページ・履修要覧・シラバスなどへの掲載により学内外に広く公表している（資料　基礎要件確認シート７）。

以上のように，学部においては授与する学位ごとに，大学院においては専攻又は課程ごとにＤＰと適切な連関性を考慮したＣＰを設定し，公表をしていると言える。

点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき，各学位課程にふさわしい授業科目を開設し，教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点１	**各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置** **・教養教育と専門教育の配置【学士】** **・教育課程の科目区分，順次性，体系性，必修・選択，単位設定，授業期間等** **・初年次教育・高大接続【学士】** **・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育【修士】【博士】** **・理論教育と実務教育の適切な配置【法務研究科】**
評価の視点２	**学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施**

（教養教育と専門教育の配置【学士】）

本学は，関東の各所（東京都，千葉県，神奈川県）に点在する 14 学部，福島県郡山市に位置する工学部及び静岡県三島市に位置する国際関係学部により構成されており，１キャンパス１学部でその学部の特徴に応じ，教養教育及び専門教育を配置している（危機管理学部及びスポーツ科学部は三軒茶屋キャンパスとして教養教育を共通化）。

そのため，授業科目区分を大学としては統一しておらず，授業科目区分名称は総合教育科目，外国語科目，基礎教育科目，体育科目，専門教育科目，資格教育課程等と様々である。なお，量的配分は，大きく教養教育科目及び専門教育科目に分けると，教養教育科目がおおむね３～４割，専門教育科目が６～７割程度となっている。

例えば，専門教育科目については，法学部のようにその科目区分を更に専門基幹科目，専門展開科目，専門演習関連科目，教職課程教科専門科目といった段階を定め，積み重ねて学修する学部もある。一方で経済学部のように，理論・政策プログラム，産業・生活プログラム，国際経済・地域経済プログラム，国際コース科目といった自分が選択したプログラムを学修する学部もある。なお，卒業に必要な専門教育科目の単位数は，理学系・工学系の学部が多い傾向にあり，最小 56 単位から最大 94 単位となっている。

また，初年次でも専門教育科目を学修することができ，語学等継続的な学修を要するものについては，卒業まで学修できるようになっている。

（教育課程の科目区分，順次性，体系性，必修・選択，単位設定，授業期間等）

授業科目の設定は，ＤＰ及びＣＰと連関し，授業科目ごとに修得できる能力や他の授業科目との連関等の位置付けがなされており，これらを配当年次ごとに体系的に理解できるように，「卒業時までに，身につけるべき能力を獲得できるようにするために入学時からどのような科目で，どのような順で修得していくと，必要な知識や能力が体系的かつ効率的に獲得できるのか」を履修系統図に明示し，要覧等に掲載している。また，いくつかの学部においてはナンバリングも導入している（資料　4-2，4-3，4-4）。

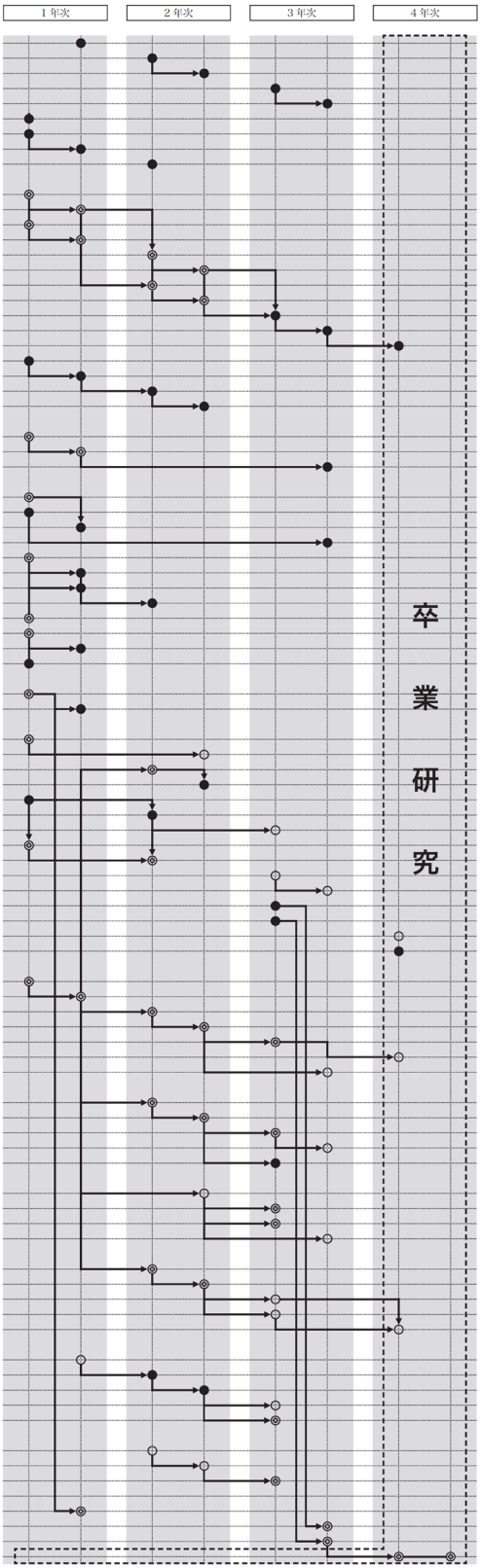
例えば，工学部土木工学科では，以下のとおり履修系統図を作成している。

履　修　系　統　図

教育研究上の目的

社会基盤や環境の保全と防災力の向上，資源の循環など，これからの社会システムの基本とすべき事柄を正しく認識した上で，ものづくりに関する基礎技能，自然環境との共生を図る意識及び高い倫理観を有し，社会基盤の整備に実践的に従事できる人間性豊かな技術者を養成する。

群(系)	科目名	DP-1・CP-1	DP-2・CP-2	DP-3・CP-3	DP-4・CP-4	DP-5・CP-5	DP-6・CP-6	DP-7・CP-7	DP-8・CP-8
	卒業の認定に関する方針(DP)及び教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)との対応								
教養科目	日本語表現法						○		
	哲学Ⅰ	○							
	哲学Ⅱ	○							
	心理学Ⅰ	○							
	心理学Ⅱ	○							
	日本国憲法	○							
	経済学Ⅰ	○							
	経済学Ⅱ	○							
	日本の文化		○						
外国語科目	英語ＡⅠ		○						
	英語ＡⅡ		○						
	英語ＢⅠ		○						
	英語ＢⅡ		○						
	英語ＡⅢ		○						
	英語ＡⅣ		○						
	英語ＢⅢ		○						
	英語ＢⅣ		○						
	英語ＣⅠ		○						
	英語ＣⅡ		○						
	技術英語		○						
	基礎日本語Ⅰ						○		
	基礎日本語Ⅱ						○		
	日本語講読Ⅰ						○		
	日本語講読Ⅱ						○		
体育科目	体育・スポーツⅠ						○	○	
	体育・スポーツⅡ						○	○	
	健康・スポーツ概論	○							
自然科学科目	工科系数学Ⅰ及び演習			○					
	工科系数学Ⅱ			○					
	工科系数学Ⅲ			○					
	工科系数学Ⅳ			○					
	物理学Ⅰ			○					
	物理学Ⅱ			○					
	物理学Ⅲ			○					
	物理学Ⅳ			○					
	物理学実験及び演習						○	○	
	化学Ⅰ			○					
	化学Ⅱ			○					
	化学実験及び演習	○					○	○	
全学共通教育科目	自主創造の基礎	○		○	○	○	○	○	○
	日本を考える	○	○	○	○	○	○	○	○
土木共通専門科目	コンピュータリテラシー	○							
	○ 基礎プログラミング及び演習	○							
	土木基礎数学			○					
	統計学	○							
	測量学Ⅰ			○					○
	測量学Ⅱ			○					○
	○ 空間情報学					○			
	測量実習Ⅰ							○	○
	測量実習Ⅱ							○	○
	○ 製図及び基礎CAD							○	
	○ 社会環境デザイン・スキルズ				○			○	
	社会基盤概論	○				○			
	プレゼミナール				○		○		
	○ 建設マネジメント及び施工法			○					○
	火薬学								○
構造工学	基礎力学及び演習	○							
	土木基礎力学及び演習			○					
	構造解析学Ⅰ及び演習			○					
	構造解析学Ⅱ及び演習					○			
	鋼構造学			○					
	○ 構造実験							○	
	○ 地震リスクマネジメント工学			○					
地盤工学	地盤工学Ⅰ及び演習			○					
	地盤工学Ⅱ及び演習					○			
	土質実験							○	
	○ 道路工学					○			
	環境地盤工学					○			
材料学・コンクリート工学	○ 構造材料学			○					
	材料実験							○	
	コンクリート構造学及び演習			○					
	○ 社会基盤保全工学					○			
水工水理学	水理学Ⅰ及び演習			○					
	水理学Ⅱ及び演習					○			
	○ 河川・流域工学					○			
	○ 海岸・港湾工学					○			
	○ 水理実験							○	
環境システム工学	○ 生物と環境の共生概論			○					
	環境評価論	○							
	水資源工学			○					
	○ 水質実験							○	
	下水道工学			○					
国土形成史・交通工学	○ 土木史及び景観学			○					
	○ 交通工学			○					
	社会基盤計画学			○					
専門共通	ロハス工学入門	○	○						
	技術者倫理	○							○
	ゼミナール				○		○		
	卒業研究				○		○		



必修科目
○ 選択必修科目
選択科目

◎ 必修科目
○ 選択必修科目
● 選択科目

DP-1・CP-1：　豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
DP-2・CP-2：　世界情勢を理解し，国際社会が直面している問題を説明することができる。
DP-3・CP-3：　得られる情報を基に論理的な思考，批判的な思考をすることができる。
DP-4・CP-4：　事象を注意深く観察して問題を発見し，解決策を提案することができる。
DP-5・CP-5：　あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
DP-6・CP-6：　他者の意見を聞いて理解し，自分の考えを伝えることができる。
DP-7・CP-7：　集団のなかで連携しながら，協働者の力を引き出し，その活躍を支援することができる。
DP-8・CP-8：　謙虚に自己を見つめ，振り返りを通じて自己を高めることができる。

必修科目，選択必修科目及び選択科目については，学部・学科若しくはコース（プログラム）ごとにその配分を考慮している。

例えば，国際関係学部では，学科の教育目標に沿うような科目配置の調整並びに学科内のコース制を導入している。そのため，２年次以降に自分の所属学科に配置されたコースを必ず１つ選択し，そのコースの履修条件に従い履修することとしている。



学生は，これらのコースを１年次後学期の「キャリアデザイン」の授業時に担任から指導を受け，各自に合ったコースを選択し，２年次前学期から各コースの授業科目配置表及び履修系統図を基に履修する。履修系統図には，科目の履修順序等を理解できるようＤＰ及びＣＰ並びに科目区分・科目を明示し，必修科目は太枠で囲み，履修順序についても矢印で示している。また，履修科目の先修条件等については，シラバスに「履修条件」という項目を設け，先修条件がある場合は，担当教員がシラバスに明示し，学生に周知している。

大学院においては，例えば，生産工学研究科では，博士前期課程における①「生産工学特別演習Ⅰ・Ⅱ」及び②「特別研究Ⅰ・Ⅱ」は，本研究科で設定した「教育憲章」の３つの構成要素及びその８つの包括的能力に対応するＤＰの到達目標及び学位授与の要件をクリアする科目となっており，履修系統図ではゴール地点の科目として明示されている。①「生産工学特別演習Ⅰ・Ⅱ」は，１年次に履修し，研究テーマの設定や研究方法を決定し，研究者としての基礎を学ぶことを狙いとし，ＤＰ１，ＤＰ３，ＤＰ７に対応している。②「特別研究Ⅰ・Ⅱ」は，２年次に履修し，実験データに基づき，結果や発表を経て，修士論文の完成を目的とし，ＤＰ１～ＤＰ８に対応している（資料　4-3-4，4-5）。

生産工学研究科博士後期課程における①コースワーク科目と②「特別研究」は，本研究科で設定した「教育憲章」の３つの構成要素及びその８つの包括的能力に対応するＤＰの到達目標及び学位授与の要件をクリアする科目となっており，履修系統図ではゴール地点の科目として明示されている。①コースワーク科目は，分野を横断した研究内容及び最新の動向を学ぶことで，研究に対する理解を深めることを狙いとしている。②「特別研究」は，コースワーク科目を踏まえ，実験データに基づき，結果や発表を経て，博士論文の完成を目的としている。

授業期間等については，学則第 14 条・第 15 条，通信教育部学則第 12 条に前学期・後学期制であることを定めている。生産工学部においては１学期をさらに二つに分け，４つの学期で授業を行っている。授業時間は，週１回 90 分 15 回を基本とし，授業内容によっては，週２回授業（連続，異なる曜日の組合せ）で行っている学部もある（資料　基礎要件確認シート 10）。

単位設定については，後述の点検・評価項目⑤に記載のとおり単位制度に基づく学習時間を確保するため，学則に授業形態ごと必要な時間数を設定している。

多くの学部・研究科では，「週１回授業２単位」を基本とする授業運営であるが，学修を深めるために，例えば，文理学部数学科の授業科目「集合と写像」では，月曜日に講義，その週の水曜日に演習を行っており，「週２回授業３単位」という授業内容にふさわしい単位設定をしている。

（初年次教育・高大接続【学士】）

初年次教育としては，様々な動機・目的をもって入学した新入生に対し，学部・学科にかかわらず，本学の学生として共通して身につけるべき学習姿勢や修得すべきスタディ・スキルを涵養することを目的とした全学共通初年次教育として，「自主創造の基礎」を開講し，以下に示す３つのターゲットを設けている（資料　1-7）。

ＴＡＲＧＥＴ１：日大生としてのアイデンティティ

ＴＡＲＧＥＴ２：コミュニケーションとインクルージョン

ＴＡＲＧＥＴ３：論理的・批判的思考とアウトプット

ＴＡＲＧＥＴ１では，多様な動機や理由とともに入学した学生が，様々な角度から本学あるいは所属学部・学科を知る機会とし，在学する意味や学ぶ意義について改めて考えることを目標にしている。

ＴＡＲＧＥＴ２では，コミュニケーションの技術を身につけるだけでなく，他者を尊重し，多様な価値観を包摂しながら，個々の能力を発揮することを目標にしている。

ＴＡＲＧＥＴ３では，グループで一つのテーマを定め，多角的に考察を行ったのち，成果物を作成することを目標している。

上記のＴＡＲＧＥＴ１からＴＡＲＧＥＴ３までを順を追って学び，スキルを修得していくことで，本学学生としての学びの基礎が構築されることを目指す科目である。本科目では，学生が主体的な学修経験を通して知識・技能や態度・習慣を身につけるものである。

また，ＴＡＲＧＥＴ２の実践の場として，「日本大学ワールド・カフェ（Ｎ－ＭＩＸ）」を行っている。例年，開催は日曜日となっており，午前の部，午後の部とに分け，１年次生の約 16,000 人が複数のキャンパスで同時に他の学部の学生と６人のグループとなって，ワールド・カフェ方式で自由な議論を行っている。他のテーブルとメンバーをシャッフルして対話を続けることにより，学生は多様な価値観に触れ，新たな気付きやお互いの理解を深めることができ，視野を広げる機会となっている（資料　4-6，4-7【ウェブ】）。

高大接続は，全ての学部において，学校推薦型選抜等の入学手続者に対し，入学までの学習習慣の維持や高校までの基礎学力の補強・向上のため，リメディアル教育を目的として行われている。付属習志野高校では，理工学部との連携教育として理工学部へ進学を目指すＣＳＴコースを設置している。２年間の高大連携プログラム（ＣＳＴＭＵプログラム）の中で，幅広く理工学部各学科の授業・研究に触れ，その集大成として，グループゼミ形式で研究テーマに取り組み，成果を発表することで大学での研究活動を実践的に先取するものである（資料　4-8【ウェブ】，4-9【ウェブ】）。

（コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育【修士】【博士】）

全研究科においては，ＤＰに掲げる当該学位にふさわしい知識，能力等を踏まえ，科目の順次性，体系性及びコースワーク・リサーチワークを相互に考慮した授業科目を適切に

配置した教育課程編成となっている。

例えば，国際関係研究科博士前期課程では，平成 27 年度入学生から教育課程（カリキュラム）の改定を行い，従前からの国際関係及び国際文化という２つの科目群を，国際関係部門として，国際関係論関連，国際関係法関連，国際経済関連，国際環境・資源関連，国際協力関連及び国際ＩＴ・情報関連の６分野，国際文化部門として，地域文化関連，比較文化関連，国際表象文化関連，比較社会関連及び翻訳学関連の５分野に細分化した。これらに加えて，外国文献の研究をする外国文献研究，論文の作成スキル向上を図るための特別講座と学位論文という科目を設置し，コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせている。また，大学院生の幅広い知識修得と高度な専門能力の向上，さらに，学修意欲の促進を目的として，博士前期課程の修了要件とは別に，安全保障コースプログラムと翻訳コースプログラムという２つのコースを設けている。

（理論教育と実務教育の適切な配置【法務研究科】）

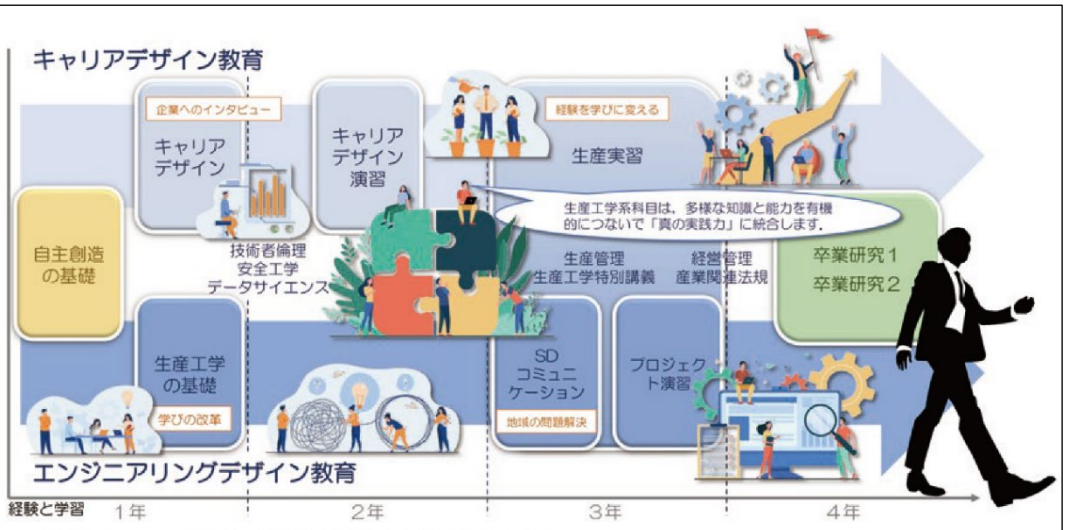
法務研究科では，教育研究上の目的において「理論と実務が密接に連携した双方向教育を展開し，法律基本科目の十分な理解，法律実務科目の習得の上に，多様な法的問題に柔軟に対応でき,法化社会の実現に資する専門性の高い法曹を養成する」ことを謳っている。

これは，精緻な法理論とそれを現実に具体化できる実務処理能力が高度に結び付いた教育を施すことによって,はじめて社会において次々と生起する法的問題に適切に対応でき,ひいては社会正義の実現に資する法曹を生み出すことができると考えるからである。本研究科においては，理論と実務の懸け橋を意識した授業が実施されている。例えば，法律基本科目においては，各教員が「理論と実務の懸け橋」に留意しつつ授業を行っている。１年次の早い段階から理論と実務を融合させた形の授業になるよう留意しており，全ての法律基本科目において事実の理解から出発する工夫をしている。また,法律実務基礎科目は,実務教育を内容とするものであり，法律実務基礎科目において実務との懸け橋を強く意識した上で，体系的な理論を踏まえた実務教育を行うことにより理論と実務の懸け橋を意識した授業を実施している。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目においても，理論と実務の懸け橋を意識した授業が行われている。

【学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施】

学部では，各学部の特色を踏まえたキャリア教育の視点に立ち，社会・職業との関わりを重視した教育を行っている。

例えば，生産工学部では，キャリアデザイン教育として，１～２年次の「キャリアデザイン」や「キャリアデザイン演習」において社会との接点を通じ，一人一人がこれまでのキャリアとこれからのキャリアとに向き合い，自己分析や業界研究，キャリア形成を重ねて技術者としての将来を描き，さらに，３年次では，「生産実習」におけるインターンシップを通じて，技術者の実務を経験しながら基礎理論と実践技術を関連付け，将来像を具現化するためのキャリアを自らデザインする。「生産実習」は，自身が志望する企業や官公庁等での実習と事前・事後学修で構成される 100 時間以上のものとなっている。



※学科によって一部科目の開講時期が異なる場合があります。

図-2　キャリアデザイン教育とエンジニアリングデザイン教育を柱とする生産工学系科目の概念図

（生産工学部　キャンパスマップ 2023 より抜粋）

以上のように，各学部・各研究科はＣＰに基づき，各学位課程にふさわしい授業科目を開設し，教育課程を体系的に編成していると言える。

点検・評価項目④

学生の学習を活性化し，効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点１	各学部･研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）【学士】 ・シラバスの内容（授業の目的，到達目標，学習成果の指標，授業内容及び方法，授業計画，授業準備のための指示，成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態，授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保，グループ活動の活用等） ・授業の履修に関する指導，その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや，量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数【学士】 ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法，年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】 ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施）【法務研究科】

（各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）【学士】）

履修登録単位数については，学部ごとに，年間及び学期単位で履修登録単位数の上限（年間 40～49 単位）を設けている。また，履修登録単位数の上限の緩和又は対象外としているものとして，①成績優秀者に対する緩和，②教職課程等，資格取得に関する科目を対象外，③編入学者等に対する緩和，④学部規定に基づく緩和や対象外，を学部・学科ごとに認められている。例えば，法学部では，学内規定に基づき，成績優秀で大学院への進学を希望し，早期卒業を望む者について，各学期４単位まで上限を緩和することができる。

なお，多くの学部では教職課程等，資格取得に関する科目を対象外としているが，上限緩和の対象となっている学生の学修時間の確保と資格取得の両立ができるよう各学部・学科において計画的な履修ができるようガイダンスや指導を行っている（資料　基礎要件確認シート 9）。

（シラバスの内容（授業の目的，到達目標，学習成果の指標，授業内容及び方法，授業計画，授業準備のための指示，成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等））

学生の主体的な授業参加を促すためのシラバスを作成するために，「ＦＤガイドブック：ティーチングガイド」において，シラバスの役割，作成時のポイント及び事前事後学修の内容を記載するなど，教員への理解を深め，効果的な教育になるように努めている。また，シラバスの項目は大学として共通ではないが，全ての学部において「予習・復習等の準備学修」，「課題に対するフィードバック方法」及び「ＤＰと当該授業科目の関連」を明示している（資料　4-10，4-11）。

シラバスと授業の整合性については，大学として平成 30 年度から令和４年度まで行っていた学修満足度向上調査で確認を行っている。令和５年度からは，新規導入した外部アセスメント・テストや卒業後調査で確認していく。

また，学部・研究科ごとに授業評価アンケート又は学内の第三者チェックを行っている（資料　4-12）。

なお，授業評価アンケートにより聴取した授業の内容や方法の意見について，例えば，薬学部では，その評価結果に基づき，教員は「授業改善計画報告書」を提出し，その内容を次年度の授業に反映することで授業改善に図っている（資料　4-13）。

（学生の主体的参加を促す授業形態，授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保 ，グループ活動の活用等））

学生の主体的な参加を促す授業（アクティブラーニングなど）については，授業担当者の裁量に任されているが，全学共通教育科目として，意義を学ぶ授業として「日本を考える」を開講している（資料　4-14【ウェブ】）。

この授業科目は，日本の歴史・文化・社会・自然・環境等のテーマ学修を通じて，他者や自身が専攻する学問との比較をすることで，専門領域への興味や関心を醸成することを目的とし，他学部の学生との議論を通じて，視野を広げることができる総合大学ならでは

の授業科目となっている。受講対象は１年次とし,様々な学部の学生の受講ができるよう,授業実施方法は同時双方向型のオンライン授業となっている。

なお，平成７年度から開始された相互履修制度は，学生が自分の所属する学部・学科又は研究科・専攻以外の講義を受講することができる教育制度であり，学生の興味・関心に応じて他学部・他研究科の科目選択が可能となっている（資料　4-15，4-16）。

（授業の履修に関する指導，その他効果的な学習のための指導）

学部において，入学前教育，新入生ガイダンス，相談窓口やクラス担任制，個別面談を行い，学生からの授業の相談や学生生活における相談を行える体制を整えている。

例えば，経済学部では学生からの授業や勉強方法等の質問及び相談に対して，教員が対応する時間帯をオフィスアワーとしてシラバスに明示し，各学生からの個別相談に対応している。また，年度始めの履修登録前には，全学年を対象に学務委員及び教務課職員による個別ブース形式での履修登録相談期間を設けており，学生の不安や質問への回答及びスムーズな履修登録につなげている。

（授業外学習に資する適切なフィードバックや，量的・質的に適当な学習課題の提示）

学生の主体的な学修を促す仕組みとして予習・復習に必要な時間・内容や課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法をシラバスに明示している。また，学生に自らの学習成果を把握させるために，ＤＰと当該科目との対応関係もシラバス又は履修系統図に明示している。

学生による授業評価アンケート（全学共通項目）の「課題（レポート，小テスト等）に対し，担当教員から学生へのフィードバック（評価や講評等の開示）はありましたか」という項目を設け５段階評価をさせており,令和４年度は多くの学部で５段階評価の４弱(平均値）となっている（資料　4-17）。

（授業形態に配慮した１授業あたりの学生数【学士】）

授業実施形態や科目の性質により，教育効果を担保することを目的として，一部の科目で抽選科目の設定（履修者の制限）を行っている。多くの学部では，情報関係科目，外国語科目を，理学系・工学系の学部では，実験・実習，製図等の授業科目をグループ分けするなど科目の特性に応じた配慮をしている。また，例えば，危機管理学部では，演習系の科目を中心に，少人数教育を実施している。具体的な科目名は以下のとおりである。

・自主創造の基礎（15～20 人）
・英語Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ・Ⅷ（28～32 人）
・アカデミック・スキルズ（16～18 人）
・ゼミナール（10～18 人）

（研究指導計画（研究指導の内容及び方法，年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】）

大学院では，指導教員による個別の履修指導，入学時ガイダンスなどにおいて研究指導計画を説明し，研究指導を実施している。研究指導計画は，学位ごとに作成して大学院要

覧等でも課程修了に至るまでの研究指導の方法，内容及びスケジュールを学生に明示している（資料　1-6，4-18，基礎要件確認シート 13）。

（実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施【法務研究科】）

法務研究科では，点検・評価項目③で述べたとおり，理論と実務の懸け橋を意識した授業が実施されている。１年次の早い段階から理論と実務を融合させた形の授業になるよう留意しており，全ての法律基本科目において事実の理解から出発する工夫をしている。また，法律実務基礎科目は，実務教育を内容とするものであり，例えば，「要件事実と事実認定の基礎」では，①当事者の主張する生の事実から，実体法の法律効果を発生させるために必要な事実である「要件事実」を抽出することにより，訴訟における攻撃防御の構造を解明するための理論である「要件事実論」，②過去の事実を現在ある証拠から認定するための方法である「事実認定」のそれぞれについて，基礎的な事項を解説するとともに，具体的事例を用いた演習（言い分方式を用いた主張整理課題，ロールプレイ＝模擬記録を用いた模擬主張整理，事実認定討論，事実認定課題）を行っている。また，「法文書作成」においては，①民事関係では，具体的な事例を通して，法文書の作成に必要な要件事実と実体法の問題点を検討する。主に要件事実を中心としたケースの検討に基づく授業である。②刑事関係では，具体的事例に係る告訴（発）状，起訴状又は判決書の犯罪事実等の起案，当該講評等を双方向性授業で実施し，刑法・刑訴法の諸問題を考究するといった授業である。

以上のように，各学部，各研究科は学生の学習を活性化し，効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。しかしながら，学部における履修登録単位数の上限設定等の緩和及び対象外にしている学部については，学生に対する履修指導を含め，再検討が必要であると言える。

点検・評価項目⑤

成績評価，単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点１	**成績評価及び単位認定を適切に行うための措置** **・単位制度の趣旨に基づく単位認定** **・既修得単位等の適切な認定** **・成績評価の客観性，厳格性，公正性，公平性を担保するための措置** **・卒業・修了要件の明示** **・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり**
評価の視点２	**学位授与を適切に行うための措置** **・学位論文審査がある場合，学位論文審査基準の明示・公表【修士】【博士】** **・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置【修士】【博士】**

	・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定

（単位制度の趣旨に基づく単位認定）

我が国の単位制度に基づく学修時間を確保するため，本学の学則第 32 条に各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮している。授業時間外の学修については，シラバスに記載し，また成績評価の方法及び基準に基づき適切に単位認定を行っている（資料　基礎要件確認シート 10）。

①講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって１単位とする。②実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって１単位とする。③講義，演習，実験，実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については，その組合せに応じ，②に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって１単位とすると規定している。

（既修得単位等の適切な認定）

学部では，学則第 21 条９項において編入学者，学則第 37 条第７項に入学前に大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学において履修し修得した単位について在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。また，資格試験の単位についても認定をしている。例えば，法学部では，高大連携教育にて入学前に修得した単位について，入学後，学生からの希望に基づき，単位認定を行っている（資料　4-19）。

大学院では，学部と同様に学則第 117 条４項に学生が許可を受け，他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定し，第６項に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。例えば，工学研究科では，工学部の大学院進学に向けた意欲と目的意識の向上を目的とし，工学部在学中に工学研究科の授業科目を履修できる科目等履修制度がある。工学研究科が認めた科目のうち，進学を志望する専攻の授業科目３科目６単位を上限としている。試験に合格した科目には単位を与え，工学研究科に入学した後に単位を認定している（資料　4-20）。

（成績評価の客観性，厳格性，公正性，公平性を担保するための措置）

成績評価基準は，学則第 36 条にＧＰＡ制度を規定しており，要覧及び「日本大学ＦＤガイドブック：ラーニングガイド」に明示し，学生に周知している。また，成績評価については，学修到達度を適切に評価するために評価方法・基準をシラバスで学生に明示し，その内容に基づいて厳格な成績評価を実施している。今後は，大学として厳格な成績評価の取組として，成績評価の分布の状況等を公表し，学生及び第三者に対する説明責任を果た

すとともに，学生が成績評価に関して照会できる仕組みを全ての学部・研究科に導入し，成績評価の透明性の確保に努める予定である（資料　4-21）。

（卒業・修了要件の明示）

卒業要件及び修了要件については，学則及び履修の手引等に明示している。卒業要件については，医学部・歯学部・松戸歯学部・薬学部・生物資源科学部獣医学科の６年制学部又は学科を除き，４年制学部では大学設置基準の最低限の 124 単位以上の学部から理工系学部では最大 128 単位以上の学部があり，各学部の学部要覧に明示されている（資料　基礎要件確認シート 12）。また，修了要件については，法務研究科を除き，大学院設置基準の最低限の 30 単位以上の研究科から最大 47 単位以上の研究科があり，各研究科の大学院要覧に明示されている。

（成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定）

成績評価基準及び単位認定については学則及び要覧等，また，成績評価については，授業科目ごとにシラバスに明示されている。なお，学則に示される全学的なルールについては，大学本部の学務委員会で審議され，その後，常務理事会，学部長会議を経て最終的には理事会で決定される。

（学位論文審査がある場合，学位論文審査基準の明示・公表【修士】【博士】）

学位審査及び修了認定は，学位論文審査及び最終試験で実施し，各研究科における大学院分科委員会において，学位を授与すべきか否かを審議し，意見を集約後は，学長に内申し，学位授与の可否を決定している。

学位論文審査は，学位規程に基づき，研究科又は専攻ごとに定めている。また，学位論文審査基準として，学位論文が満たすべき基準，審査体制，審査方法（項目）を修士課程及び博士課程ごとにホームページ及び大学院要覧等に明示・公表している（資料　基礎要件確認シート 13）。

最終試験は，客観性及び厳格性を確保した上で，研究科又は専攻ごとに実施している。

（学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置【修士】【博士】）

学位論文審査は，研究科又は専攻ごとに定める審査基準に基づき，複数名の審査委員による審査や口述発表等,客観性及び厳格性を担保するための措置の下で厳正に行っている。この他，博士論文の審査に当たっては，多くの研究科で審査委員に学外者や他の研究科教員を加えるなど，客観性の確保に努めている。

（学位授与に係る責任体制及び手続の明示及び適切な学位授与）

学部では，学科会議，学務委員会等を経て，教授会で審議され，大学院においても大学院分科委員会で審議され，最終的に学長が決定しており，適切な責任体制の下，手続が行われ，適切な学位授与を行っている。

（学位授与に関わる全学的なルールの設定）

学則に示される全学的なルールは，大学本部の学務委員会で審議され，その後，常務理事会，学部長会議を経て最終的には理事会で決定される。

以上のように，成績評価，単位認定及び学位授与を適切に行っていると言える。

点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点１	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点２	学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法

【各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定】

学部では，ＤＰに示す学生の学習成果については，成績データとしての修得単位数やＧＰＡ，卒業論文・卒業研究，卒業率，資格・免許の取得状況及び進路状況等で，その把握に努めている。

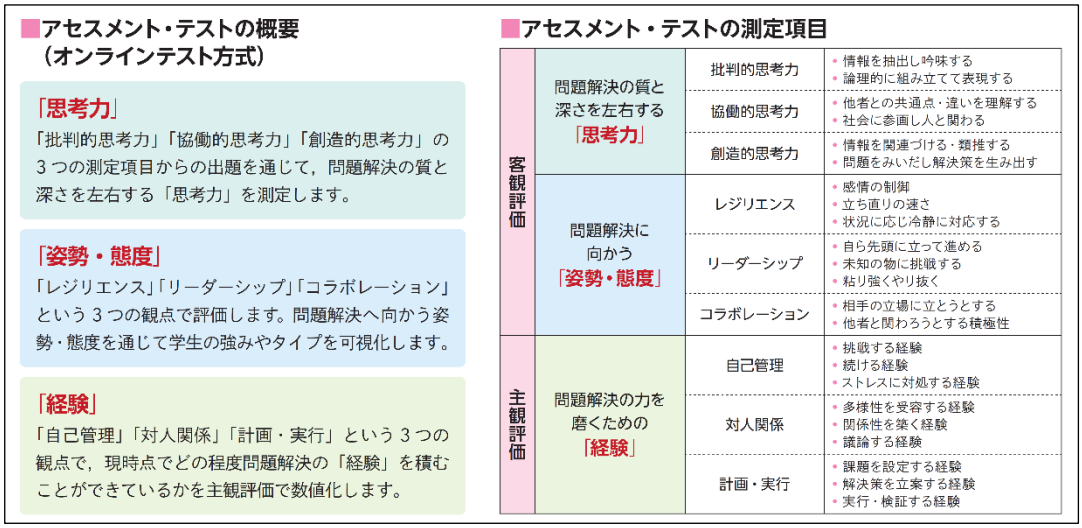
【ＤＰに明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法】

学生一人一人の学習成果の把握に係る取組の一つとして，平成 30 年度より，入学時から卒業時までの経年的な学生のニーズ・意識・教育指標に対する達成度・その他実態等を調査することを目的とした学修満足度向上調査を行い，間接評価として取り入れていた。

あわせて，学生の成績状況，授業評価アンケートの結果及び学修満足度向上調査等の様々な結果を測定・評価して教育改善につなげていたが，学生の思考力の客観的な評価，また，学習成果・教育成果の的確な把握や可視化を十分に行えていないことが課題でもあった。そのため，令和５年度から「教育憲章」を起点とした体系的な教育を検証・評価するために直接評価と従来の間接評価（学修満足度向上調査）を，同時に行える外部アセスメント・テストを導入した。

この外部アセスメント・テストは，これからの時代に必要な「問題解決能力＝ジェネリックスキル（汎用的能力）」の構成概念を「思考力」，「姿勢・態度」及び「経験」と定義している。学生の問題解決能力としての思考力やコミュニケーション力の測定等，学習成果を多面的に評価していくことを目的として実施を始めた。

受検対象は，学部及び短期大学部に在学する全学年の学生であり，受検者には個別結果がレポートとして返却され，大学には，別途集計表がフィードバックされる。これまでも各学部では，問題解決能力を高めていく工夫をしていたが，今後は測定結果を参考にしてカリキュラム改善につなげていく。



また，令和５年９月 22 日に学内にて「外部アセスメント・テストを活用した分析報告会」を実施した。「全国と比較した日本大学学生の問題解決能力における特徴」等をテーマとして講演を行い，分析結果を共有している。今後４年間，外部アセスメント・テストを全学部，全学年で実施する予定であり，学生の成長を継続的に観察，分析をしていく（資料　4-22，4-23）。

以上のように，ＤＰに明示した学生の学習成果を把握及び評価している。学業成績や卒業時の学習成果や外部アセスメント・テスト結果は重要な指標であるが，現状，データの収集だけにとどまっているのが課題である。今後は「教育憲章」で示している８つの包括的能力と外部アセスメント・テストの測定項目の関係性を整理しながら，４年間継続して結果を分析していく。

なお，大学院については，学部とは異なる観点からの学習成果を把握する必要がある。

点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容，方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点２	点検・評価結果に基づく改善・向上

学部・学科ごとに教育課程及びその内容，方法の適切性については，学部単位で主にカリキュラム改定を踏まえた点検・評価を行っている。なお，学部等のカリキュラム改定は，その改定理由と授業科目等の新旧対照表に基づいて，全学的な見地から学部長会議において慎重に審議，承認している。さらに，本部学務部では，教学に関する各種調査を行い，学部及び大学院の教育の実施内容等の把握に努めている。

例えば，法学研究科では，当該学位にふさわしい知識，能力等が明確に示されておらず，令和２年度にＤＰ及びＣＰの見直しを検討するため，ＦＤ研修会において「法学研究科の

教育の特色」，「教育の特色を構成する能力とは」及び「教育の特色を構成する能力はどのように養われるか」をテーマにワークショップ形式で検討を行った。その検討内容に基づき，学生が修了時に修得すべき学習成果を明確にし，ＤＰに定めた（資料　4-24）。

「教育憲章」の制定に伴い，ＤＰ・ＣＰ・カリキュラム（授業科目）の整合性及び関連性について見直すに当たり，段階的に実施する組織・単位及びに見直しの観点並びにスケジュールを各学部等に示し，全学的に三つの方針の見直しの指示を行った（資料　2-9）。

各学部等から提出された三つの方針については，教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループが確認作業を行い，各学部へ改善等の指示を行った。また，「教育憲章」とＤＰの整合性が十分に取れていない学部等については，ワーキンググループのメンバーが学部等へ赴き,改善のポイントを直接説明し,問題点等の解決を支援した(資料　2-10)。

修士課程及び博士課程については，令和元年度に，「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第 13 号）「第２　留意事項」に十分留意し見直すよう,本部所管部署から依頼し,各研究科において策定している(資料　2-11）。

また，法学部，経済学部，危機管理学部，スポーツ科学部，理工学部，生産工学部，松戸歯学部及び薬学部においては，学外の参画を得て，外部評価を実施している（資料　2-17）。

全学的な取組として,「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検･評価を実施し,その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

令和４年度に実施した全学自己点検・評価結果における改善事項としては，全研究科での履修系統図の必要性についての検討を挙げており，本部学務委員会から各研究科長に対し現状や問題点等についての調査を行い，現在，検討を進めている。

また，改善事項として「全学的なアセスメント・ポリシー」の策定及び「学部等におけるアセスメント・プラン」の策定を挙げており,「全学的なアセスメント・ポリシー」の策定について本部学務委員会において検討し，常務理事会を経て学部長会議で決定することとし，令和６年度中に大学ホームページに公表する予定である。「学部等におけるアセスメント・プラン」の策定については,「全学的なアセスメント・ポリシー」が策定され次第,学部等に策定を依頼する。

令和３年度に受審した大学認証評価（追評価）結果において「基準４　教育課程・学習成果」に係る「一層の改善が期待される事項」として指摘された４項目については，当該学部等が改善計画を策定し，その内容については，全学内部質保証推進委員会において内部質保証の推進を図ることを目的として検証し，その検証結果に基づき，改善に取り組むよう指示するとともに，進捗状況について報告するよう求めた。

その結果,以下の提言①から③については改善されていることを確認し,④については,単位の実質化に関する検証をしていることは確認できたが，次年度に改めて報告を求めることとした（資料　2-32）。

①工学研究科の学位授与方針は，修得すべき知識・能力等がそれぞれの学位課程で定められているものの，ほぼ同一であるため，改善が求められる。

②教育課程の編成・実施方針について，法学部（通学課程・通信教育課程），商学部（通学課程・通信教育課程），芸術学研究科（博士前期課程・博士後期課程），医学研究科，薬学研究科，総合基礎科学研究科（博士前期課程・博士後期課程），経済学研究科（博士前期課程）では，教育課程の編成と実施に関する考え方が不明確であり，改善が求められる。

③法学研究科の博士後期課程について，リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとは言えないので，大学院制度の趣旨に照らして，同課程にふさわしい教育内容を提供することが求められる。

④理工学部・生産工学部における単位の実質化に関する検証（例えば，１年間に履修登録できる単位数の上限）が不十分であり，改善が求められる。なお，工学部においては，2022（令和４）年度より１年間に履修登録できる単位数の上限を引き下げているものの，成績優秀者への緩和措置をとっているため，今後はこの措置の適切性を含め，単位の実質化を図る取り組みとしての有効性を検証することが望まれる。

以上のように，教育課程及びその内容，方法の適切性について定期的に点検・評価を行い，その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

点検・評価項目⑧

教育課程連携協議会を設置し，適切に機能させているか。

評価の視点１	**メンバー構成の適切性**
評価の視点２	**教育課程の編成及びその改善における意見の活用**

【メンバー構成の適切性】

平成 31 年４月１日付けの学校教育法及び専門職大学院設置基準の改正に伴い，平成 30 年度から準備を始め，平成 31 年２月 28 日付けで内規を制定し，平成 31 年４月１日付けで施行し，平成 31 年４月１日付けで日本大学大学院法務研究科教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という）を設置した。構成員は，本学の教職員以外に，産業界の立場として，現役の法曹として活動する日本大学法曹会の会員と，幅広い知見を持った実務家の客員教授としている（資料　4-25，4-26，基礎要件確認シート 14)。

【教育課程の編成及びその改善における意見の活用】

連携協議会の活動内容としては，法律実務基礎科目の内容及び実施方法について意見し，併せて，法務研究科の教育課程，協定を結んだ大学の法学部との法曹養成連携教育の状況，司法試験の結果，法務研究科の入学試験の状況等について報告を受け，情報を共有している。

具体的な意見としては，法律実務基礎科目の実施に際し，学生への事前指導や事務手続（エクスターンシップの事務所選定時期）について，連携協議会構成員である日本大学法曹会事務局長から派遣事務所の割振り，学生への事前指導への対応等に過大な時間を要するため，早めの情報を提供いただきたいなどの意見があったため，専任の担当教員と共に，

各種ガイダンスや履修登録後の事務手続を可能な限り早めるなど随時，見直しを図っている。また，令和３年度のカリキュラム改定時において，授業科目及び教育課程について，連携協議会からは，現行のカリキュラムにおける法律実務基礎科目（10 科目 20 単位設置）における履修要件は，必修科目 10 単位を含めて 12 単位以上の修得をしなければならず，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることがないよう配慮し，バランスよく履修させるための取組を実施すること及び専門職大学院設置基準における法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目も適切に設定されているとの意見を受けて，法律実務基礎科目については，改定することなく現行のままで実施する旨確認された。

以上のように，教育課程連携協議会を設置し，適切に機能させていると言える。

２　長所・特色

・本学は，関東の各所（東京都，千葉県，神奈川県）に点在する 14 学部，福島県郡山市に位置する工学部及び静岡県三島市に位置する国際関係学部により構成されており，１キャンパス１学部でその学部の特徴に応じ教育研究活動を行っている（危機管理学部及びスポーツ科学部は三軒茶屋キャンパスとして教養教育を共通化）。
このように大規模で多様な学部，研究科を擁する大学でありながら，大学の教育理念である「自主創造(＝自ら学ぶ，自ら考える，自ら道をひらく)」の第一歩となる「自主創造の基礎」を全学共通教育科目として配置し，大学での学び方やキャリア形成への意識付けを行っている。この授業では，学部混在でグループワークを行う「日本大学ワールド・カフェ」（多様性を生かした交流授業）を実施している。このような全学共通教育と各学部独自の「個性ある専門的な授業」を融合した学びが特色である。

３　問題点

・履修単位の登録上限の設定は，過剰な登録を防ぐことにより，履修登録した科目ごとに十分な学修時間を確保し，履修登録した科目の学修効果を高めることが目的である。各学部・学科等における履修単位の登録上限の設定の考え方については，その学部・学科等の目的や教育内容等によって異なっており，多くの学部・学科等で特例措置を設けている。なお，学部では，学生には本制度の目的や内容が十分に伝わるよう，入学時に配布する学部要覧等や入学時のガイダンスでも説明をしている。しかしながら，この制度の目的に見合った実質的なものとしていくためには，学部・学科ごとのＧＰＡや自主的な学修時間の増加をはじめとした学修姿勢の変化等を調査し，本制度の検証が必要である。
・入学から学位論文作成及び学位取得までの研究指導計画（研究指導の内容及び方法，年間スケジュール等）の概要については，大学院要覧等に明示しているが，計画的な研究指導が行われるよう，学生の状況に合わせた研究指導計画の修正や定期的に相互理解に努める機会が必要である。
・学習成果及び教育成果の把握・可視化に向けて取り組んでいるが，その具体的に指標を効果的に活用しきれていない。また，いかに学生が主体的に学ぶ仕組みを作ってい

くか，教職員間で情報を共有するかが重要な課題として認識している。また，学習成果の把握・可視化に向けて，デジタル化が必須であると考えられるが，学部ごとに異なるシステムを運用しており，教職員間でシステムやクラウドに対する考えが異なることも課題である。

４　全体のまとめ

平成 28 年に「日本大学マインド」を持った学生の育成を目指し「教育憲章」を制定した。「教育憲章」では，本学の教育理念である「自主創造」を３つの構成要素に分け，構成要素に関わる８つの包括的能力（コンピテンス）を学生が身につけるべき能力として明示している。学部においては，それぞれの学部・学科の教育研究上の目的を踏まえ，大学が示す学生が身につけるべき８つの包括的能力（コンピテンス）とひも付く「ＤＰ１～８コンピテンシー」を定め，各学部の学位ごとにＤＰが適切に定められている。また，大学院においては，各研究科が責任主体となり，それぞれの教育研究上の目的を踏まえ，専攻又は学位ごとに，当該学位にふさわしい知識，能力等を明示したＤＰを定めている。

ＣＰは，前文にＤＰに示された学習成果を養成するための教育内容・方法，学習成果の評価等を定めている。学部においては，それぞれのＣＰに基づき，学部ごとに教養教育科目及び専門教育科目を配置し,ＤＰに示す学習成果と各授業科目との関連を示すとともに，履修系統図を作成し，順次性及び体系性を明確にした教育課程編成となっている。また，大学院においては，ＤＰに掲げる当該学位にふさわしい知識，能力等を踏まえ，科目の順次性，体系性及びコースワーク・リサーチワークに考慮した授業科目を適切に配置した教育課程編成となっている。

初年次教育としては，様々な動機・目的をもって入学した新入生に対し，学部・学科にかかわらず，本学の学生として共通して身につけるべき学修姿勢や修得すべきスタディ・スキルを涵養することを目的とした全学共通初年次教育を行っている。

履修登録単位数について，学部においては，年間及び学期単位で履修登録単位科目数の上限（年間 40～49 単位）を設けている。また，履修登録単位数の上限の緩和又は対象外としているものとして，①成績優秀者に対する緩和，②教職課程等，資格取得に関する科目を対象外として，③編入学者等に対する緩和，④学部規定に基づく緩和や対象外，を学部・学科ごとに認められている。大学院では，指導教員による個別の履修指導，入学時ガイダンスなどにおいて研究指導計画を説明し，研究指導を実施している。大学院要覧等でも課程修了に至るまでの研究指導の方法，内容及びスケジュールを明示している。

成績評価基準は，学則第 36 条にＧＰＡ制度を規定しており，要覧及びラーニングガイドに明示し，学生に周知している。また，成績評価については，学修到達度を適切に評価するために評価方法・基準をシラバスで学生に明示し，その内容に基づいて厳格な成績評価を実施している。

学位論文審査は，学位規程に基づき，研究科又は専攻ごとに定めている。また，学位論文審査基準として，学位論文が満たすべき基準，審査体制，審査方法（項目）を修士課程及び博士課程ごとに大学ホームページ及び大学院要覧等に明示・公表している。

学生一人一人の学習成果の把握に係る取組の一つとしては，平成 30 年度より学修満足度向上調査を行っている。本調査は，入学時から卒業時までの経年的な学生のニーズ・意

識・教育指標に対する達成度・その他実態等を調査することを目的とした学生によるアンケート調査による間接評価を取り入れていた。令和５年度より「教育憲章」を起点とした体系的な教育を検証・評価するために直接評価と従来の間接評価を，同時に行える外部アセスメント・テストを導入した。また，令和６年度以降に卒業後調査や企業調査等の他の間接評価の実施を検討している。

第５章　学生の受け入れ

１　現状説明

点検・評価項目①
学生の受け入れ方針を定め，公表しているか。

評価の視点１	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点２	下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では，卒業の認定に関する方針（以下「ＤＰ」という）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（以下「ＣＰ」という）を踏まえ，入学者の受入れに関する方針（以下「ＡＰ」という）を各々の学部・大学院研究科（以下「学部等」という）において，入学前に求める学力水準や求める学生像を明示しているＡＰを定めている（資料　基礎要件確認シート 15）。

学部のＡＰについては，平成 28 年に制定した「日本大学教育憲章」（以下「教育憲章」という）に基づき，本学の教育理念「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」，「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ，「教育憲章」に定める「日本大学マインド」を有する者を育成するための前提として定めている。

例えば，芸術学部においては，ＤＰ及びＣＰを踏まえ，ＡＰにおいて「８つの芸術分野それぞれを強く志す人，創造性が豊かでコミュニケーション能力に富み，芸術全般にわたり強い関心を持つ人，自らが芸術家，クリエイターになることを真剣に考えている人」を求めており，具体的に学科ごとでＡＰを定めている。また，一般選抜とそのほかの入学者選抜における審査方法及び評価方法を定めている（資料　5-1）。

また，獣医学研究科においては，教育理念及びＤＰを踏まえ，ＡＰにおいて「獣医比較形態学」のほか５つの各専門分野における基盤的かつ先端的な専門知識と技能を備え，国際的に活躍できる指導的な人材を育成する観点から，「教育理念を理解し，獣医学を通じて国際社会に貢献したいと考えている人」，「 生命倫理を尊重し，動物福祉を行動規範とする人」，「幅広い視野と科学的な視点から獣医科学及び獣医療のより深い修得を目指す人」，「獣医科学及び獣医療に関する学識と独創的な研究を遂行するための十分な基礎的能力を有する人」及び「豊かな教養と協調性を備えた人」を求めており，入学試験では一般入試及び社会人入試において語学力と専門知識を問う筆記試験及び研究能力を問う口述試験により選抜することを定めている（資料　5-2）。

学部等のＡＰは，ホームページや募集要項，各種入学案内冊子に明示し，入学希望者をはじめ広く学内外に公表している。大学ホームページでは，全ての学部等における三つの方針が確認できるよう，各学部等のホームページにリンクしているページを設けており，学部等のホームページでは，ＡＰ，ＤＰ及びＣＰを同じページに掲載することにより，相

互の関連性からも内容を理解しやすいように工夫している（資料　1-4【ウェブ】）。

また，学部等のホームページにおいては，入試情報の特設サイトや専用ページを設けることにより，アクセスしやすいように配慮している。

さらに，本学のメインの入学案内冊子である「日本大学進学ガイド」には三つの方針が確認できる二次元バーコードを掲載し，入学希望者が理解してもらえるような工夫をしている（資料　5-3）。

以上のように，各学部等においてＡＰを定め，ＡＰ，ＤＰ及びＣＰの関連性を理解しやすいよう配慮したかたちで公表をしていると言える。

点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき，学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し，入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点１	**学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定**
評価の視点２	**授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供**
評価の視点３	**入試委員会等，責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備**
評価の視点４	**公正な入学者選抜の実施**
評価の視点５	**入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施**

【学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定】

（学部）

入学者選抜制度の適切な設定について，幅広い人材を確保するため，志願者の学習成果や人間性等の要素を様々な側面から評価できるよう，大学全体として学部における試験種別を以下のとおりとしている。

一般選抜	一般選抜　Ｎ全学統一方式
	一般選抜　Ａ個別方式
	一般選抜　Ｃ共通テスト利用方式
	一般選抜　ＣＡ共通テスト併用方式
学校推薦型選抜	学校推薦型選抜　指定校制
	学校推薦型選抜　公募制
	学校推薦型選抜（付属高等学校等）
	学校推薦型選抜（提携校）
	学校推薦型選抜（日本大学競技部）
	学校推薦型選抜（日本大学競技部トップアスリート）
総合型選抜等	総合型選抜
	医学部地域枠選抜

社会人選抜
自己推薦選抜
校友子女選抜
外国人留学生選抜
帰国生選抜

以上の入学者選抜の区分ごとに，募集要項を定め，大学ホームページの特設サイト「日本大学入試ガイド」にて公表している。また，特に志願者の大部分を占める学部の一般選抜・学校推薦型選抜（指定校制・公募制）・総合型選抜・自己推薦選抜・社会人選抜については，「日本大学入試インフォメーション」を発行し，本学の総合パンフレットである「日本大学進学ガイド」と共に広く頒布している（資料　5-4，5-5【ウェブ】，5-6）。

学生募集については，新聞社等が主催する進学相談会，同僚私立大学との連携による広報活動，高校や予備校への個別訪問などを通して方針に沿った学生募集活動を展開している。特に近年では，本学への広報活動において接触しなかった志願者が減少傾向にあり，今後もその傾向は継続すると予測している。また，接触した志願者においては接触時期の早期化が見られることから，今後，入学希望者との接触機会をより一層増やし，低学年のうちに志望校として選択してもらうようなアプローチと出願促進対策の早期化に対応した学生募集活動を展開していく。

情報発信の手段として，大学本部で作成している進学ガイドや各学部等の入学案内等の各種広報冊子，ホームページなどを通して各学部等の特色，授業内容をはじめ授業料等の学費や各種奨学金の情報など進学に必要な様々な情報を積極的に発信している。

学部等においては，独自にオープンキャンパスや進学相談会などのイベントを実施し，各学部の特色や入試情等を発信するとともに，学部キャンパスの雰囲気を実際に体験する場を提供している（資料　5-7【ウェブ】）。

例えば，理工学部では，広報手段の多様化に伴い，バーチャルオープンキャンパス特設サイト，X（旧 Twitter），Instagram のＳＮＳや公式 YouTube チャンネルからの情報発信を展開しているほか，ＶＲを利用した「CST VR EXHIBITION HALL」を公開し，学部独自の魅力・特徴等を発信している（資料　5-8【ウェブ】，5-9【ウェブ】）。

（大学院）

大学院研究科においては，各研究科によって高度な専門性を要することから，全体としても枠組みを定めず，各研究科の判断によって様々な選抜を実施している（資料　5-10）。

例えば，経済学研究科では，一般，学内選考，社会人，外国人留学生といった多様な人材を受け入れるために様々な選抜を実施している。また，法務研究科では，法学既修者対象の一般入試，大学の法曹基礎課程在籍者対象の特別選抜，法学未修者を対象とした一般入試のように受験生のキャリアに合わせた選抜を実施している。

大学院研究科における学生募集活動については，各研究科のホームページによる情報発信のほか，学内進学を促すための学部生を対象とした大学院進学説明会やオープンキャンパス時における大学院進学相談会を独自に開催している。

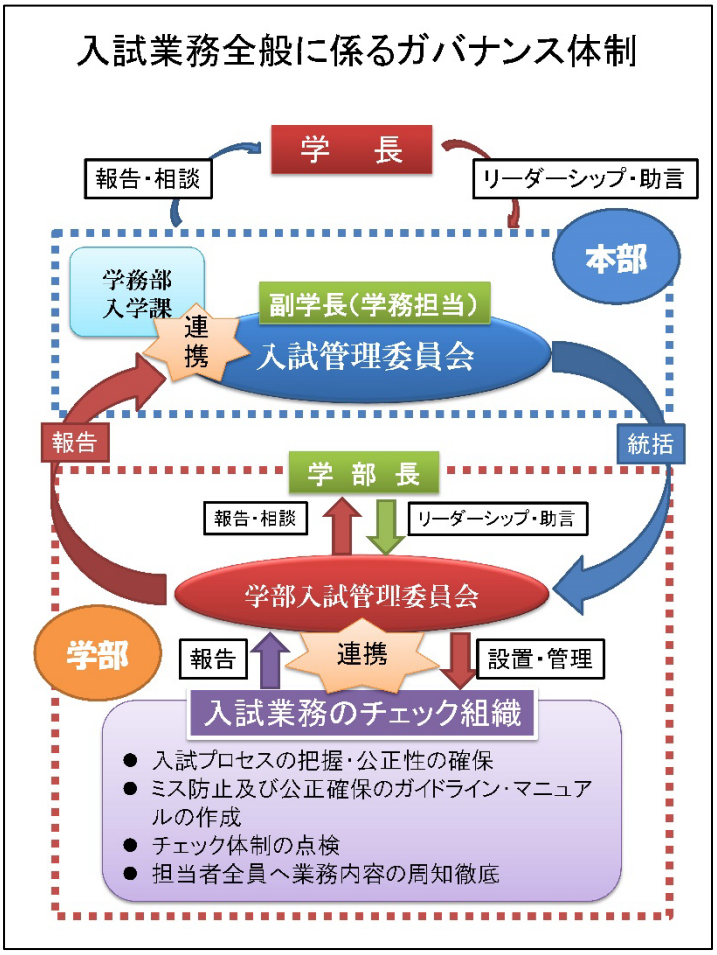
【授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供】

授業その他の費用や経済的支援に関する情報については，進学ガイド及び大学ホームページに入学金・授業料等の学費（入学者納入金），本学独自の給付型・貸与型奨学金の情報のほか，独立行政法人日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）の情報を掲載している（資料　5-11【ウェブ】，5-12【ウェブ】）。

令和６年能登半島地震被災地の入学予定者に対する特別措置として，入学金及び授業料を減額することを令和６年１月９開催の常務理事会において決定し，大学ホームページに公表した（資料　5-13【ウェブ】）。

【入試委員会等，責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備及び公正な入学者選抜の実施】

入学者選抜の運営体制については，各学部にそれぞれ学部入学試験管理委員会等の入学者選抜を管理・運営する委員会を設置しており，それらを統括する機関として大学本部に入学試験管理委員会を設置している（資料　5-14）。



大学本部に設置している入学試験管理委員会では，毎年，一般選抜における出題・評価方針及び入学試験におけるミス等の防止について定めている。特に令和元年度入試からは，前年度国立大学で発覚した入試ミスを踏まえて文部科学省より入試ミス防止に係る新たなルールが平成 30 年６月４日付けで示されたことを受け，入試業務全体をチェックする組

織体制の確立，入学試験におけるミス等の防止に関して第三者からのミスの指摘等があった場合の組織的な体制での検証などを追記し，全学的に周知徹底を図っている（資料　5-15，5-16）。

しかしながら，全学的に出題・判定等のミスが発生しているため，試験実施前と試験当日の第三者による問題点検を義務付け，出題ミスの早期発見に努めるよう徹底した。

また，平成 30 年 12 月 14 日に文部科学省から発出された「医学部医学科の入学者選抜における公正確保に係る緊急調査最終まとめ」で，本学医学部の一般入試の追加合格者について，特定の者を優先的に合格させていた不適切な事案として指摘され，これを受けて，「入学者選抜における公正確保のためのガイドライン」を制定し，同ガイドラインで定めた入試業務全般に係るガバナンス体制に基づいてチェック体制を整備している（資料　2-25）。

さらに，文部科学省が発出した大学入学者選抜実施要項で示された日程上のルールや評価方法の基本的な考え方のほか，一般選抜Ｎ全学統一方式の日程，試験教科・科目，合格判定及び合格予定者内申の留意点等を定めた「入学者選抜期日・科目等に関するガイドライン」を定めている（資料　5-17）。

学部等においては，大学本部の入学試験管理委員会で定めた「入学者選抜期日・科目等に関するガイドライン」に基づいて，次年度の入学者選抜の概要を検討している。

入学者選抜の実施体制について，一般選抜Ｎ全学統一方式では全学統一入試のため試験実施本部を日本大学会館に置き，責任者として副学長（学務担当）が試験実施本部長となっている。また，一般選抜Ａ個別方式，ＣＡ共通テスト併用方式（本校試験），一般選抜以外の試験では，実施学部校舎に実施本部を置き，実施学部の学部長又は学部入試管理委員長等が責任者となっている。

入学者選抜に係る合格判定の手続について，学部等によって若干異なるものの，基本的には，学部入試管理委員会等で判定原案を作成し，学部教授会での議を経て学部長が合格予定者を決定する。学部長は，関係書類と共に合格予定者を内申し，最終的に学長が合格者を決定する。その際，合格判定の透明性，公平性を担保するために内申時の根拠資料として当該選抜の合格判定基準及び合否ラインを明記した順位表の提出を求めている。

また，一般選抜Ａ個別方式・Ｎ全学統一方式の不合格者を対象に入試成績の開示を行っている。開示内容としては，科目別得点，合計得点及び合格最低点であり，科目別得点は素点を，合計得点及び合格最低点については素点で合否判定する試験は素点，標準化得点に換算し合否判定する試験は標準化得点，標準化以外の得点調整により合否判定をする場合は得点調整後の得点を開示している。

【入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施】

障がい等のある志願者に対しては，「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援ガイドライン」に基づいて，学部等の入試係が受験に関する相談に応じるための支援窓口となっている。これまで障がい等のある志願者への受験上の配慮については各学部等で対応しており，申請書類や申請期間についても統一した様式や基準がなかったことから，令和３年度入試より受験上の配慮申請の取扱いを併願する志願者が多い一般選抜に限り統一することとした。また，令和５年度入試では，各学部等の「学

生支援窓口コーディネーター」と連携し，「受験上の配慮」と共に「入学後の修学上の配慮」を含めた対応を各学部等に促した（資料　5-18，5-19，5-20）。

例えば，理工学部では，一般選抜については「一般選抜募集要項」に，障がい等のある方で受験上の配慮を希望する場合には指定用紙で申請する旨が記載されており，また，その他の入学試験においても，各募集要項に受験上の配慮を希望する場合には入試事務室に申し出て，別途，指定用紙で申請することとしている。受験者から受験上の配慮の申請があった場合，重度の障がいがあるなど入学後の修学上の配慮内容も含めて受験者や保護者との事前面談が必要な場合には，入試事務室が中心となり，学務担当，学生担当，一般教育教室主任，受験者の入学希望学科の教室主任，教務課長・学生課長・学生支援窓口コーディネーター（令和５年度入試より）が同席の上，事前面談を実施している。受験時の配慮についての確認はもとより，入学後を想定した修学上の配慮について，学部の状況を説明している。要望される配慮の内容により，駿河台・船橋両校舎のキャンパス見学を実施する場合もある。

また，令和６年能登半島地震被災地の入学志願者に対しては，令和６年１月１日以降に実施する試験の入学検定料を全額免除し，出願締切日までに出願ができない場合，出身高等学校等が被災したことにより調査書等の「出願資格を証明する書類」を入手できない場合及び被災等により出願した試験に受験できない場合の特別措置を講じた(資料　5-21【ウェブ】)。

【入試において，新型コロナウイルス感染症への対応・対策について，どのような措置を講じたか】

新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった志願者に対して，文部科学省からの要請に基づき一般選抜において追試験・別日程への振替受験・入学検定料の返還のいずれかの措置を講じた。一般選抜以外の試験については，文部科学省からの要請外の試験ではあるが，受験できなかった志願者への配慮として入学検定料の返還の措置を講じるが，追試験・振替受験の対応が可能な場合は実施を妨げないこととした。各措置の内容は，大学本部及び学部等のホームページに公表し，受験生に周知した（資料　5-22，5-23)。

また，文部科学省が発出した「令和５年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」及び「令和５年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等」に準じて，本学で実施する入学者選抜における対応方針を定めた。この中で本学独自の対応としては，本学で実施する全ての試験で入構時におけるサーモグラフィや非接触体温計を用いた検温を実施することとし，無用な不安や動揺を与えないよう配慮しつつ，受験生や試験監督者への感染拡大を防止する対策を講じた（資料　5-24)。

なお，令和６年度入学者選抜では，新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴い，多くの大学で感染症等に罹患した受験生への対応がコロナ禍以前に戻った中，本学では受験機会確保の観点から，疾病・負傷等やむを得ない事由により受験できなかった者に対して別日程への振替受験等の措置を講じた（資料　5-25【ウェブ】)。

以上のように，ＡＰに基づき，学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備

し，入学者選抜を公正に実施していると言える。

点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに，在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点１	**入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理** **・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）** **・収容定員に対する在籍学生数比率** **・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応**

定員管理の全学的な取組として，各学部等に対して，次年度の入学者選抜に係る入試期日・科目等について報告を義務付け，入試区分別の募集人員について適切な定員管理がなされているか確認している。

また，入学者選抜に係る合格判定の際には，入学定員をあらかじめ考慮した上で，学部等で判定した結果を学長に内申・決定しており，合格判定の段階で収容定員の管理を行っている。

従前では，入試実施前に学部における入学者の上限数を通知し，この上限数を超えることがないよう入学定員に主眼が置かれた管理をしていたが，適正な定員管理を促す国の規定や定員管理の適正化に関する国の政策等を考慮した上で，本学の定員管理方針として学部，学科等の設置認可が速やかに申請できるよう「大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可基準」を基本としつつ，経営的な側面から私立大学等経常費補助金が全額交付される基準を満たすこととし，定員管理の適切性を維持するため，毎年度４月入学者が確定後，本部及び各学部の各学科において，翌年度の入学者数の適切性について協議することが令和４年６月 30 日開催の理事会において決定された（資料　5-26）。

令和５年５月１日現在の学士課程全体の入学定員充足率の５年平均は 1.03，収容定員充足率は 1.06 と適正な数になっている（資料　大学基礎データ表２，表３，基礎要件確認シート 16）。

しかしながら，学科単位の入学定員充足率の５年平均については，工学部生命応用化学科が 0.75，収容定員充足率については，法学部第二部法律学科が 0.73，工学部生命応用化学科が 0.75，医学部医学科が 1.02，歯学部歯学科が 1.03，松戸歯学部歯学科が 1.09 であり改善が必要である。

研究科における収容定員充足率については，文学研究科修士課程が 0.43，商学研究科修士課程が 0.23，経済学研究科博士課程が 0.28，商学研究科博士課程が 0.10，理工学研究科博士課程が 0.23，生物資源科学研究科博士課程が 0.19 と未充足となっているため改善が必要である。

上記の学科及び研究科においては，入学定員及び収容定員の見直し，退学及び留年の防止，未充足の学科・研究科においては当該学科及び研究科の魅力や特色等の積極的な情報発信，学部から大学院へ進学する内部進学者の掘り起こしなどの対策を講じることで入学定員充足率の５年平均及び収容定員充足率の改善を図っていく。

以上のように，大学として「定員管理の方針」を定め，毎年度４月入学者が確定後，本部及び各学部の各学科において，翌年度の入学者数の適切性について協議しているが，いくつかの学科又は研究科において，収容定員充足率又は入学定員充足率が大学基準協会の目安に抵触していることから改善が必要である。

点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

志願者動向把握のため，当該年度の入学志願者・合格者の実態を調査し，その結果を報告書としてまとめ，大学本部に設置している入学試験管理委員会で毎年報告，検討している。

また，学生募集活動の際に接触した志願者の情報を学生マーケティングシステム（ＧＭＳ）に集積し，接触者情報を分析することで志願者とのマッチングが適切に行われているか，効果的な学生募集活動が行われているか適宜点検している（資料　5-27）。

さらに，出題の適切性や入試問題の質等について検証するため，毎年全ての入試終了後に各学部等の教員で構成される入学試験問題検討委員会を開催している。教科科目ごとに出題内容や難易度等について検証しその結果を報告書として取りまとめている。

これらの報告書は，入試に携わる教職員に対して広く共有し，学生募集活動や入学者選抜の改善・向上に役立てている（資料　5-28）。

全学的な取組として,「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検･評価を実施し,その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

令和３年度に受審した大学認証評価（追評価）結果において指摘された，医学部医学科の収容定員超過に関する提言については，全学内部質保証推進委員会から医学部に改善計画の提出を求め，改善に向けた取組の進捗状況について確認しているが，令和５年度においても 1.02 と超過しているため，引き続き取組状況を確認することとしている。

以上のように，学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

２　長所・特色

・本学では，幅広い学問領域の学部等を有する総合大学であることから，多様性に富んだ学問領域にわたる教育を展開していくために各学部等のＡＰに基づいた多岐にわたる選抜制度を実施することで，幅広い人材を確保する取組を行っている。また，公平公正な選抜を実施するために学長のリーダーシップの下，大学本部が設置する入学

試験管理委員会と各学部等が設置する入試関連の委員会が連携する組織体制が構築されている。

・入試問題の適切性や質等について検証する入学試験問題検討委員会の取組は，全学的な取組として次年度の入学者選抜の改善・向上に役立てている点において本学の長所・特色であると言える。

３　問題点

・全学的に出題・判定等のミスの発生件数が改善できておらず，毎年定めている一般選抜における出題・評価方針及び入学試験におけるミス等の防止について，十分に周知徹底されているとはいえないため問題がある。

・大学として「定員管理の方針」を定め，毎年度４月入学者が確定後，本部及び各学部の各学科において，翌年度の入学者数の適切性について協議しているが，いくつかの学科又は研究科において，収容定員充足率又は入学定員充足率が大学基準協会の目安に抵触していることから改善が必要である。

４　全体のまとめ

本学では，卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ，入学前に求める学力水準や求める学生像を明示している入学者の受入れに関する方針を定め，ホームページや募集要項，各種入学案内冊子に明示している。

学部の入学者選抜は，大学全体として試験種別の枠組みを定め，各学部の入学者の受入れに関する方針に基づいた各種入学者選抜を実施しており，研究科においては，大学院全体としての枠組みを定めず，各研究科の判断によって様々な入学者選抜を実施している。また，入学者選抜の区分ごとに，募集要項を定め，大学ホームページの特設サイト「日本大学入試ガイド」や学部のホームページに公表している。

学生募集については，新聞社等が主催する進学相談会，同僚私立大学との連携による広報活動，高校や予備校への個別訪問，オープンキャンパスなどを通して募集活動を展開している。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報については，進学ガイド及び大学ホームページに公表している。

入学者選抜の運営体制については，各学部に入学者選抜を管理・運営する委員会を設置し，それらを統括する機関として大学本部に入学試験管理委員会を設置している。入学試験管理委員会では，毎年，一般選抜における出題・評価方針及び入学試験におけるミスなどの防止について定めている。なお，平成 30 年に文部科学省から指摘された不適切な事案に対しては，学部等の全ての入学者選抜における公正性を確保するためのガイドラインを制定し，ガイドラインに定めた入試業務全般に係るガバナンス体制に基づいて，チェック体制を整備しており，問題がないことが認められている。

志願者動向把握のため，当該年度の入学志願者・合格者の実態を調査し，その結果を報告書としてまとめ，入学試験管理委員会で毎年報告，検討している。また，学生募集活動の際に接触した志願者の情報を学生マーケティングシステム（ＧＭＳ）に集積し，接触者情報を分析することで志願者とのマッチングが適切に行われているか，効果的な学生募集

活動が行われているか適宜点検している。

出題の適切性や入試問題の質等について検証するために，毎年全ての入試終了後に学部等の教員で構成される入学試験問題検討委員会において，教科科目ごとに出題内容や難易度等について検証しその結果を報告書として取りまとめている。

今後は，出題・判定等のミスが発生しないように入学試験管理委員会及び学部等の入学者選抜を管理･運営する委員会を中心として,周知徹底を図るなどして改善に努めていく。

また，定員管理については，大学として「定員管理の方針」を定め，毎年度４月入学者が確定後，本部及び各学部の各学科において，翌年度の入学者数の適切性について協議しているが，いくつかの学科又は研究科において，収容定員充足率又は入学定員充足率が大学基準協会の目安に抵触していることから改善が必要である。

第６章　教員・教員組織

１　現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき，大学として求める教員像や各学部･研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点１	**大学として求める教員像の設定**
評価の視点２	**各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成，各教員の役割，連携のあり方，教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示**

本学の求める教員像等を「教員規程」に,「本大学の専任教員は，学識経験に富み，研究に忠実で,師表として教育業績,研究業績を有し,かつ積極的に大学運営活動等に参画し,広く社会に貢献しうる者でなければならない」と定めている（資料　6-1)。

また，「大学としての教員組織編制方針」を，令和３年９月開催の理事会において決定し，学内システム「事務の友」を通じて学内で共有し，大学ホームページに公表している（資料　6-2【ウェブ】）。

本方針は，大学の目的及び使命並びに各学部等の教育研究上の目的を実現するために，各教育課程の「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ，「教育研究上の目的達成」，「教育研究に係る責任所在の明確化」，「教育研究水準の維持・向上・活性化」，「教育効果を十分にあげること」及び「授業の内容・方法の改善」を実現するために，教員組織を編制する際に考慮すべき項目として８つの項目を示している。

教員組織編制方針

本学では，大学の目的及び使命並びに各学部・学科，研究科・専攻及び短期大学部の教育研究上の目的を実現するために，各教育課程の「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ，教員組織を編成する。その際には，以下の項目に配慮する。

１　専任教員数の遵守

大学設置基準等に基づき，大学，各学部・学科，研究科・専攻及び短期大学部の教育課程がその編成において法令上必要とさせる専任教員数並びに学部等教員配置計画書に基づく専任教員数を適切に配置する。

２　教員の構成

教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら，教員組織の編制においては，ジェンダー及び国際性に配慮し，また特定の年齢に著しく偏りの生じないように努める。

３　教育効果に配慮したクラス編成

教育効果をより高めるために，授業方法（講義，演習，実験等）にあったクラス編成となるようにする。

４　専任教員の授業負担

特定の専任教員に過重な負担が生じないよう，時間割編成を行う。

５　教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化

組織的な教育研究を行うために，教員間の連携体制を確保し，教育課程や大学等の運営体制における専任教員の役割分担と責任の所在を明確にする。

６ 教員人事の適切性・透明性

専任教員の募集・採用・昇格等の規程，手続を明確化し，人事制度の適切性・透明性を保つ。

７　教員の資質向上

組織的，多面的なＦＤ活動を実践するとともに，教員の教育研究活動等の自己点検・評価を実施することにより，教員の質向上を図る。

８　教員組織編制の適切性の検証

教員組織編制の適切性の検証は，定期的に点検・評価を実施する。

学部等においては，「大学としての教員組織編制方針」を基に，学部・研究科単位で「学部等教員組織編制方針」を策定し，学部等のホームページに公表している（資料　6-2【ウェブ】，6-3）。

例えば，法学部，理工学研究科においては，教員組織編制方針を以下のとおり定めている。

法学部の教員組織編制方針

１　専任教員数の遵守，教員の構成について

本学部における，大学設置基準等関連法令に基づく必要な専任教員数を充足させるとともに，学科ごとに適切な専任教員数を配置するほか，年齢構成，性別及び国際性等に配慮し，バランスの取れた教員組織を構成する。

２　教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮について

本学部が定めた教育研究上の目的を達成するために，授業ごとに内容を精査し，それぞれの授業に適したクラス編成を行い，教育効果の向上に努める。また，特定の専任教員に過重な負担が生じないよう，担当講義数と授業ごとの負担内容を考慮し，バランスの取れた時間割を編成する。

３　教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について

本学部では，組織的な教育研究を行うため，学科等会議を置き，全ての専任教員がいずれかの会議の構成員となることで，各領域の専任教員間の連携体制を確保する。学科等会議には学科等主任を置き，執行部を含めた担当学科等主任会議の構成員となり，執行部と学科等領域が連携し，教育の内部質保証のための措置及び実施状況の検証，改善策の検討及び立案等を行う。

また，すべての専任教員が学部のいずれかの委員会の委員となることで，学科等領域を超えた教員間の連携体制を確保する。

学科等領域会議及び各種委員会における連携体制の確保により，学部の運営に関わる役割分担及び責任を明確にする。

4　教員の資質向上について

組織的，多面的なＦＤ活動を実践し教員の資質向上を図るため，法学部 FD 委員会が中心となり，教員の教育研究活動等の PDCA サイクルの確立を進め，授業アンケート，研修会，相互研鑽等に取組む。

5　その他，学部等として重視するポイントについて

本学部における学科の主要科目については，原則として専任教員が担当し，ゼミナールについては，すべて専任教員が担当する。

また，若手研究者の育成を推進するため，大学院博士後期課程に在学中の大学院生を助教として採用する特別助教の制度を設けており，同制度を活用することで大学院博士後期課程の活性化を図る。

理工学研究科の教員組織編制方針

1　専任教員数の遵守，教員の構成について

大学院理工学研究科の「教育研究上の目的」及び「教育課程編成・実施の方針」を実現するため，大学院設置基準に定める専任教員数を充足するのはもちろんのこと，従来の教育研究能力を維持すべく，本部が決定する理工学部の教員配置上限数を踏まえた大学院教員配置計画書に基づき専任教員を適切に配置するよう努めるものとする。

また，大学院設置基準に定める研究指導教員及び研究指導補助教員並びに教授の人数も継続して充足するため，職位ごとの人数にも配慮しながら，かつ，ジェンダーに捉われず，特定の年齢に著しく偏りの生じることのないよう，理工学部の教員配置と関連づけて計画する。

2　教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮について

日本大学教育憲章及び「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえた人材を育成すべく，少人数制による生きた教育を引き続き実施する。

教学に関する全学的な基本方針に示される専任教員の学部・大学院を含めた基準授業時間16時間（８講義）の全教員の達成を目指し，かつ，そこを越える授業時間について，特定の専任教員に過重な負担が生じないよう，適切な授業科目の配置を目指した時間割編成及び大学院における指導が可能な人材の育成を含めた各専攻の教員構成に努めることとする。

3　教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について

組織的な教育研究を行うために，担当会議で執行部教員，担当・主任会議で各学科・専攻教室主任，大学院分科委員会で各教員との連携体制を確保し，各会議等における報告・審議等により，教育課程や大学等の運営体制における専任教員の役割分担と責任の所在を明確にする。

４　教員の資質向上について

理工学部ファカルティ・ディベロップメント委員会及び理工学部ＳＤ委員会による組織的，多面的なＦＳＤ活動を実践するとともに，監事監査（期末），「日本大学学修満足度向上調査」及び授業評価アンケートを通じて，教員の教育研究活動等の自己点検・評価を実施することにより，教員の資質向上を図る。

５　その他，学部等として重視するポイントについて

理工学部の教員配置上限数の遵守を踏まえつつ，大学院理工学研究科が誇る教育研究力を維持し続けられる教員配置を推進する。

以上のように，大学の理念・目的に基づき，大学として求める教員像を定め，「大学としての教員組織編制方針」及び各学部・研究科の「学部等教員組織編制方針」を明示していると言える。

点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき，教育研究活動を展開するため，適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点１	**大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数**
評価の視点２	**適切な教員組織編制のための措置** **・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性** **・各学位課程の目的に即した教員配置** **・国際性，男女比** **・実務家教員の適正な配置** **・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮** **・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）** **・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置** **・教員の授業担当負担への適切な配慮** **・教員と職員の役割分担，それぞれの責任の明確化と協働・連携**

【大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数】

本学では，「教員規程」において専任教員の種類を，教授，准教授，講師，助教及び助手と定め，資格ごとにその能力，資質等を定めている。

令和５年５月１日時点における専任教員数については，大学設置基準等に基づき，大学，各学部・学科及び研究科・専攻の教育課程がその編成において必要する専任教員数並びに「学部等教員配置計画書」に基づく専任教員数を適切に配置しており，必要教員数を満たしている（資料　大学基礎データ表１，基礎要件確認シート17）。

専任教員の配置については，理事会において「教員配置計画策定に係る基本方針」を決定し，学部等はその方針に基づき教員配置計画を策定する。その後，理事会が教員配置計

画を決定することとしている。

令和６年度及び令和７年度における「大学等の教員配置計画策定に係る基本方針」を以下の３点に基づいて教員配置計画を策定した（資料　6-4）。

① 従来，教員配置数については，上限を設けていたが，各学部等の意向を広く聴取するために，法人として上限を設けないこと。

② 大学が定める「教員組織編制方針」及び各学部等で策定した「学部等教員組織編制方針」に基づき，将来の社会情勢に対応した教育課程編成を見据えた計画をすること。

③ 各学部等の財政状況を踏まえ，将来的な財政負担を十分に検討し，中・長期的な収支バランスの維持・改善を考慮すること。

なお，令和８年度以降の教員配置計画の策定については，令和６年度及び令和７年度の実績等に基づき策定することとし，大学設置基準等の一部改正に伴う基幹教員制度のほか，教員人事制度の見直しについて検討する予定である。

【適切な教員組織編制のための措置】

（教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性）

本学では，「日本大学教育職組織規程」（以下「教育職組織規程」という）において，大学の組織（学長，副学長等），大学院及び学部の組織（研究科長，学部長，学部次長，学務・学生担当，委員会委員長，その他の担当，学部研究所長等），通信教育部の組織（通信教育部長，通信教育部次長，学務・学生・その他の担当）等に関する職制の基本を定めている（資料　6-5）。

学部等においては，「教育職組織規程」及び「学部等教員組織編制方針」に基づき学部教員組織を編成し，学部等のホームページに公表している（資料　6-2【ウェブ】）。

例えば，商学部では，「教育職組織規程」に従い，学部長，学部次長，学務担当，学生担当，研究担当，企画広報担当，就職指導担当，商学研究所長，会計学研究所長，情報科学研究所長，日本大学図書館分館長を置いている。また，「教育職組織規程」に基づき設置する委員会，本学の各規程又は法令に基づき設置する委員会，常置を必要とする委員会及び臨時の委員会，各コース及び総合科目に設置される科目担当者会議，学科会議，総合教育部会によって組織を編成している。また，「学部等教員組織編成方針」に沿って，①専任教員数の遵守，教員の構成について人事委員会，②教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮について学務委員会及び科目担当者会議，③教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について学務委員会，科目担当者会議，学科会議及び総合教育部会，④教員の資質向上についてＦＤ委員会が中心となって教育，研究及び円滑な運営を図っている。

（各学位課程の目的に即した教員配置）

各学科・専攻では，各学位課程の目的に即した学位，経歴，専門分野，研究業績等を有する教員を配置している。

例えば，法学部法律学科では，公法系，民事法系，商事法系，刑事法系，基礎法，外国法，社会法といった主要分野にバランスよく専任教員を配置している。また，授業科目の担当については，各専門分野の教育経験及び実績に鑑み，適切に配分している。

（国際性，男女比，特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮）

教員組織における年齢構成は，大学基礎データ表５（専任教員年齢構成）のとおりである（資料　大学基礎データ表５）。本学では，学部等ごとに特定の教育研究領域において専門性を有する者を採用する必要があるが，採用候補者の年齢が必ずしも求めている年齢層とは限らないなどの理由から，年齢構成等について明確な基準等は示していないが，後継者育成及び若手教員の積極的採用を行うなど年齢構成を十分に考慮すべく本部から学部等に依頼している。さらに，若手・女性等様々な人材を登用し，教員組織に多様性を確保するために，その方針についても策定を依頼している。

例えば，理工学部においては，毎年６月頃に教員人事委員会を開催し，各学科からの申請を基に次年度の教員配置計画を審議している中で，年齢構成を含め，教育研究上の問題が生じそうな教員配置計画の場合は，当該学科に対し教員人事委員会から是正を求め，改善させている。

文理学部においては，「ダイバーシティ推進委員会」を設け，令和４年12月に「日本大学文理学部ダイバーシティ推進宣言」及び「日本大学文理学部ダイバーシティ推進ガイドライン」を制定し，性別による固定的な役割分担や役割意識をなくし，今後更に中枢的・指導的ポストへの女性の積極的登用を進めるとともに，若手女性研究者支援や部門／学科ごとの教職員のジェンダーバランスの適正化を進めている（資料　6-6【ウェブ】）。

（教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置）

学士課程における主要授業科目の担当状況は，大学基礎データ表４（主要授業科目の担当状況（学士課程））のとおりである。また，教育上主要と認められる授業科目については，大学設置基準に基づき，原則として専任の教授又は准教授が担当している（資料　大学基礎データ表４）。

（研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置）

研究科における大学院担当教員については，「教員資格審査規程」において，大学院教員の資格を，博士の学位を有する者（外国において授与された博士の学位に相当する学位を有する者を含む）及び研究業績のある者（公刊された著書・論文・報告等によって，博士の学位を有する者と同等以上と認められる者）と定め，研究科ごとに大学院研究科資格審査基準等を策定し，大学院担当教員を配置している（資料　6-7，6-8）。

（実務家教員の適正な配置）

法科大学院においては，憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法の法律基本科目の教育が基本であり，これらの科目は，実際に裁判になって争われたケースが前提となっており，実務経験に裏付けられた質の高い分かりやすい教育を実現するためには，これらの裁判を実際に担当してきた実務家教員を一定数採用することが必要であることから，憲法訴訟・行政訴訟・民事訴訟・会社訴訟・労働訴訟を含む民事裁判に精通した実務家教員が４名，刑事裁判に精通した実務家教員が４名配置されており，これらの実

務家教員が定年などで退職する場合には，豊富な人脈の中から本研究科で教えるにふさわしい資格を有する者を推薦してもらうなどして,豊かな実務経験に裏付けられた質の高い,分かりやすい教育を行うことができる人材を採用することを方針としている。

（教員の授業担当負担への適切な配慮）

教員の基準授業時間については,「教員の勤務に関する内規」に規定されており，専門教育科目，基礎教育科目，一般教育科目，外国語科目及び保健体育科目（体育実技を含む）については，毎週 10 時間（５講義）担当することとなっている。一方,「教員の勤務に関する内規」において，基準授業時間を超えて授業を担当する場合は，10 時間（５講義）を限度とする旨,規定されており,過度な授業負担とならないよう配慮されている(資料　6-9)。

（教員と職員の役割分担，それぞれの責任の明確化と協働・連携）

本学では,ＦＤを「自主創造の理念の下に日本大学を取り巻く外的 諸要因をも分析して,学問領域単位（学科・専攻等）での教育プログラムを常に見直し，それを実行するため,教員が職員と協働し，学生の参画を得ながら組織的に取り組む諸活動」と定義している。

本学の全学的なＦＤ活動は，日本大学ＦＤ推進センター（以下「推進センター」という）によって実施されている。推進センターは，３つのワーキンググループによって運営されており，センター長，副センター長，３つのワーキンググループリーダー及び所管課である本部学務課においてリーダー会議を開催し，教員・職員のお互いの視点から意見を交換し合い，両者の協働・連携により，本学のＦＤ活動の実施及び方向性を決めている。

具体的には，年に１度，学生が教育改善に関するテーマを検討し，全学部から選出された学生・教員・職員が参加し意見交換を行う「日本大学学生ＦＤ CHAmmiT」を実施している。ここで得られた改善意見に対して，各学部と連携し，改善状況を各学部ホームページにおいて公表している。

以上のように，「大学としての教員組織編制方針」及び「学部等教員組織編制方針」に基づき，教育研究活動を展開するため，適切に教員組織を編制していると言える。

点検・評価項目③

教員の募集，採用，昇任等を適切に行っているか。

評価の視点１	**教員の職位（教授，准教授，助教等）ごとの募集，採用，昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備**
評価の視点２	**規程に沿った教員の募集，採用，昇任等の実施**

教員の採用及び昇格に関しては,「教員規程」において,「任用及び昇格は，教授会の資格審査を経て，学長が決定する」と規定されており，各資格において必要とされる学位及び教育研究上の業績等については,「教員規程」及び「教員資格審査規程」により定められている（資料　6-1，6-7)。

学部等においては,「教員規程」及び「教員資格審査規程」に準拠して，内規又は要項等を定め採用及び昇格をしているが，教員募集については，公募制を導入している学部もあれば，教授等の推薦で候補者を募っている学部がある。また，学部等により教員数，学科数及び対象とする教育研究領域等が異なることから，それぞれが特色を生かした教員人事を行うべく，工夫を凝らしており，採用及び昇格候補者を選考する学部等人事委員会等の構成員も多様性に富んでいる。

例えば，法学部においては，教員採用については，各学科等会議が公募等で教員の募集を行い，当該学科等会議で研究業績等について協議し人事委員会に上程する。人事委員会は,「教員規程」,「日本大学法学部教員任用資格審査基準」,「日本大学任期制教員規程」及び「助教規程」等に則り採用に関する協議をし，10 年後までの教員数を確認し設置基準教員数を下回らないようにしている。また，設置基準数だけにとらわれずに学科の教員数及び専門領域の教員をバランスよく採用するように，計画的に教員採用を行っている。

教員の昇格については,「法学部教員昇格審査基準に関する内規」及び「日本大学法学部教員の任用及び昇格における研究業績の取扱いに関する要項」を定めており，人事委員会において,これらの基準に基づき法学部教員として求める能力及び資質等を確認している。なお，人事委員会は，各学科会議の学科等主任を委員として構成されており，教員採用計画を共有し，教員間の連携を図っている。

同様に，大学院法務研究科でも，教員の募集，採用，昇任等については，関係内規に基づき，人事委員会において教員の採用等に関する調査を行い，大学院分科委員会の議を経て，対象者の資格審査を行う審査会を設置する。審査会は主査１名，副査２名以上で構成され,①法曹養成の教員としてふさわしい人格,識見及び熱意,②教授能力及び教育実績,③研究業績又は実務経験及び実績，④学会及び社会活動への積極的な参加等を中心に資格審査を行い，その任用等の可否を研究科長宛てに文書で報告をする。この審査結果に基づいて教授会に相当する大学院分科委員会で審議を行い，任用等を決定し，最終的には大学本部の手続を経た上で決定される。

また，授業科目と担当教員の適合性については，人事委員会が所管となり，学務委員会において，非常勤講師も含めて授業科目と担当教員との適合性が諮られた上で，運営委員会において更に協議し，大学院分科委員会に諮り，判断されている。

以上のように，教員の募集，採用，昇進等を適切に行っていると言える。

点検・評価項目④

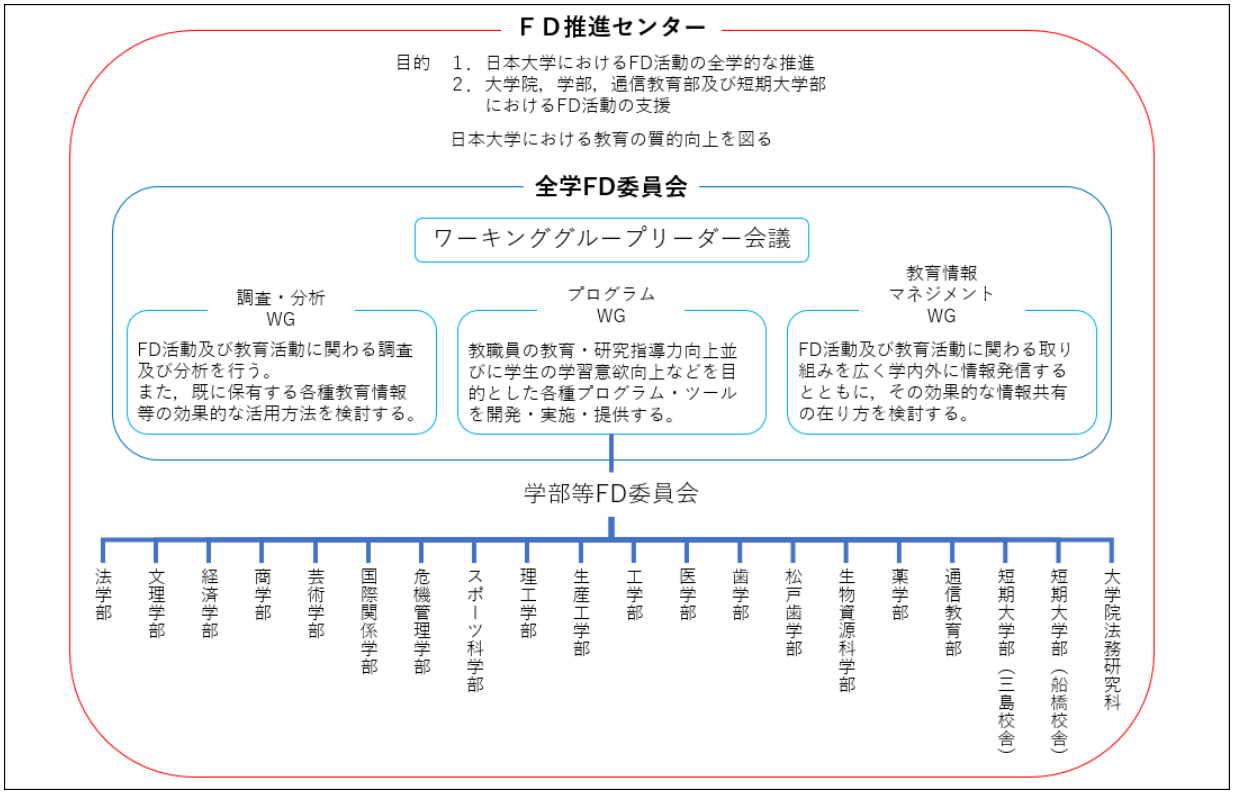
ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し，教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点１	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施
評価の視点２	教員の教育活動，研究活動，社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点３	指導補助者に対する研修の実施

【ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施】

本学における教員の教育能力の向上，教育課程や授業方法の改善につなげるため，推進センターを設置し，学部等におけるＦＤ活動の支援を行っている。

推進センターは，教育活動に係る調査・分析，教育改善を推進する各種説明会，ワークショップの開催，教職員の教育・研究指導能力向上や大学全体及び学部等におけるＦＤ活動等の取組を広く学内に情報発信を行っている。これらを積極的に推進するため，各学部等にＦＤ委員会を設け，全学的な組織として，学部等の長が推薦する委員によって構成される全学ＦＤ委員会を設置している(資料　6-10【ウェブ】, 6-11, 基礎要件確認シート18)。



推進センターが学部と連携したＦＤ活動の一例として，「新任教員ＦＤワークショップ」を実施している。当該年度に本学に採用された新任専任教員に対し，高等教育を取り巻く環境の変化や「日本大学教育憲章」に基づく本学の教育理念及び教学施策について，各学部から選出された全学ＦＤ委員会の委員等が講演を行うとともに，シラバス作成のワークショップを実施している。

教員の研究活動や社会貢献等の活性化及び資質向上における取組として，産学連携の最新動向やリスクマネジメントに関する研修会のほか，学術研究助成金，日本大学特別研究等の研究助成，大学ホームページでのWeb研究成果発表会等の学部連携による研究活動支援を実施するとともに，産官学連携知財センターにおいては，学部研究事務課と連携し，自治体や企業等との間における受託・共同研究等の実施を推進している。

日本大学特別研究の前身である理事長・学長特別研究及び学術研究助成金について，毎年，助成期間終了後の外部競争的資金の獲得状況調査を実施し，その結果を基に，令和４

年度以降に行う募集において，１件当たりの助成金額を見直し助成金の獲得機会を増やすことで，より多くの教員の研究活動を活性化させることにより資質向上を図っている。

また，日本大学研究助成金公募情報等通知システムを用いて，外部資金の公募情報の提供を実施し，過去に採択された研究計画調書のGoogle Driveを用いた閲覧できる環境の整備や，科学研究費助成事業の審査委員経験者によるアドバイスなどの取組を実施することにより，教員の研究計画調書作成の向上につなげており，これらの活動を通じて研究の実践の場を増やすことで教員の育成・資質向上につなげている（資料　6-12，6-13，6-14）。

【教員の教育活動，研究活動，社会活動等の評価とその結果の活用】

教員の教育活動，研究活動及び社会活動等の評価とその結果の活用について，専任教員は，「日本大学研究者情報システム」及び国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立情報学研究所が運営する研究者総覧「researchmap」に入力することにより，教育活動，研究活動，社会活動等を学内外に発信している。また，入力されたデータを，本学が実施する各種調査及び研究助成の審査資料に用いることにより同システムへの入力を推進し，活動成果の普及及び活用の促進に資することで，活性化につなげている（資料　6-15【ウェブ】，6-16【ウェブ】）。

また，本学では，優れた研究成果を上げた教員を対象に，リサーチャー・アワードを設け，研究者の研究意欲の向上，ひいては本学の研究力の更なる強化を図っている（資料　6-17【ウェブ】，6-18）。

さらに，表彰・研究費給付額増額等のインセンティブを通じて研究活動の更なる活性化を図るために，複数の学部等において，学部等の特徴を踏まえた研究活動・研究成果に関する業績評価を行っている。

教員の活動評価については，教育の質を保証するために，教員自身の自己点検・評価を行い，教育改善のＰＤＣＡサイクルなどを構築するために検討を重ね，令和６年度からティーチング・ポートフォリオ（以下「ＴＰ」という）を導入することとした。導入に当たり，令和５年度はＴＰをテーマに取り上げた全学ＦＤシンポジウムを開催し，第一部はＴＰの概要説明や他大学及び本学生産工学部における活用事例の紹介，第二部はＴＰチャートの作成ワークショップを実施した（資料　6-19）。

【指導補助者に対する研修の実施】

本学では，指導補助者を導入していないが，授業補助者としてＴＡ，ＳＡを配置している。ＴＡ，ＳＡの研修等については，例えば，生物資源科学研究科では，授業開始前（４月上旬）には，ＴＡを対象としたガイダンスを実施し，その中で授業補助を行う上で必要となる事項についての説明を行い教育訓練としている。

以上のように，ＦＤ活動を組織的かつ多面的に実施し，教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると言える。

点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

大学としての教員組織編制方針において,「教員組織編成の適切性の検証は，定期的に点検・評価する」と明記されており，今後，大学設置基準等の一部改正に伴う基幹教員制度のほか，教員人事制度の見直しについて検討する予定であるため，その際に,「大学における教員組織編制方針」についても検討する予定である。

教員の配置については，毎年度，次年度予算編成時に本部学務部及び人事部において，大学設置基準に定める教員数を満たしているか，配置計画に基づき採用等が行われているか確認を行っている。また,「大学等の教員配置計画策定に係る基本方針について」及び「教員配置及び教員配置数の上限」については，前年度の履行状況，学生数の推移，財政状況を総合的に勘案した上で見直しをしている。

令和５年度の事業計画においては，令和４年度中に見直しが行われた中期計画に基づき，速やかに令和６年度以降の「教員配置計画に係る基本方針」を定め，新たな教員配置計画を策定することとしていた。本事業計画に対し，令和５年７月に令和６年度及び令和７年度における「教員配置計画に係る基本方針」を定め，同年 10 月に新たな教員配置計画を策定した。

全学的な取組として,「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検･評価を実施し,その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

令和４年度に実施した全学自己点検・評価において,「大学における教員組織編成方針」及び「学部等における教員組織編成方針」を学内で共有し，大学及び学部等のホームページなどで社会に公表するよう改善指示をし，既に改善されている。

また，全学内部質保証推進委員会は，毎年度，推進センターから提出されるＦＤ活動報告書の内容について検証し，新たに改善等が必要な点については提言という形で示し，改善指示をしている（資料　6-20)。

令和３年度に受審した大学認証評価（追評価）での提言として，理工学研究科，医学研究科，生物資源科学研究科，獣医学研究科に対し，大学院担当教員の資格審査基準が定められていないため改善が求める，との指摘を受けていたため，全学内部質保証推進員会から当該研究科に対して，改善計画の策定及び改善結果を報告するよう求めた。

改善報告を検証した結果，上記の４研究科については，改善されていることを確認した（資料　2-32）。

以上のように，教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

２　長所・特色

・各学部等においては，「教員規程」及び「教員資格審査規程」に準拠した内規又は要項等に基づいて教員の採用・昇格を実施し，学部等それぞれの特色を生かした教員人事を行っている。
・教員募集から教授会における資格審査までの諸手続過程等は各学部で異なるものの，全て諸規程に則り，客観的基準により公平かつ公正な手続を経て行っている。
・複数の学部等において行っている科研費等の外部資金の状況に応じて研究費を追加支給する取組や経済学部における研究特命教授の委嘱の取組については，研究の推進に有意な成果が期待できる。また，「教学に関する基本方針」及び中期計画に基づき，学部等の特性に応じた若手研究者養成（育成）の取組が展開されており，日本大学の多様性を包含している。
・表彰，研究費給付額増額等のインセンティブを通じて研究活動の更なる活性化を図るために，複数の学部等において，学部等の特徴を踏まえた研究活動・研究成果に関する業績評価を行っている。

３　問題点

・学部等ごとに，年齢構成，国際性，男女比等の多様性に配慮しているが，特定の教育研究領域において専門性を有する者を採用する必要があるため，必ずしも希望する者を採用できるわけではない。しかしながら，より一層の多様性を考慮した教員人事計画が求められていることから，引き続き「大学等教員配置計画策定に係る基本方針」に基づいて対応する必要がある。

４　全体のまとめ

本学では，本学の求める教員像等を「教員規程」に定め，大学の目的及び使命並びに各学部等の教育研究上の目的を実現するために，各教育課程の「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ，教員組織を編制する際に考慮すべき項目として８つの項目を示した「大学としての教員組織編制方針」を定め，学部等においては，「大学としての教員組織編制方針」に基づき，学部・研究科単位で「学部等教員組織編制方針」を策定し，大学ホームページ及び学部等ホームページに公表している。

学部等においては，「学部等教員組織編制方針」に基づき，「専任教員数の遵守，教員の構成」，「教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮」，「教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化」及び「教員の資質向上」に留意した教員組織を編成している。

教員の配置については，大学設置基準等の必要専任教員数を満たすとともに，大学としての年齢構成の明確な基準は示してはいないが，年齢構成を十分に考慮し，若手・女性等様々な人材を登用し，教員組織に多様性を確保するように留意している。

研究科における大学院担当教員については，研究科ごとに大学院研究科資格審査基準等を策定し，配置している。

教員の基準授業時間については，「教員の勤務に関する内規」に規定し，過度な授業負担とならないよう配慮されている。

教員の採用及び昇格に関しては,「教員規程」に規定されており，各資格において必要とされる学位及び教育研究上の業績等については,「教員規程」及び「教員資格審査規程」により定められている。学部等においては,「教員規程」及び「教員資格審査規程」に準拠して内規や要項等を定めているが，学部等により教員数，学科数及び対象とする教育研究領域等が異なることから，それぞれが特色を生かした教員人事を行うべく，工夫を凝らしている。

教員募集については，学部等により教員数，学科数及び対象とする教育研究領域等が異なることから，公募制を導入している学部もあれば，教授等の推薦で候補者を募っている学部もあり様々である。

本学における教員の教育能力の向上，教育課程や授業方法の改善につなげるため，日本大学ＦＤ推進センターを設置し，教育活動に係る調査・分析，教育改善を推進する各種説明会，ワークショップの開催，教職員の教育・研究指導能力向上やＦＤ活動等の取組を広く学内に情報発信を行うとともに，学部等におけるＦＤ活動の支援を行っている。

ＦＤ活動を積極的に推進するため，各学部等にＦＤ委員会を設け，全学的な組織として，学部等の長が推薦する委員によって構成される全学ＦＤ委員会を設置している。

また，教員の研究活動や社会貢献等の活性化及び資質向上における取組として，各種の研究助成金や学部連携による研究活動支援を実施しているほか，表彰・研究費給付額増額等のインセンティブを通じて研究活動の更なる活性化を図るために，複数の学部等において，学部等の特徴を踏まえた研究活動・研究成果に関する業績評価を行っている。

教員の配置については，毎年度，次年度予算編成時に本部学務部及び人事部において，大学設置基準に定める教員数を満たしているか，配置計画に基づき採用等が行われているかについて確認を行っている。また，「大学等の教員配置計画策定に係る基本方針について」及び「教員配置及び教員配置数の上限」については，前年度の履行状況，学生数の推移，財政状況を総合的に勘案した上で見直しをしている。

今後は，教員自身の自己点検・評価を行う手段として令和６年度から導入するティーチング・ポートフォリオにより，教員の活動評価につなげていくこととしている。

第７章　学生支援

１　現状説明

点検・評価項目①

学生が学習に専念し，安定した学生生活を送ることができるよう，学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１	大学の理念・目的，入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学における学生支援に関する方針は，「多様な個性を持つ学生一人ひとりが心身ともに健康で，充実し，かつ安全な学生生活を送り，学修に専念できるように，また，自主創造の理念に基づき主体的に進路を選択し，希望する職業に就けるように生活支援，経済支援，正課外活動支援，就職支援を中心とした総合的支援を行う。」である。

本方針は，平成 29 年に策定された「教学に関する全学的な基本方針」で明示され，現在では大学のホームページに公表することにより，広く学内外に公表している（資料　7-1【ウェブ】）。

以上のように，学生が学習に専念し，安定した学生生活を送ることができるよう，学生支援に関する大学としての方針を明示していると言える。

点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき,学生支援の体制は整備されているか。また,学生支援は適切に行われているか。

評価の視点１	学生支援体制の適切な整備
評価の視点２	学生の修学に関する適切な支援の実施 ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への様々な対応・対策 ・学生の能力に応じた補習教育，補充教育 ・学生の自主的な学習を促進するための支援 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応，その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援，授業動画の再視聴機会の確保など） ・留学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点３	学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック，セクシュアル，モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康，保健衛生及び安全への配慮
評価の視点４	学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における，学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点５	学生の正課外活動（部活動，ボランティア等）・正課外教育を充実させるための支援の実施，人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
評価の視点６	学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【学生支援体制の適切な整備】

学長のリーダーシップの下，学生担当の副学長を任命し，本部に学生生活支援を検討する日本大学学生生活委員会及び就職に関する事項を検討する日本大学就職委員会を設置し，各支援の決定や情報共有を行っている。施策・方針の策定や各学部との協働を担う活動拠点として，修学支援，生活支援のための学生支援センター，公務員志願者を支援するための就職支援センターといったセンター機能を有し，実質的な支援につなげる体制を整備している（資料　7-2，7-3，7-4，7-5）。

従来の学生相談（カウンセリング）体制に加えて，新たに障がい学生支援を実施するに当たり，日本大学学生生活委員会の下に，各学部学生担当と学生相談に詳しい心理学の専門家とによって組織された学生支援専門委員会を設置し，問題点の改善策や新制度の原案策定等を行っている（資料　7-6）。

また，各種委員会以外に，各学部の学生課長で構成された学生課長連絡会，就職指導担当課長で構成された就職課長会議を整備し，各学部の現状把握や情報共有を行うことができる体制を整えている。この連絡会は，審議決定機関ではないため，各種委員会よりも自由闊達に意見交換ができる場となっており，現状の施策の問題点や新たな施策を実施する際の意見交換等施策検討の一助となっている。

各学部にもそれぞれ学生生活委員会及び就職委員会（医学部，歯学部及び松戸歯学部を除く）を設置し，教学に関する基本方針，中期計画，学生支援に関する方針等に基づき，具体的な方策や諸問題の検討・対応を行っている。

さらに，学部等においては，学生支援室・学生支援窓口を設け対応している（資料　7-7【ウェブ】）。

【学生の修学に関する適切な支援の実施】

（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への様々な対応・対策）

本学は，学生の健康，安全及び学修を第一として，以下の支援及び対応を行った（資料7-8【ウェブ】）。

1　修学支援

学費支弁者の家計急変や学生本人の収入減による経済的困窮者に対して，本学独自の給付奨学金「日本大学創立130周年記念奨学金（第３種）」を給付した。

2　オンライン授業実施に伴う支援

オンライン授業実施に伴い，以下の支援を行った。

①　パソコンやタブレット端末を用意できない学生へのパソコンの無償貸与

②　学修環境を整えるための学修環境補助費の一律３万円支給

3　キャンパスへの入構制限に伴う支援

キャンパスへの入構制限に伴い，以下の支援を行った。

①　学外から閲覧可能な電子ジャーナル，電子ブック等の更なる拡充

②　在学生の各種証明書の申請手続の簡略化及び発行手数料・郵送料の免除

4　健康管理の支援

学生及び教職員がスマートフォンなどからその日の体温や体調を入力し,体調管理,健康観察が可能なWebシステム提供を行った。

5　その他の対応

①　学費の納入時期の猶予等

学費の納入期限に係らず，納入時期及び分納方法についての対応を行った。

②　休学願出の猶予

期限に係らず，令和２年度前学期の休学の願出についての対応を行った。

③　学生の孤立を防ぐための対応

学生相談窓口では，テレビ会議システムなどを使用した個別相談が可能な体制を整備した。

④　オンライン授業の問合せ対応

オンライン授業に関する専用の問合せフォームなどを設けた。

⑤　基礎疾患のある学生への対応

希望によりオンライン授業が受講できるよう配慮した。

⑥　障がいのある学生への対応

受講が困難な場合は，補講の実施等による学修時間確保に配慮した。

⑦　外国人留学生への対応

日本に在留している外国人留学生については，オンライン授業や学生生活等の相談に対応し，また，入国できず，母国に留まらざるを得ない状況にある外国人留学生については，入国後，補講の実施等による学修時間確保に配慮した。

⑧　就職活動等の対応

本学の就職支援サイト「ＮＵ就職ナビ」にて，企業情報，求人情報等就職情報の提供，履歴書の電子ファイルの入手及び就職支援プログラムの多くでオンデマンドの配信を行い，また，通常は対面形式で行う大学本部実施の「公務員講座」につい

ては，オンライン形式で実施した。さらに，個別での相談を希望する学生に対し Zoom を利用したオンライン相談を行った。

（学生の能力に応じた補習教育，補充教育）

学生の能力に応じた補習教育，補充教育については，学部等が責任主体となって実施しており，学部等により異なるが，例えば，生産工学部では，１年生が入学後すぐに必要とする数学，物理といった基礎的な科目の内容について，気軽に質問できる場として，実籾キャンパスにアカデミックアドバイザールームを設置し，数学，物理を担当するアカデミックアドバイザーを各１名配置し，月曜から金曜までの正午から午後６時まで開室している。分からない問題の解説・指導はもちろん，高校で数学が苦手だった学生の復習から，どのように勉強を進めていけばよいのかといった学習相談まで，幅広く学習支援に対応している。２年生から津田沼キャンパスに移るが，引き続き指導を受けたい上級生の要望にも応じている。

（学生の自主的な学習を促進するための支援）

学生の自主的な学習を促進する支援については，学部等が責任主体となって実施しており，学部等により異なるが，例えば，法学部では，事前・事後学習について，具体的な内容をシラバスに記載し，学生が何をすべきかを明確にすることで，学習に取り組みやすくしている。また，図書館では自習スペースを開放しているほか，ラーニング・コモンズを設置し，学生が互いにコミュニケーションを図りながら，自主的に学習できるようにしている（資料　7-9【ウェブ】）。

また，理工学部では，学生たちが本来持っている自律性と創造力を呼び覚まし，実践力と学問的能力を発展させる場として未来博士工房を提供しており，各々の学生の持つ潜在能力の覚醒に大きな成果を上げている。優秀者には「日本大学理工学部学生博士賞」を授与し，表彰している。現在，「ブリッジ工房」，「交通まちづくり工房」，「フォーミュラ工房」，「ロボット工房」，「航空宇宙工房」，「電気モノ・コトづくり工房」，「ＰＣ工房」，「物理学プロジェクト工房」の８つの工房が活発な活動を行っている（資料　7-10【ウェブ】）。

（自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応，その他学習支援）

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応やその他学習支援については，学部等が責任主体となって実施しており，学部等により異なるが，例えば，文理学部では，ラーニング・コモンズにＬＡ（ラーニング・アシスタント）や留学生サポーターなどを配置し，学生の修学上の悩みや生活面での悩みに対応している。

（オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮）

新型コロナウイルス感染症拡大に対する本学の支援及び対応として，令和２年４月上旬に行ったオンライン授業に関する調査結果において，オンライン授業を受講する上で必須のパソコンやタブレット端末が用意できない，インターネットの環境が整っていないなどさらに，個々の事情により最低限の学修環境を整えることができない学生がいることを把

握したことから，全学生を対象に，オンライン授業実施に伴う支援として，パソコンやタブレット端末を用意できない学生へのパソコンの無償貸与，学修環境を整えるための学修環境補助費として一律３万円支給した。

現在，学部等においては，オンライン授業を受講するための通信環境や機器の整備を実施し，自宅に通信環境がない学生のために，キャンパス内にオンライン授業を受講するための教室等を用意したり，パソコンを無償貸与したりしている。

（留学生に対する修学支援）

留学生に対する全学的な支援は，主に経済面で行われており，日本大学創立 100 周年記念外国人留学生奨学金及び私費外国人留学生授業料減免制度を設置している。令和４年度に支援実績は，学生 42 名に対し，18,780,000 円の奨学金を，学生 693 名に対し，120,958,000 円の授業料減免を行っている（資料　7-11，7-12，7-13，7-14）。

学部等においては，留学生を対象とした学部独自の奨学金制度を設置している学部等もある。また，経済面以外の支援として，留学生と日本人間の「学びあい」を通じた交流促進のためのバディ制度の設置や留学生を対象としたガイダンスの実施により，修学状況及び生活状況の把握，日本の文化や習慣等，学生生活における注意事項等の情報提供及び留学生同士の意見交換を行う場等としている学部もある。

その他，在留資格更新手続指導，国際交流センターの設置等修学上の支援や留学生活上の支援，留学生就職ガイダンスや求人情報の提供等様々な支援をしている。

（障がいのある学生に対する修学支援）

障がい学生支援については，「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援ガイドライン」を制定し，大学ホームページに公表している。運営体制であるが，大学本部に学生支援センター，各学部に障がい学生支援委員会及び学生支援室を設置し，カウンセラー，コーディネーター及び日本大学インテーカーを配置して，障がい学生支援に当たっている（資料　7-15【ウェブ】）。

学生支援センターは，各学部の学生支援室に対する助言，学部間連携及び障がい学生支援に係る講習会やセミナーを実施するなど全学を統括する組織となっている。学生個人の具体的な支援の決定は，各学部の障がい学生支援委員会が行っており，学生支援室が授業担当教員及び事務局と連携し，実際の支援につなげている。なお，学生支援室は，障がい学生支援のみではなく，青年期の葛藤やメンタルヘルスなど学生生活における全ての相談窓口機能も有している。令和４年度の本学の支援実績であるが，各学部で把握している障がいのある学生は 684 名（前年度 470 名），実際に支援している学生は 462 名（前年度 266 名）となっている。支援実績は，年々増加傾向にあり，各学部の学生支援室の重要度は増加している（資料　7-16）。

各学部においては，「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援ガイドライン」に基づき「学部障がい学生支援ガイドライン」を制定し，ホームページに公表している。

障がい学生に対する具体的な支援として，点訳・墨訳，教材テキストのデータ化，教材の拡大，ノートテイク，パソコンテイク，使用教室配慮，教室内座席配慮，出席に関する

配慮，提出物期限の延長等の授業に関する支援や居場所の確保，通学支援，医療機関との連携，キャリア教育，障がい学生向けの求人情報提供，就職先の開拓等の授業以外の支援が行われている。それらの支援を複合的に行うことによって，障がい学生の修学環境の整備を図っている。

（成績不振の学生の状況把握と指導）

大学からは，学部等に対し，成績不振の基準を具体的に定め，当該学生に対して主体的な個人指導（個別面談，補習等）を行うことを求めているが，制度及びその内容と実施実績については，学部等において基準やその内容が異なっている。

例えば，国際関係学部では，平成 26 年に定めた「学生との面談実施に係る取扱い」に基づき，修業年数の低い段階からの積極的な面談の実施及び履修指導を行うことが必要と捉え，各学科において，成績不振者に対し，担当教員による面談を実施している。面談実施時期は，次年度及び学期への履修指導を目的とするため，原則として，各学期末及び年度開始時としている。なお，最終学年の学生には，当該年度の履修登録後に実施することもある。面談は，学生本人に加え保護者同席の上，原則としてクラス担任が対応する。「学生面談シート」と成績表を保護者宛てに事前に通知し，学生は，面談の前に「学生面談シート」に学修及び学生生活，単位修得等の状況，単位が修得できない理由を記入させ，それに基づき面談が実施され，令和４年度は 85 名の面談を実施した（資料　7-17）。

（留年者及び休学者の状況把握と対応・退学希望者の状況把握と対応）

大学からは，退学者，卒業延期者減少等に向けた取組の推進について学部等に依頼しているが，学部等においての取組は様々である。

例えば，法学部では，休学希望者から連絡があった際には，学生本人及び保護者に対し対面又は電話にて状況等の詳細なヒアリングを行っている。休学願受理後は台帳で管理し，関係する各部署と情報を共有している。

留年者に関しては，年度初めに留年者用の履修相談会を実施し，各学科の教員が対応しているほか，教務課の窓口でも随時相談の対応をしている。また，通信教育部への転籍等についても案内している。

退学希望者に関しては，休学希望者と同様，学生本人及び保護者に対しヒアリングを行い，事由によっては，休学や通信教育部への転籍について案内している。また，法学部への再入学制度や通信教育部への編入学等退学後も将来的に学業を再開できる手段についても案内している。

（奨学金その他の経済的支援の整備）

経済支援を必要としている学生については，まず国の修学支援新制度（高等教育の無償化）を適用させることを基本とし，対象になると思われる学生については，各学部において積極的に声掛けを行っている。

しかしながら，修学支援新制度に採用されなかった学生，修学支援新制度だけでは不十分な学生，大学院生，留学生についても支援をする必要があることから，全学部の学生が申請できる本部奨学金と所属学部の学生が申請できる各学部独自の学部奨学金の２種類を

設定している。また，経済支援型以外にも，特待生制度を筆頭に学修状況が優良な学生に対する奨学金も設定しており，多様な学生へのニーズに応えることができる体制を整備している（資料　7-13，大学基礎データ表７）。

全学部の学生が申請できる本部奨学金は，日本大学創立 130 周年記念奨学金（家計困窮・自然災害等の不測の事態時），日本大学古田奨学金（学業優秀），日本大学ロバート・Ｆ・ケネディ奨学金（学業優秀），日本大学小澤奨学金（学業優秀），日本大学オリジナル設計奨学金（学業優秀），日本大学創立 100 周年記念外国人留学生奨学金（学業優秀）がある（資料　7-18，7-19，7-20，7-21，7-22，7-11）。

令和４年度の奨学金の給付実績であるが，令和４年度に大学全体で 1,737 名の学生に 500,926,000 円給付を行っている。内訳であるが，本部奨学金が 425 名で 127,960,000 円，学部奨学金が 1,312 名で 372,966,000 円となっている。

特に，日本大学創立 130 周年奨学金は，大規模災害に対応する奨学金となっており，新型コロナウイルス感染症の影響で学費支弁が困難となった学生に対して，令和２年度に 670,873,732 円，令和３年度に 162,863,300 円を給付するなど社会情勢の変化に即座に対応することができる奨学金となっている。なお，令和６年能登半島地震被災地の在学生に対する特別措置として，当該奨学金を給付することを令和６年１月９日開催の常務理事会において決定し，大学ホームページに公表した（資料　7-23【ウェブ】）。

また，民間企業及び自治体の奨学金についても，募集要項が届き次第，掲示や学生用ポータルサイトなどで周知し，奨学金獲得機会の増加を図っている。

本学においては，授業料等減免制度として，国の修学支援新制度（高等教育の無償化）のほかに，医学部・歯学部及び松戸歯学部に入学する学生で，特に成績優秀な者に対する教育充実料の減免制度と，大学院医学研究科学生で，横断型医学専門教育プログラムを選択した者の授業料の半額免除制度がある（資料　7-24，7-25)。

なお，令和６年能登半島地震被災地の入学予定者に対する特別措置として，入学金及び授業料を減額することを令和６年１月９日開催の常務理事会において決定し，大学ホームページに公表した（資料　5-13【ウェブ】)。

生活面での経済支援では，地方出身者向けに東京都（バンデリアン町田，バンデリアン稲城，レガーメリアン赤堤，レガーメリアン宮坂，レガーメリアン東が丘），千葉県（バンデリアン松戸），福島県（バンデリアン郡山）に合計７寮の学生寮を設置している。学生寮については，家具・家電が完備されており，一人暮らしをする際の初期費用が一切かからないため，経済支援の側面も有している。また，寮にはスタッフが常駐しているため，学生本人及び地方から子供を送り出すことに不安を感じている保護者に対し，安心・安全を提供することができている。学生寮の入居率は，令和５年４月の時点で 76.6％であり，学生支援として一定の成果を上げている。

なお，令和６年能登半島地震に係る在学者及び入学予定者に対する学生寮の特別措置として，本学学生部が設置する学生寮に居住する学生又は入学予定者に対して，寮費等の補助措置を実施することを令和６年１月 23 日開催の常務理事会において決定し，大学ホームページに公表した（資料　7-26【ウェブ】）。

また，学生寮から遠距離にある学部の学生に対しては，全国で学生向け住居を運営する株式会社共立メンテナンスと業務委託契約を締結し，住居情報を提供しており，令和５年

度実績で 468 名が利用している。また，家計が困窮している学生については，株式会社共立メンテナンスが整備している奨学金制度を利用することにより，安価に学生向け住居を利用することができる。令和５年度は８名が奨学金制度に採用され，年間約 90 万円の減免を受けている（資料　7-27，7-28【ウェブ】）。

なお，上記以外の民間大手不動産会社と提携している学部等もあり，学生生活支援については，通学に負担の少ない立地や食事付きの寮，家具・家電の完備された物件など学生と保護者の希望する住環境の情報提供を行っている。

その他，経済支援策として，文理学部では包括協定を締結している世田谷区と，文理学部後援会からの支援の下，全面的な対面授業再開に伴いキャンパス回帰した学生たちに対する福利厚生サービスの一環として，世田谷区のデジタル地域通貨「せたがや Pay」を全学生全員に 3,000 円分を支給し，近隣商店街等で昼食等食事の機会を提供している。

この施策は，物価高に対する学生への経済的支援に限らず，地元の商店街の各事業者等への地域経済活性化への寄与も期待し実施されたものであり，テレビ，新聞等多くのメディアでも取り上げられ，学生・教職員から反響を呼んだ（資料　7-29【ウェブ】）。

また，一人暮らしなどにより朝食を食べてこない学生に対して，安価な金額で朝食を提供し，学生の健康管理と共に学習意欲の向上につなげている学部もある。

（授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供）

奨学金に関する情報提供は，各学部において行っている。具体的には，新入生配布物での奨学金ガイダンスの告知や学生専用ポータルサイトや学部要覧等により周知が行われている（資料　1-5，1-6）。なお，通常の情報提供のほか，令和２年 11 月に募集した新型コロナウイルス感染症で家計が困窮した学生に対する日本大学創立 130 周年奨学金(第３種)では，支給基準を満たす学生の保護者 18,951 名へ募集要項を郵送するなど必要としている学生に必要な情報が届くよう，社会情勢や奨学金の形態に合わせて臨機応変に対応することができている。

【学生の生活に関する適切な支援の実施】

（学生の相談に応じる体制の整備）

学生相談については，各学部の学生支援室に「学生支援窓口」を設け，全ての学生の友人関係の悩み，学業成績の悩み，将来への不安，障がいによる修学上の困難に関する悩みなどの多様な学生の悩みに対応している。また，キャンパス内では相談しにくいという学生のために，大学本部にある学生支援センター内にも相談対応窓口を設置している。さらに，本学独自の取組として，初級カウンセラーとしてのインテーカー認定制度を設けており，毎年，講習を修了した 120 名程度の教職員に日本大学インテーカー修了証を発行している。日本大学インテーカーに認定された者は，相談者の第一次窓口として学生の悩みなどを聴き取り，専門部署につなげる役割や学生支援室内で受理面談を行うなどの役割を担うなど有用な制度となっている。また，学生の来訪を待つ受動的な支援のみならず，４月に実施しているメンタルヘルスチェックで不安度が高いと判断される学生については，電話，メール，手紙等を利用して状況確認を行い，必要に応じてカウンセラーによるカウンセリングを行うなど積極的なフォロー体制を構築している（資料　7-30）。

令和４年度に全学でカウンセラーが対応した学生・保護者・教職員コンサルテーションは実数 1,859 名（前年度 1,595 名），延回数 9,312 回（前年度 9,365 回）であり，コロナ禍の入構制限等で減少していたメンタルヘルス対応が通常期の水準に回復している。各学部コーディネーターが対応した受付実人数は，10,338 名（前年度 8,026 名），延回数 12,725 回（前年度 9,159 回）と学生支援窓口対応数については急増している（資料　7-31，7-32）。

（ハラスメント（アカデミック，セクシュアル，モラル等）防止のための体制の整備）

本学では，日本大学人権侵害ガイドラインにいかなる人権侵害も許さないことを明記し，この方針の下，日本大学人権侵害防止規程に基づき，人権侵害の発生を防止するとともに，人権侵害に関する救済及び問題解決を適正かつ迅速に実施するための体制を整備し，全ての学生及び教職員等が公正で安全かつ快適に学び，教育研究を行い，働くことのできる良好な就学・就業環境の維持向上のために，人権侵害の防止及び解決を目的とした人権侵害防止・解決体制として，日本大学人権侵害防止委員会を置き，その下に人権救済委員会，人権相談オフィス及び受付窓口を設置している（資料　7-33）。

日本大学人権侵害防止委員会は，本学における人権侵害防止・解決体制を監督・支援しており，人権侵害の防止対策について企画・立案し，広報及び啓発活動を展開している。本委員会の委員長は，理事長及び学長から人権侵害問題全般に関わる権限の委任を受け，人権侵害防止・解決体制全体を統括しており，案件の内容によって調査チームを設置することができるほか，部科校等の所属長に対し解決を要請することができることになっている（資料　7-34）。

人権救済委員会は，日本大学人権侵害防止委員会の下に置かれている委員会であり，人権侵害を受けた者の保護・救済を基調に相談に応じ，事実関係を確認した上で問題解決を実施している。委員は，学内外の関係分野の専門家を中心として構成され，委員のうちから人権アドバイザー（弁護士，医師等）が委嘱されており，人権アドバイザーが面談等の対応を行って問題解決に当たっている。人権相談オフィスは，人権救済委員会から派遣される人権アドバイザーが人権侵害を受けた者と面談を行う場所並びに相談及び救済の申立てを受け付ける機関であり，人権侵害を受けた者との面談で救済の申立てを受けた人権アドバイザーは，問題解決のプロセスを策定・選択し，人権侵害を行ったとされる者との面談を実施するなど必要な手段を講じて問題解決を図っている。受付窓口は，コンプライアンス事務局及び法律事務所に常設されており，人権侵害を受けた者から電話や電子メールなどで寄せられる連絡に対応し，面談による問題解決が適切であると判断された場合は，所定の手続を経て面談を設定している（資料　7-35，7-36）。

学生及び教職員等に対する啓発活動として，人権侵害についての具体的な解説，人権侵害を受けた時の対応策，本学の人権侵害防止・解決体制の概要，受付窓口の連絡先等を記載したリーフレットを毎年度作成し，全ての学生や教職員等に配布しているほか，各キャンパスや校舎内に掲示できるよう人権侵害防止に係るポスターを作成している。また，本学ホームページに人権侵害防止と解決に関するページを設けて相談の流れや受付窓口の連絡先等を掲載しているほか，人権侵害防止ガイドラインやセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針を掲出するなどにより，社会にも本学の人権侵害防止・解決体制を周知している（資料　7-37，7-38，7-39，7-40【ウェブ】）。

（学生の心身の健康，保健衛生及び安全への配慮）

学生の心身の健康，保健衛生及び安全への配慮は，主に保健室が取り扱っており，健康相談，保健指導や怪我や急病等の応急処置，大学周辺の医療機関の紹介，感染症予防の啓発等について，学校医や精神科医，学生支援室と連携して対応している。

また，学校保健安全法の定めに従い，定期健康診断を実施しており，医歯薬系学部においては，院内実習が始まる高学年次に，麻疹，風疹，水痘，流行性耳下腺炎等の抗体価，Ｂ型肝炎，Ｃ型肝炎の抗体価及び肝機能検査を実施しており，抗体価が基準値以下の学生に対してワクチン接種を促すなど安全面に配慮している。

さらに，キャンパス内における急病人発生時に，誰でも応急処置が迅速に行えるようフローチャートを作成し，ＡＥＤ設置場所の案内と併せて各所（教室，各課等）に掲示・運用している学部もある。

安全への配慮として，授業中や課外活動中の事故については，「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」に基づき，治療費を給付している。令和４年度には，124 名の学生に対し，3,285,553 円の治療費を給付した。なお，事故後の対応であるが，学部内に設置された学生傷害事故調査委員会へ報告の上，事故に至った経緯や原因究明を行い，再発防止に努めている（資料　7-41，7-42）。

新型コロナウイルスなどの感染症については，状況を聞き取り，体調の確認を行うとともに，心配事を相談できるよう声を掛け，療養終了までの心身のケアを行っている。感染症拡大防止のポスター作製やアルコール消毒等の物品調達を行い，学生の安全に配慮している。令和３年には，新型コロナウイルス感染症対策として，本学の医療従事者の協力の下，接種を希望する学生及び教職員合わせて約 6 万 7000 人にワクチン接種を実施した（資料　7-43【ウェブ】）。

【学生の進路に関する適切な支援の実施】

（キャリア教育の実施，学生のキャリア支援を行うための体制の整備，進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）

「中期計画（令和３年度～令和８年度）」により，学生による主体的「未来選択」を実現するよう低学年からキャリア教育を行い，自分の人生観・価値観を満たす進路に進む支援を行っている。

主に１年次を対象に「働くとは」についてガイダンスを行い理想とする人生を送り，理想とする働き方を実現させるため働くとはどういうことか知った上で，２年次以降には自分自身と向き合い，自分自身を知るための「自己分析」を行い，自分の価値観・人生観を満たす未来実現のため「不足しているものが何か」を理解し，学生生活を通じて人間関係形成能力・情報活用能力・将来設計能力・意思決定能力を修得させる。３年次では自分が理想とする働き方ができる業界・企業・職種を知るために「業界研究」及び「企業研究」を行った上で，自分が理想とする企業に自分の魅力を売り込む「就職活動」ができるようキャリア教育を行っている（資料　7-44【ウェブ】）。

学生部就職課においては，学生の主体的未来選択を支援するための動画を作成し，本学の就職情報サイト「ＮＵ就職ナビ」上で公開することで，時間的・地理的制限無く何度で

も視聴できる環境を提供しているほか，学部等において低学年時からキャリア教育実施のため各種ガイダンスなどを実施している。

学生による主体的「未来選択」を実現するため，全学で約 80 人の専任の就職支援スタッフを配置しているほか，学部等によっては相談専門の人材を設置するなど，強力な支援体制を整えている。その上で，学部等にて上記の「働くとは」についてのガイダンスなどのほかに，インターンシップ関連講座・エントリーシート対策講座・筆記試験対策講座・面接対策講座等様々な就職支援プログラムを実施しており，各学部等の特色を生かしたプログラム実施のほか，所属学部等以外の一部プログラムに参加できるなどスケールメリットを生かしている。

なお，新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに，各種就職支援プログラムなどや学生相談はオンライン形式と対面形式を内容に応じて使い分けを行っている。全学的には日本大学合同企業研究会・就職セミナーや公務員志願者向けに各種プログラムを実施している。

求人票等の各種進路支援情報については，本学独自の就職情報サイト「ＮＵ就職ナビ」を運用しており，求人票検索のほか，インターンシップ情報や企業情報，ＯＢ・ＯＧ情報，活動報告書の閲覧，キャリア相談予約管理等の就職活動に必要な情報を一元化し，学生及び教職員の利便性を高めている。令和６年３月現在，全国約 10 万件の企業情報と５万８千件以上の令和６年３月卒向け求人票，約１万件の活動報告書を掲載し企業研究や求人票検索に活用されている。

地方での就職を希望する学生を支援するため，全国 39 の道府県や市といった地方自治体と就職支援協定を締結しており，学生向け地方求人情報配信や地方自治体の担当者，地元企業の人事担当者との情報交換を行い，学部就職支援スタッフと共有している。また，「Ｌｏ活プロジェクト」（厚生労働省地方人材還流促進事業）に委託し，地方就職関する動画を作製するなど地方及び首都圏出身の学生が地方での就職を視野に入れた未来選択ができるよう支援策の充実を図っている。

公務員を志望する学生を支援するため，本部学生部内に設置している日本大学就職支援センターが主催し，公務員試験対策講座，公務員特別セミナー，面接直前対策講座，公務員試験面接ワーク＆実践講座，模擬試験等を実施している。また，これらの講座等に関する案内と募集，本学に寄せられた各省庁・自治体等主催のイベントやインターンシップ，採用試験情報等は，「日本大学公務員情報サイト」に掲載することで，学生は時間的・地理的制約を受けずに各種情報を利用することが可能となっている。

教員志望者に対する支援としては，教職課程を設置している部科校において各教育委員会及び学校法人等から寄せられる求人情報等を提供しているほか，エントリーシート添削や面接指導等を行っている。

留学生に対する支援をするため，「ＮＵ就職ナビ」で企業情報や求人情報を提供しているほか，令和２年８月より一般社団法人留学生支援ネットワークに加入し，オンライン上で日本での就職活動の方法や就職支援対策，留学生のための企業採用情報等を提供している。また，日本大学合同企業研究会・就職セミナーに東京外国人雇用サービスセンターを招へいし，個別の相談対応を行っている。

障がいのある学生の就労支援については，学内の障がい学生の状況や配慮状況について，

入学時から学生支援室と就職指導担当課で共有し，連続した支援を目的に，令和４年度から学部障がい学生支援委員会に就職指導担当課長が委員として出席するほか，本部学生支援センターや学部学生支援室に寄せられる，障がい学生の就労支援に関する情報や学内の障がい学生支援の状況を共有するため，就職指導担当課に障がい学生就労支援担当者を配置し，相談等の支援を行っている。また，令和４年度は全教職員向けに「日本大学障がい学生支援教職員基礎研修」を開催し，障がい学生支援について基礎的対応を理解した上で，さらに，障がい学生就労支援担当者向けに「日本大学障がい学生支援教職員テーマ別研修会」を開催し，就労支援に特化した内容の研修を実施した。令和５年度に実施した就職業務研修会でも障がい学生の就労支援をテーマに開催した（資料　7-44【ウェブ】，7-45，7-46，7-47，7-48，7-49【ウェブ】）。

（博士課程における，学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供）

本学が加盟している全国私立大学ＦＤ連携フォーラム（ＪＰＦＦ）が提供する「実践的ＦＤプログラム・オンデマンド講義サービス」の利用を大学院生に促している。このコンテンツは，大学教員の４つのアカデミック・プラクティス（教育・研究・社会貢献，管理運営）に対して，系統的な理論や実践に関するオンデマンド講義となっている。

【学生の正課外活動（部活動，ボランティア）・正課外教育を充実させるための支援の実施，人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）】

令和元年度より授業で得た学びを実践の場で生かしていく力を培い，教育課程と正課外の双方の教育を充実させることを目的として，「日本大学自主創造プロジェクト」を新設した。「日本大学自主創造プロジェクト」は，学生の「やってみたい」という想いを実現させる取組として，大学，短期大学部及び大学院に所属する日本大学の全学生が混在で参画できるものとなっており，学生が発案した正課外での活動について，最大 100 万円を補助する。令和元年度は，60 件の応募，33 件の採択であったが，新型コロナウイルス感染症の影響により，令和２年度及び令和３年度の募集を中止した。令和４年度は，新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン授業を継続している学部があることなどが要因となり，応募 24 件，採択 22 件と令和元年度より減少してしまったが，採択されたプロジェクトの進捗状況は良好で，新聞やテレビで取り上げられたプロジェクトもある。なお，「日本大学自主創造プロジェクト」は，本学内での取組に止まらず，選考基準の１つに「プロジェクトの成果が社会もしくは本学に貢献するか」があることからも，地域社会との連携が必要となるプログラムも多く，実際に採択された課題は，ボランティア活動を含めた地域社会と連携する内容や地域社会の方々を招いてイベントを開催する内容等多くのプロジェクトが何らかの地域連携に関連するものである（資料　7-50【ウェブ】，7-51【ウェブ】）。

ボランティアについては，学生の自発的・主体的な活動として，学生団体（サークル）を中心に活動を認めている。各団体の活動内容は，清掃活動，消防活動，地域の児童とのふれあい活動と多岐に渡る。中期計画において，令和３年度にボランティア派遣体制の整備・ボランティア受入れ先の開拓をする予定であったが，令和２年度以降は新型コロナウ

イルス感染症の影響により，活動自体が制限されている状況である。
現在，ボランティア活動の推進について，キャンパスが分散している本学において，どのような体制での全学的な推進が望ましいのか，検討している段階である。
また，正課外活動として，文化系・体育系の多くのサークル団体を有しており，大学での学修に加えて，より学生の主体性を重視した形で学生生活の充実に貢献している（資料 7-52【ウェブ】）。

運動系サークルに所属している学生の全学的な活動の場として，日本大学体育大会を開催している。日本大学体育大会は，ソフトテニス，バレーボール，軟式野球，剣道，柔道，バスケットボール，陸上競技，バドミントン，テニス，スキー，卓球，サッカーの合計 12 競技で開催しており，各サークルや部活動が日々の練習の成果を披露する場となっているとともに，数少ない正課外活動での学部間交流の場になっている。令和５年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，例年より参加者が少なかったが，1,520 名の参加があった。なお，新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年度は，1,839 名の参加があった（資料　7-53，7-54）。

進路支援については，豊かな人間形成に資する正課外教育の促進のため，就職支援協定を締結している自治体や企業に協力いただき，ワークショップ形式でどのような職業においても必要となる能力（情報収集能力・情報分析能力・企画立案能力・プレゼンテーション能力）を養う「産官学連携人材育成プロジェクト」を複数実施している。例えば，令和５年度の北九州市とのプロジェクトでは「北九州の地方創生プロモーション」をテーマにチーム対抗形式で検討・プレゼンテーションを行い，地元紹介雑誌に掲載された。

全学共通教育科目「自主創造の基礎」の中にワールド・カフェ方式の授業回を設け，全新入生を対象とした，学部間交流を促し，自学部にとどまらない多様な価値観や考え方を共有している。本学の学生が多様性の受容力やコミュニケーション能力等を身につけることができるように学修を支援している（資料　4-7【ウェブ】）。

学生が所属する学部の学問分野にとらわれない多くの豊かな学びのきっかけを提供することで，学生個人の学びの尊重や新たな興味・関心を喚起し，学びに深みを加え本学が目指す「総合知」の修得を目的として，全学生・生徒を対象として，対面形式及びオンライン形式のハイブリッド形式で，社会の第一線で活躍している著名な文化人を講師とした「理事長・学長セレクト講座」を令和４年 10 月から開催している（資料　7-55）。

【学生の要望に対応した学生支援の適切な実施】
学生からの要望については，教職員が直接受けるケースや各学部のホームページにある意見箱等によって意見等の収集を行っている。軽微な要望については，担当部署が即時対応を行っているが，大学単位又は学部単位で検討が必要な事項については，本部学生生活委員会又は各学部等学生生活委員会において審議・実行するなど対応を行っている。
対応を行った具体的な内容としては，サークルスタジオ内の空気環境改善，学生ホール

への電子レンジ設置，キャンパス内コンセントの利用，学食の席数不足を補うキッチンカーの導入，学食の営業時間の延長，トイレ設置のハンドドライヤーの再開等があり，学生からの要望に対し，全て改善を行った。

また，学部単位ではなく，全学的な視点で学生からの要望で多い項目として，他学部学生との交流が挙げられる。学修満足度向上調査において，学部間交流を希望する１年生の割合は，調査項目に含まれていたコロナ禍以前の平成 30 年度で 85%，令和元年度で 84%と多くの学生が学部間交流を望んで本学に進学していることが分かる。そこで，正課外活動での学生交流の機会を増やすことを目的として，令和４年度に軽井沢研修所にて学生交流イベントを開催した。新型コロナウイルス感染症の影響や新たな試みであったにもかかわらず，15 学部から 294 名の応募があった。イベントに参加した 58 名（軽井沢研修所収容定員上限：新型コロナウイルス感染症の影響により６名不参加）に行った実施後のアンケートでは，89%の学生が満足し，91%の学生が「学部間交流イベントがあれば参加したい」と回答している。令和５年度についても引き続き実施し，12 学部１研究科から 224 名応募があり，72 名が参加した。本イベントを通じ，東京に戻ってからも交流が続いている学生も多い。本学はキャンパスが分散しており，普段は他学部で学ぶ学生と知り合う機会が殆どない。そういった学生たちが正課外活動を通じて知り合い，気付きを得る機会を提供する有用な施策となっている（資料 7-56，7-57，7-58)。

以上のように，学生支援に関する大学としての方針に基づき，学生支援体制を整備している。また，学生支援を適切に行っていると言える。

点検・評価項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

修学支援・生活支援については，日本大学学生生活委員会が中心となり，各種の方針の策定，本部奨学金やイベントの実施決定・総括を通じて点検・評価し，必要な改善を行っている。本部学生課において各種データを基に改善計画を立案し，日本大学学生生活委員会で審議・決定を行っており，必要に応じて，常務理事会及び理事会における審議・決定を行っている。

点検・評価に資するデータとして，奨学金の申請状況，各種行事の参加状況，学生に対するアンケート結果，メンタルヘルスチェック，本部及び学部に直接寄せられる学生からの意見や要望等がある。それらのデータについて，総合的な観点から点検・評価を行っている。

令和４年度までは，全学生を対象に 73 項目から成る記名式の学修満足度向上調査を実施しており，その結果は，各学部にフィードバックされ，学生支援体制を整備する際の重要な指標となっている（資料　7-59【ウェブ】）。

令和５年度より学修満足度向上調査に代わって，外部アセスメント・テストが開始されたため，その活用方法を検討するとともに，外部アセスメント・テストでは確認ができない点検・評価の指標となる調査項目については，別途，アンケート調査等を行う必要があると認識しているが，学生のアンケート疲れも懸念されるため，その方策について慎重に検討を行う予定である。
学生支援センターが実施しているメンタルヘルスチェックについては，令和５年度以降も引き続き実施し，これまでハイリスク者に対するカウンセラーの面談実施のみの対応であったが，面談実施後や面談を拒否した学生に対する継続モニタリングを行うなどして改善する予定である。

本学学生及び付属高等学校等生徒の文化的交流や本学への帰属意識を深めることなどを目的として実施していた全学文化行事（ＮＵ祭）が，令和２年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっていたが，各学部の学園祭実行委員から他学部学園祭実行委員との交流の機会がほしいとの要望があり，令和４年度より日本大学会館や各学部を会場として学園祭実行委員会交流会を開始した。学園祭実行委員にとっては，他学部の運営方法やイベント内容を知ることができる機会として活用され好評である。また，学生からのニーズが高い学部間交流を促進すべく，試験的に実施した軽井沢での学部間交流企画については，今後は，学部間交流を促進すべく，留学生に特化した企画も含めて，複数の企画を行うことを予定している。

「日本大学自主創造プロジェクト」は，２学部以上の学生で構成されることが応募条件となっているが，令和元年度の募集時に，他学部生との面識がないことを理由に応募ができないという問題が生じたため，令和４年度の募集では，他学部学生の参画を希望するとの申し出があった際には，「自主創造プロジェクト」ホームページにおいてマッチングを行うことができるよう改善を行い，令和５年度からは募集時期を早めるなどして，マッチングの機会を増やす改善を図っている。

ボランティア活動については，現状，学生の自主性を尊重し，学生団体個別で活動しているのが実情であり個々の学生団体の活動については，年度当初に面談を行い，活動内容の見直しを含めた活動内容の点検・指導を行っている。また，令和５年 11 月開催の学生課長連絡会において，本学のボランティア活動推進について報告を行い，今後，ワーキンググループを設置し，分散型キャンパスという特性を有する本学にとって，どのような形態でボランティア活動を推進していくのが良いか検討を行うこととした。ワーキングで原案を作成後，学生課長連絡会において議論を進め，令和６年度中の学生生活委員会において方針を決定する予定である。

学生支援室に関しては，カウンセラー，コーディネーターなどの実務者連絡会等において,運用面での不具合を聴取し,学生がより相談しやすい環境にすべく改善を行っている。また，令和５年度に学生支援体制の再点検を行い，本学における学生支援体制の課題及び達成目標を定めた。さらに，達成目標を基に，各学部に対して改善案の提出を求め，多く

の学部で学生課員が兼務していた学生支援室コーディネーターについて,令和６年度以降,体制が整った学部から専従化することとしている。

障がい学生支援については，定期的にコーディネーターなどが学生や支援担当者にモニタリングを行い,修正が必要な場合には,「日本大学における合理的配慮支援（サポート）の流れ」に沿って，再検討を行っている。点検の中で，学部の事情により手続に時間を要し，支援開始が遅れる可能性が指摘され，決裁手続や申請書等の様式一式の改訂を行い，より迅速でスムーズな支援につなげることができた。また，障がい学生支援はもとより学生支援全体のニーズの高まりや支援内容の多様化・重篤化に対応するために，コーディネーター事例検討会や他部署連携の障がい学生支援教職員連絡会を新たに新設し，実務担当者の資質向上を図っている。さらに，他の学生と平等な修学環境（合理的配慮）を提供するために，各所管の部署との連携，協働の必要性が高まっていることから，時勢のニーズを周知するために令和４年度実施の学生部内障がい学生支援基礎研修(オンデマンド動画)にとどまらず，同オンデマンド動画を，学内システム「事務の友」内の人事課所管のＳＤ研修サイトに掲示をして,全学部教職員へのＳＤ・ＦＤ研修として周知を図った（資料　7-60）。

学生への情報提供方法の検討については，令和６年３月開催の学生課長連絡会において,各学部の情報提供方法の問題点や改善策について情報共有及び改善策の検討を行い，各学部に持ち帰り，各学部において改善案の検討を行う予定である。なお，各学部で保有する情報伝達システムが異なるため，全学統一の対応案ではなく，学部個別の対応案の作成を目指すこととしている。

進路支援については，就職支援プログラム実施後の学生アンケートに基づき改善点を検討しているほか，企業等の人事担当者との意見交換で，採用側の求める人物像に対して昨今の学生に足りていないと思われる点を分析し，初年次に「働くとは」についてガイダンスを行い，人生観・価値観を確立し，それを満たすようなプログラムとなっているか点検・評価を行っている。また，就職指導担当課が中心となり今後に向けて改善・向上を図る上での原案を教学部門・管理部門等の関係部署と協議の上作成し，日本大学就職委員会で審議・決定した後に実行している。

人権侵害防止・解決体制の適切性については，日本大学人権侵害防止委員会が前年度の相談件数や相談内容の分類等に基づき確認している。また,実際の案件への対応の妥当性・適切性については，委員の多くが人権アドバイザーとして問題解決に当たっている人権救済委員会において確認しており，実際に問題解決を担当した委員から，自身が担当した事案の相談内容，相談者の意向，相手方の反応，関係者からの聴取内容，結論等を報告するとともに，課題や改善すべき点等について共有を図り，次に案件を担当した際に生かすこととしている。

その他，全学的な取組として，「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検・評価を実施し，その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。令和４年度に実施した全学自己点検・評価結果における改善事項としては，中期計画にて計画している学生のボランティア活動を積極的に促進するに当たり，必要な支援をすること，また，学生へ提供している情報が認知されていないという現状があるため，本部学生部に情報提供方法を検討するよう改善指示をした。

以上のように，学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

２　長所・特色

・学生のニーズに合わせた奨学金を選択しやすいように，全学対象の奨学金と各学部独自の奨学金と合わせて約 70 種類の給付型奨学金を設けており，経済的支援や学業成績の優秀な者への支援を行っている。
・「日本大学インテーカー」認定制度は，学生・生徒及び児童等の行動を理解し，相談対応の基本的な態度，考え方等を修得することを目的として，所定の研修を修了した者が取得できる本学独自の認定資格である。毎年約 60 名の教職員が認定されており，日々の学生及び生徒の対応に生かされている。
・正課授業で得た知識を実践に生かす目的として，学生が発案したプロジェクトに対し最大 100 万円を支給するという「日本大学自主創造プロジェクト」は，学生が仲間を集め，自ら考え申請書を作成する実施前の段階に加え，実施後もプロジェクト実施中の大小の困難を乗り越えて，最終的なゴールに行き着くプロセスは，正課授業では得ることができない貴重な体験であり，学生の成長を促す機会となっている。
・就職支援の取組については，①全国の大学でもトップクラスとなる全学で約 80 人の専任就職スタッフを配置し，強力な支援体制を整え，学生が理想とする“働き方”ができるよう支援体制を整えている。②本学出身の社長数が全国１位であるという長所を生かし，約 125 万人の卒業生が全国各地で活躍している点は，卒業生との絆とバックアップが学生にとって頼もしい存在となっている。③地方や地元での就職を希望する学生向けに，全国の大学でもトップクラスとなる 39 の道府県や市と就職支援協定を締結し，地方求人情報の配信や地方就職に関する動画作製等地方での就職を希望する学生をサポートし，地方自治体と相互に連携・協力をして就職支援に取り組んでいる。④各種資格試験への支援に力を入れており，公務員採用試験，教員採用試験，会計専門職試験，司法試験等の取得支援のため講座等を開講しているなどの長所・特色がある。

特に国家公務員採用総合職試験では，近年は毎年 15 名以上が合格しているほか，地方公務員就職者数 490 名で全国第１位（朝日新聞出版社「2024 大学ランキング」より，以下同），警察官就職者数 132 名で全国第１位，消防官就職者数 56 名で全国第３位，自衛官就職者数 34 名で全国第１位，中学校教員就職者 149 名で全国第１位，高校教員就職者数 140 名で全国第１位，一級建築士合格者数 149 名で全国第１位，技術士合格

者数（2021 年）99 名で全国第２位等学内の充実した支援制度を活用して多くの卒業生が社会に有益な人材として活躍している。

・人権侵害について問題解決に当たる人権アドバイザーの多くは学外の弁護士であり，学外の弁護士が人権侵害を受けた者や人権侵害を行った者などと面談を実施している。問題解決の過程において本学の役員や教職員は関与することはできないため，客観的かつ公正な観点で問題解決を図ることが可能となっており，本学の特色と言える。

３　問題点

・学生の経済支援として国が行っている修学支援新制度や本学独自の奨学金であるが，多くの学部でガイダンスやポータルサイトでの告知にとどまっている。学生が自らの保証人の経済状況を的確に把握しているケースは少なく，また，ポータルサイト自体の閲覧率も 100％ではないため，必要な情報が学生へ届いていない可能性があることから，改善が必要である。

・現在，学生のボランティア活動は，主に学生のサークル活動の一環や教員個人（ゼミナール）の活動として行われているものが主となっている。ボランティア活動は，学生個人の自主的・主体的に行うことが大原則であるが，そもそも「どのようなボランティアがあるのか知らない」及び「ボランティアをやってみたいけど一人では行動に起こせない」といったボランティアに興味はあるが，参加に至っていないニーズの発掘が必要である。そのためには，全学で行われているボランティア活動の集約及び学内外への周知等を行う大学レベル又は学部レベルの機能が必要である。

４　全体のまとめ

本学では，学生支援に関する方針を定め，学生を支援する体制として，本部に日本大学学生生活委員会,日本大学就職委員会,学生支援センター及び就職支援センターを設置し，実質的な支援につなげる体制を整備している。また，各学部等にも学生生活委員会及び就職委員会（医学部，歯学部及び松戸歯学部を除く）を設置し，各方針等に基づき，具体的な方策や諸問題の検討・対応を行っている。

学生の修学支援については，学生の能力に応じた補習教育，補充教育，学生の自主的な学習を促進する支援，通信環境確保のための支援，留学生や障害のある学生への支援，成績不振者・留年者・休学者・退学希望者の状況把握と対応，授業料減免や奨学金等の経済的支援を関連部署によって行っている。

学生の生活支援については，学生からの多様な悩みについて，各学部の学生支援室や本部にある学生支援センターが対応している。また，本学独自の取組である初級カウンセラーとしての「日本大学インテーカー」認定制度を設け，相談者の第一窓口としての役割を担っている。さらに，人権侵害の発生を防止するための啓発活動をするとともに，人権侵害に関する救済及び問題解決を適切かつ迅速に実施するための体制を整備している。

学生の進路支援については，希望進路に合わせて，学生による主体的「未来選択」を実現するよう低学年からキャリア教育を行い，自分の人生観・価値観を満たす進路に進む支援を行っている。

「日本大学自主創造プロジェクト」を新設し，教育理念「自主創造」の３つの構成要素

「自ら学ぶ，自ら考える，自ら道をひらく」能力を実践の場を通じて高めるとともに学部間交流を通じて多様性に対する気付きを与え，自らの学修をより深化させるための一助とすることを目的として，学生発案型の取組を支援している。

学生からの要望については，教職員が直接受けるケースや各学部のホームページにある意見箱等によって意見等の収集を行っている。

今後は，学生のボランティア活動を促進するための支援や学生へ提供している情報を認知してもらうような提供方法の検討を行い，学生が学修に専念し，安定した学生生活を送れるよう支援を適切に行っていく。

第８章　教育研究等環境

１　現状説明

点検・評価項目①

学生の学習や教員による教育研究活動に関して，環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点１	大学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では，教育研究等環境の整備に関する方針を，「日本大学教育憲章」を具現化するために理事長が任期中に取り組む基本方針である「管理運営の基本方針」において，「安全安心なキャンパスの実現・維持」，「安定的かつ永続的な運営体制の構築」及び「18 歳・15 歳等人口の減少を見据えた財政基盤確立の推進」と明示している（資料　1-14）。

また，学長が任期中に取り組む基本方針である「教学に関する基本方針」には，デジタル技術を駆使した教育の推進，教員による教育研究活動に関して環境や条件を整備するための方針や学術情報の整備及び社会への発信力の強化が掲げられている。デジタル技術を駆使した教育の推進は，既存の学び方や教育に新たな可能性をもたらすデジタル技術やＩＣＴ（情報通信技術）を利活用して教育効果を高め，学びを継続させる仕組みと環境を整備することであり，現在，学長直属の教学ＤＸ戦略委員会において，デジタルシステムの全学的な導入を検討している（資料　1-13）。

「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」は，理事会で決定された後，各部科校へ通知し，本学全教職員が利用する学内システム「事務の友」に掲載することにより，本学の方針として共有されている。また，二つの方針に基づき策定している「中期計画」は，本学ホームページに公表されている（資料　1-17【ウェブ】）。

以上のように，学生の学修や教員による教育研究活動に関して，環境や条件を整備するための方針を明示していると言える。

点検・評価項目②

教育研究等環境に関する方針に基づき，必要な校地及び校舎を有し，かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１	施設，設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器，備品等の整備，情報セキュリティの確保 ・施設，設備等の維持及び管理，安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点２	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

【施設，設備等の整備及び管理】

本学では，学術領域も多岐にわたる多くの学部・研究科を擁していることから，１学部（研究科を含む）で１つのキャンパスを形成している（危機管理学部及びスポーツ科学部は二つの学部（研究科を含む）で三軒茶屋キャンパスを形成）（資料　3-5）。

キャンパスを大別すると，都内中心地区である千代田区に所在する「都市型キャンパス（法学部，経済学部，理工学部（駿河台校舎），歯学部等）」や広大な敷地とともに，豊かな自然環境の中に存在する「郊外型キャンパス（国際関係学部，理工学部（船橋校舎），工学部，生物資源科学部等）」，世田谷区や練馬区，板橋区などのいわゆる「都区内住宅地域に設置されているキャンパス（文理学部，商学部，芸術学部，三軒茶屋キャンパス，医学部等）」など様々である。

以上のように，各キャンパスは分散立地しているが，全てのキャンパスにおいて，開設している教育課程の種類，学生数，教員数等の組織規模等に応じた大学設置基準を上回る十分な校地，校舎を有し，講義室，実験・実習室，運動場等の教育研究に必要な施設及び設備を整備している（資料　大学基礎データ表１，基礎要件確認シート 19）。

また，医学部，歯学部，松戸歯学部，生物資源科学部，薬学部を設置する本学では，教育研究に必要な施設として，日本大学病院，医学部付属板橋病院，歯学部付属歯科病院，松戸歯学部付属病院，生物資源科学部付属家畜病院，農場，演習林，臨海施設及び薬用植物園を置いている。（資料　3-6【ウェブ】）。

各学部等での校地及び校舎の管理責任体制については，「日本大学固定資産及び物品管理規程」において，管理単位や管理単位責任者について規定し，各々の教育研究戦略や立地条件に従った環境の整備を実施するという体制を構築している。本部管財部は，学部等に対しキャンパス整備が適切に行われるよう必要に応じて，設計，工事監理，不動産管理やサポートなどを行っている（資料　8-1）。

施設の安全性を確保するための耐震化については，耐震診断結果等の情報を本部管財部にて把握し，各キャンパスにて耐震性が低いなどの防災面で懸念のある建物については改築・解体・閉鎖等の整備を進めている。「校舎等の耐震化率」については，大学ホームページに公表しており，現在，老朽化及び耐震化に伴う校舎の建替えや変化する教育研究内容に対応し施設・設備を新設するなどキャンパス整備が進められている（資料　8-2【ウェブ】）。

安全衛生については，「日本大学安全衛生管理規程」に基づき，学部ごとに「安全衛生委員会」を設置するとともに総括安全衛生管理者を置き，学生生活委員会，営繕・管財委員会，安全衛生委員会，防火・防災対策委員会等の組織が役割を分担しながら協議を行い，安全衛生管理，危険防止と疾病の予防，健康の保持増進を図っている（資料　8-3）。

防火・防災については，「日本大学防火防災管理規程」に基づき，「防火・防災対策委員会」が中心になり，毎年の自衛消防訓練の実施，防災備蓄品の購入及び管理等を行い，災害時に備えている（資料　8-4)。

施設，設備については，建築基準法及びビル管法等の法令に基づき，適宜点検等を実施し，安全確保に努めている。

バリアフリーへの取組としては，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守し，学校施設のバリアフリー整備を推進している。新築工事等においては，行政官庁との協議の下，学部等の実情を考慮し，可能な限りバリアフリー整備を計画している。既存建物や施設においては，文部科学省等からの実態調査によって現状を把握し，改修工事等の立案に生かしている。

研究関連の施設設備の整備に関する取組として，「日本大学遺伝子組換え実験実施規程」，「日本大学動物実験実施規程」，「日本大学放射線障害予防規程」及び「日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」等の諸規程を定め，実験等を実施する際に必要な施設及び設備等の基準を設け,研究環境の整備を図っている(資料　8-5，8-6，8-7，8-8）。

ネットワーク環境については,全部科校のネットワークを統合した日大ＷＡＮを構築し，回線の増強（1Gbps⇒10Gbps）や冗長化及びファイア・ウォールの統合を計画的に行い，無線アクセスポイントの増設等学生の利便性及びセキュリティの向上を図っている。しかしながら，一部のキャンパスでは，Wi-Fi が利用できない教室があるため，早急に整備する必要がある。

情報セキュリティの確保については，情報教育・情報ネットワーク管理運営委員会の議を経て，令和５年 11 月 16 日開催の理事会にて，新たに２年にわたるセキュリティ対策等基本計画が承認された。その計画の下，情報セキュリティ関連規程を整備・適用し，全学で継続的な情報セキュリティレベルの維持向上を実現する（資料　8-9）。

ＩＣＴ機器の整備については，各キャンパスにおいて，ハイブリッド授業に対応すべく機器・備品を整備している。また，多くのキャンパスでは，パソコン教室等を設置している。

また,「教学に関する基本方針」に挙げられている「デジタル技術を駆使した教育の推進」の実現として，これまで各学部単位で運用していた学修管理システム（ＬＭＳ）について全学共通のＬＭＳの導入が決定した。具体的には，令和６年度から導入を開始し，状況に応じて各学部は順次移行する。ＬＭＳは，システム単体でも学生の一人一人の学修や活動状況の可視化が可能となるが，今回の共通化により，本学で構築した教学情報収集・分析基盤（Ｄ-ＣＡＳ）と連携することで，学生の「個」に合わせた「オーダーメイド型サポート」の実現を目指している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については，学部等により環境整備は様々であるが，パソコンを用いて個人が自由に学ぶことができるパソコン教室の設置及びプリンターなどの機器備品の整備，自習できるスペースの設置，グループで話をしながら利用できるグループ学習室の設置，プロジェクター，スクリーン，ホワイトボードを使用できる部屋の設置等がある。また，「授業収録システム」を導入し，講義の動画をいつでもどこでも何度でも視聴できるよう，自主的な学習促進を図っている学部等もある。

（新型コロナウイルス感染症拡大に対する本学の支援及び対応）

令和２年４月上旬に行ったオンライン授業に関する調査結果において，オンライン授業を受講する上で必須のパソコンやタブレット端末が用意できない，インターネットの環境が整っていないなどさらに，個々の事情により最低限の学修環境を整えることができない

学生がいることを把握したことから，全学生を対象に，オンライン授業実施に伴う支援として，パソコンやタブレット端末を用意できない学生へのパソコンの無償貸与，学修環境を整えるための学修環境補助費として一律３万円支給した。

現在，学部等においては，オンライン授業を受講するための通信環境や機器の整備を実施し，自宅に通信環境がない学生のために，キャンパス内に，オンライン授業を受講するための教室等を用意したり，パソコンを無償貸与したりしている。

また，新型コロナウイルス感染症への対応・対策として，文部科学省高等教育局高等教育企画課から令和２年５月 15 日付けにて事務連絡にて発出された「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」及び文部科学省高等教育局長から令和２年６月５日付けの２文科高第 238 号にて発出された「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」を本部より学部等宛てに通知し，コロナ禍における実験施設・設備の利用について，参考となるよう周知を図った（資料　8-10，8-11）。

【教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組】

本学における情報管理の徹底の姿勢を学内外に示すため，「日本大学情報管理宣言」を策定し，本学構成員に配布する各種印刷物等に掲載するなどして，周知を図っている （資料　8-12【ウェブ】）。

情報管理宣言は，本学構成員自らが関わる情報が大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し,良識を持って情報に接することを宣誓したものであり，具体的には，業務・教学情報の外部持ち出しを許さないこと，情報を大学の重要な財産と考え，厳格に管理すること，大学構成員に対し情報管理教育を徹底することを定めたものである。

また，情報の漏えい，紛失等を防ぐことを目的としたリーフレットを毎年度作成し，全ての学生及び教職員に配布している。リーフレットの内容は，普段情報を取り扱う上で，陥りやすい事例を挙げ，イラストで分かりやすく解説している（資料　8-13）。

学生に対しては，学部要覧や大学院要覧にて情報の取扱いについて周知している。また，学部独自の「情報セキュリティガイドライン」を策定したり，ガイダンス時に説明したり，情報リテラシーに関する授業を実施したりしている学部等もある。

以上のように，教育研究等環境に関する方針に基づき，必要な校地及び校舎を有し，かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると言える。

点検・評価項目③

図書館，学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また，それらは適切に機能しているか。

評価の視点１	**図書資料の整備と図書利用環境の整備** **・図書，学術雑誌，電子情報等の学術情報資料の整備** **・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワ**

	ークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数，開館時間等）の整備
評価の視点２	図書館サービス，学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【図書資料の整備と図書利用環境の整備】

本学では，「日本大学図書館規程」により，本学の研究者及び学生等に対して，学術情報及びサービスを提供するとともに，学外に対して積極的に学術情報を発信・共有することをもって社会貢献することを目的として，大学付属機関として日本大学図書館を置き，本部及び部科校に所在する日本大学図書館分館をもって構成している（資料　8-14，8-15【ウェブ】，8-16）。

日本大学図書館は，学術情報の整備及び社会への発信力の強化を図っているほか，図書館の共有化を促進するため，各図書館分館が所有する図書や雑誌等の学術情報及び電子ジャーナルや電子書籍，データベース等の電子情報の整備・充実を図っている。

令和５年３月 31 日時点での蔵書冊数は,図書 5,166,247 冊(うち外国書 1,796,073 冊)，学術雑誌 46,102 種（うち外国書 17,695 種），電子ジャーナル 14,421 種（うち国外 13,479 種）である（資料　大学基礎データ表 1）。

なお，電子資料，特に電子ジャーナルについては，複数の分館で購入しているタイトルは，本部で取りまとめて一括契約をしている。

分館は，当該学部の図書委員会が中心となって，当該学部の専門分野に特化した図書，学術雑誌，電子資料等を選定し，また，学生が希望する図書も購入している。分館では，ホームページを開設し，利用案内，イベント情報，各種蔵書検索サービスなどについて詳細に掲載している。

その他，本学では，貴重図書等，学術的な価値が高い資料を所蔵しており，所蔵情報をホームページなどから社会に向けて発信している(資料　8-17【ウェブ】,8-18【ウェブ】)。

国立情報学研究所（ＮＩＩ）が提供する学術コンテンツ及び他図書館とのネットワークの整備構築状況については，大学図書館等の総合目録データベース（Nacsis-Cat）と図書館間相互貸借サービス（Nacsis‐Ill）を活用して，目録所在情報を整備し，自館の蔵書検索や他大学との図書館間相互貸借サービスに役立てている。

本学では，日本大学全学共通図書館システム（E-CatsLibrary）を導入し，学内の蔵書検索や貸出し・文献複写等のサービスが利用できる環境を整備し，本学が所蔵する図書，学術雑誌，電子資料等を提供している。また，同システムに本学の全学生のデータを登録することにより，学生は，学生証によって全ての分館に入館することができ，特別な手続を経ることなく，図書の貸出しを受けられるようになっている。

また，日本大学ホームページの図書館のサイトに，全学で利用可能な「オンラインデータベース・電子ジャーナル一覧」を掲載することにより，学術情報へのアクセスが可能となっている（資料　8-19【ウェブ】）。

開館時間は，分館ごとに異なるが，土曜日・日曜日も含めて長時間にわたり開館している分館もある。

また，分館の閲覧室の座席数については学生数の約一割を確保し，さらに自宅にいても電子ジャーナル等にアクセスできる環境を構築しており，利用しやすい環境を整備している。

近年は，多様化する学生ニーズにきめ細やかに対応し，学生の図書館利用の促進のため，学部分館で計画し実施している図書館サービス・イベントなど（例えば，学生選書ツアー・展示ＰＯＰ作成・読書会・研究成果等ポスターコンペティション）に学生が主体的に関わることにより，学生目線を取り入れた図書館運営を行う学生協働を行っている。また，複数学部にまたがる学生協働も行われており，理工学部では，他学部（経済学部及び薬学部）の図書館に関する学生団体との交流会を実施している。学生団体がそれぞれの分館を案内，見学し，情報交換及び本を介したゲームによる交流を図っており，分館の共有化につながっている。

【図書館サービス，学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

各分館には，専任職員，臨時職員及び委託業務スタッフを配置し，図書館運営に当たっている。全ての分館では，図書館司書の資格を有する者を配置し，学術情報のサービスを提供している。

以上のように，図書館，学術情報サービスを提供するための体制を備え，適切に機能していると言える。

点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し，教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点１	**研究活動を促進させるための条件の整備** **・大学としての研究に対する基本的な考えの明示** **・研究費の適切な支給** **・外部資金獲得のための支援** **・研究室の整備，研究時間の確保，研究専念期間の保障等** **・ティーチング・アシスタント（ＴＡ），リサーチ・アシスタント（ＲＡ）等の教育研究活動を支援する体制** **・オンライン教育を実施する教員からの相談対応，その他技術的な支援体制**

（研究に対する基本的考え・方針）

本学では，研究に対する基本的な考えについて，学長が定めた「教学に関する基本方針」に研究に対する方針を定めている。

「教学に関する基本方針」には，「２　教育基盤となる研究の推進」として「①　独創的・先駆的研究成果の創出とその社会還元」，「②　社会変化に対応可能な研究基盤の再構築」，「③　社会の信頼を得る持続可能な研究体制の整備」を掲げ，その基本方針に基

づき，部科校において学部等基本方針を策定し，学内に周知した上で，教育研究活動を支援する環境を整備し，教育研究活動の促進を図っている。

（研究費の適切な支給）

専任教員への研究費については，「学術研究助成規程」，「学術論文出版助成規程」及び各学部等の「日本大学研究費給付規程準則」や内規等に基づき支給している（資料　8-20，大学基礎データ表 8）。

本学では研究費等に関する相談窓口をキャンパスごとに設けており，学内のみならず，科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする外部（民間を含む）からの研究助成等についても対応している。

本学での主な研究費の種別については以下のとおりである。

①　日本大学特別研究

日本大学特別研究は，教育の基盤となる時代に即した国際的水準の研究活動を展開するため，今後，社会で必要とされる分野の発展につながる「独創的・先駆的研究成果の創出」と日本大学のブランドイメージの向上につなげることが期待できる研究課題に対し，年額で 5,000 万円，２年間で最大１億円を，２件の研究課題に交付する助成制度である。令和３年度までは理事長・学長特別研究の名称で実施していたが，令和４年度から名称を変更した。令和４年度は２件が実施されている（資料　8-21【ウェブ】，8-22）。

②　学術研究助成金

本学の専任教職員の学術の振興を図ることを目的に昭和 45 年度から実施している。

学術研究助成金は，「教学に関する基本方針」に掲げる「今後重要視される独創的・先駆的研究分野の開拓」，「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた研究の推進」及び「知的財産に基づく研究等の促進及び産官学連携研究の推進」によって，「教育の基盤となる時代に即した国際的水準の研究活動の展開」の実現を目的とした個人又は共同による基礎研究及び応用研究を対象とする。年間 2,000 万円を上限とし２年間以内の研究を対象としている。令和４年度は３件の課題が新たに採択され実施している（資料　8-23【ウェブ】，8-24）。

③　若手研究者助成金

若手研究者助成金は，次世代を担う若手研究者が自立して研究できる環境の整備を支援する研究費である。この制度を通じて「教学に関する基本方針」に掲げる「社会変化に対応可能な研究基盤の再構築」，「次世代を見据えた若手研究者の育成」の推進を図っている。研究期間は１年間，助成金額１件当たり 300 万円を上限とする。令和２年度は若手研究者学部連携研究助成金，令和３年度は若手研究者環境整備支援助成金の名称で実施していたが，令和４年度から名称を変更した。令和４年度は９件の課題が採択され実施している（資料　8-25【ウェブ】，8-26）。

④　学部独自の研究費等

学部等においては，個人に対して給付する個人研究費や研究割当金や講座研究費という名目の研究費がある。申請書による審査又は業績により傾斜配分を行っている学部等も多く，科研費への申請を促進するため，申請又は採択した場合に研究費を支給又は増額する学部等が複数ある。

個人研究費以外の研究費としては，ほとんどの学部等で共同研究費等の独自の研究費を整備している。また，競争的資金の獲得を支援する研究費，若手研究者を支援する研究費，学科連携を支援する研究費も多くある。

その他，特徴的なものをいくつか挙げると，専任教員の出版が困難と認められる学術論文等の出版に対して助成するもの，研究集会，シンポジウムに助成するもの，学位取得論文を対象にした出版助成や原著の翻訳を対象に助成するもの，研究・教育・創作活動の成果を学内外に広く発信することを目的とするものがある。

（外部資金獲得のための支援）

外部資金を獲得するための取組として，日本大学研究助成金公募情報等通知システムを用いた外部資金の公募情報提供等，外部資金獲得に向けて様々な取組を実施している。科学研究費助成事業を獲得するため，過去に採択された研究計画調書を Google Drive を用いて閲覧できる環境の整備，科研費の審査委員経験者によるアドバイスの取組を実施し，教員の研究計画調書作成の向上につなげている（資料　6-12，6-13，6-14）。

学部等においては，科学研究費助成事業への申請及び採択により学内研究費の増額措置，科学研究費審査経験者や採択経験者による外部資金獲得説明会の開催，科学研究費アドバイザーによる査読や面談による質の高い研究計画調書の作成等，外部資金の獲得のための取組及び支援を積極的に行っている。

（研究室・研究設備の整備）

本学での研究室については，多くの学部で助教以上の全専任教員に個人研究室又は共同研究室を整備している（資料　大学基礎データ表 1）。

研究室については，学問領域による違いもあり，文系学部では，専任教員への個人研究室の割合が比較的高く，理工系，医歯薬系では，研究が効率的に行えるよう各講座の教授室・研究室に加えて，実験センターや共同研究施設等をそれぞれの分野ごとに設け，共同利用機器を用途に応じて設置している学部もある。

個人研究室の場合には，学部等により多少の違いは見られるものの，電話等通信機器のほか，机や書架及びパソコンやプリンターなどを備え付け，ネットワーク環境を整備し，情報検索，論文執筆・印刷のための環境を整えている。

研究設備等の共同利用について，大学ホームページに，施設・設備・機器の共同利用等のページを作成し，理工学部及び医学部の施設について掲載しており，本学のスケールメリットを生かした研究施設・設備の整備を行っている。研究所に設置された研究施設は，広く社会へ還元するため学外からの受託研究の実施及び学部間，学部間の共同利用，学外研究機関の利用にも供しており，広く利用されている（資料　8-27【ウェブ】）。

（研究時間の確保及び研究専念期間の保障等）

研究時間については，各教員の授業コマ数の調整により研究時間が取れるよう配慮しているほか，学術の研究，学術の国際交流及び大学の発展に資することを目的として「専任教職員海外派遣規程」を定めており，所定の手続を経て海外派遣研究員として認められた

場合は，最長で 390 日にわたり海外において専門分野の研究，調査等に専念することを可能とし，研究に専念できる機会を確保している（資料　8-28【ウェブ】，8-29）。

学部等においては，独自に専任教員を研究のために海外へ派遣する制度や研究に専念するために授業及びその他の校務を免除するサバティカル制度がある学部もあり，最長で一年間にわたり，専門分野の研究，調査等に専念することが可能となっている。

（教育研究支援スタッフの配置等・教育研究活動の支援等）

本学においては，教育研究支援体制の整備の一環として，「ポスト・ドクトラル・フェロー規程」，「リサーチ・アシスタント規程」，「研究員規程」及び「客員研究員規程」を整備して若手研究者の育成を推進するとともに，研究推進を支援する体制を整備している（資料　8-30，8-31，8-32，8-33）。

また，学部等で独自に，ＴＡ（ティーチング・アシスタント），ＲＡ（リサーチ・アシスタント），ＳＡ（スチューデント・アシスタント），ＧＳＡ（グラデュエイト・スチューデント・アシスタント）等の内規を定め，大学院生，学部学生や教育にも携わる者を置き，授業の準備，進行のサポートや片付け，その他試験実施の補助業務や補講授業等幅広く教育現場での役割を担っている。

さらに，学部等で独自にＰＤ（ポスト・ドクトラル・フェロー）の内規を定め，研究プロジェクトなどの研究活動補助業務等の役割を担うことにより,専任教員の研究専念時間の確保にも努め,研究活動の強化・充実を図っている。

（オンライン教育を実施する教員からの相談対応，その他技術的な支援体制）

本学においては，新型コロナウイルス感染症拡大による遠隔授業の増加を受け，日本大学ＦＤ推進センターの活動の一環として，学内システム「事務の友」に Zoom トレーニングの動画を公開し，詳細な使用方法や機能について紹介している。

学部等においては，ヘルプデスクや職員によるオンライン授業の技術面の支援や相談対応，各種メディア授業関連シンポジウム・セミナーなどの定期的な情報提供等を行っている。

以上のように，教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し，教育研究活動の促進を図っていると言える。

点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ，適切に対応しているか。

評価の視点１	**研究倫理，研究活動の不正防止に関する取り組み** **・規程の整備** **・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）** **・研究倫理に関する学内審査機関の整備**

（研究活動・研究費取扱いに関する倫理について）

研究活動の倫理については，「日本大学研究倫理ガイドライン」，「日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規」及び「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」により行動規範を定めている。また，「日本大学研究不正行為防止宣言」を定め，これを学内外に広く周知することで，本学が研究不正に対し厳正な姿勢を持って臨むことを明らかにし，研究不正行為の抑止力向上を図っている（資料　8-34，8-35，8-36，8-37）。

研究費取扱いに関する倫理については，「日本大学における研究費等運営・管理内規」，「日本大学における研究費等運営・管理要項」及び「日本大学における研究費等の取扱いに関する内規」等を定め，ルールの統一化や責任体系の明確化を図っている（資料　8-38，8-39，8-40）。

また，これらの規程等に則った研究費執行マニュアルとして「研究費の取扱い手引き」を作成することにより，研究者に分かりやすく周知し，適正な執行に努めている（資料　8-41，8-42）。

さらに，「日本大学における研究費不正使用防止計画」により，不正発生要因を把握し，その具体的な行動計画を策定している（資料　8-43）。

加えて，研究費不正使用防止を啓発するため，不正使用の事例や留意事項を説明した「研究費不正防止ハンドブック」を作成し，全ての専任教員及び大学院生等に配布している（資料　8-44）。

なお，実際に研究不正行為（論文等のねつ造，改ざん，盗用及び研究費不正使用等）が起きた際の対応を「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規」で定めている（資料　8-45）。

研究倫理に関する学内審査機関として，研究活動又は研究費の不正が発覚した際，その対象事実の調査等を行うため，大学に研究委員会コンプライアンス専門部会を設置している。

また，学部に設置しているコンプライアンス専門部会は，不正防止計画の実施等を行っており，当該学部における研究費不正使用防止に係るコンプライアンス運営の役割を担っている。

学部等では，これらの内規等に基づき研究活動に係る研究倫理教育及び研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育を実施し，本学で研究活動を行っている全ての研究者に対して意識啓発を図っている。

研究倫理教育の実施に当たっては，専任教員を対象に，文部科学省が推奨する「APRIN eラーニングプログラム」を導入し，研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を習得させている。また，大学院生に対しては，日本学術振興会「科学の健全な発展のために 一誠実な科学者の心得一 」を用いてテキスト学習を実施している（資料　8-46【ウェブ】，8-47，8-48【ウェブ】）。

コンプライアンス教育の実施に当たっては，「研究費不正使用防止ハンドブック」を教材としたビデオ講習を実施し，受講後に理解度を確認している。

なお，研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講者からは，不正に関与しない旨の

誓約書を徴取している。

（生命倫理について）

生命倫理に関する全学的な規程等として，「日本大学遺伝子組換え実験実施規程」，「日本大学動物実験実施規程」及び「日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」を定めている（資料　8-5，8-6，8-8）。

これらの規程等に基づき，本部及び各学部に各種委員会を設置し，生命倫理に関する実験についての適切な審査を実施している。

遺伝子組換え実験の適切性を審査する委員会として，遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という）を本部及び学部に設置している。

学部安全委員会は，遺伝子組換え実験計画及び計画の変更又は実験の実施状況が法令並びに学内規程及び学部内規に適合しているか否かの調査をし，本部安全委員会は，学部安全委員会を経て申請された実験計画及び計画の変更又は実験の実施状況が法令及び学内規程に適合するか否かの調査をしている。

本部安全委員会は，学部から申請のあった実験計画及び計画の変更又は実験の実施状況について大臣確認が必要な案件か，あるいは機関承認とする案件かを審査し，審査の結果，計画書等に不備等があった場合は修正を求めるなど適正な審査が実施されている。また，本部安全委員会は，関係法令及び学内規程の理解を深め共通認識の確認をするために，年２回の講習会を実施し法令等の適切な運用に努めている。

動物実験の適切性を審査する委員会として，動物実験委員会を本部及び学部に設置している。学部動物実験委員会は，動物実験の適切性について審査し，本部動物実験委員会は，学部動物委員会の審査結果を検証し，必要な指導又は助言を行っている。

本部動物実験委員会は，学部動物実験委員会の審議結果に対する指導又は助言に加え，動物実験に関する自己点検評価や情報公開等全学的に検討する事項を審議・報告するなど適切に運営されている。なお，承認された実験計画や本部動物実験委員会の指導又は助言等をアーカイブ化し，各学部で閲覧できるようにすることにより，全学的に審査基準を標準化している。さらに，毎年，各学部の施設見学を実施しており，実験動物の飼養保管状況等を確認し，適切な環境が整備されているかを検証している。また，動物実験の実施体制が文部科学省の基本指針に適合しているかどうかの外部検証を年次計画に基づき各学部で実施しており，動物実験の適正性を確保している。

人を対象とする生命科学・医学系研究の適切性を審査する委員会として，倫理審査委員会を学部に設置しており，全学的な委員会としては大学研究委員会がその役割を担っている。

学部倫理審査委員会は，人を対象とする医学系研究の適切性について審査し，大学研究委員会は，実施中又は実施後の研究に国の定める指針等に適合していない内容で重大な事象が発生した場合や予測できない重篤な有害事象が発生した場合において，学長の諮問を受け，答申及び上申並びに助言を行っている。大学研究委員会は，各学部で承認された計画の実施件数等について定期的に報告を受けることにより実施状況を把握している。

（産官学連携の推進に伴うリスクマネジメント）

本学では，産官学連携の推進に伴うリスクマネジメントへの対応として，以下の取組を実施している。

① 産官学連携の推進に伴う利益相反の適正なマネジメント

「日本大学利益相反ポリシー」及び「日本大学利益相反マネジメント内規」に基づき，日本大学利益相反委員会に設置された利益相反マネジメント委員会による適正なマネジメントの実施，産学連携担当者等を対象とした利益相反マネジメント研修会の開催（１回／年度）を通じ，産官学連携の推進に伴い生じる利益相反を適正にマネジメントするため，外部専門家及び外部機関等との連携による啓発活動を実施するなど教職員の規範意識の醸成により社会からの強い信頼獲得に努めている（資料 8-49【ウェブ】，8-50）。

② 安全保障輸出管理に係る法令等の遵守

輸出管理委員会の開催等による関係法令の遵守，産学連携担当者等を対象とした安全保障輸出管理研修会及び危機管理オフィスとの連携による危機管理セミナーの開催（１回／年度），外部専門家及び外部機関等との連携による啓発活動の実施を通じ，部科校及び本部の連携を強化するなど，外国為替及び外国貿易法をはじめとする関係法令等の遵守による安全保障輸出管理の適切な実施に努めている。

③ 秘密情報管理の適正な管理

オープンイノベーションの推進により秘密情報を取り扱う機会が増加するなど産業界等から大学における適切な秘密情報管理への要請が高まっていることを踏まえ，企業等との共同研究等の実施により得られた秘密情報の適切な管理等を目的として制定した「産官学連携における日本大学秘密情報管理ポリシー」に基づき，本学における秘密情報を適正に管理し，産官学連携を推進する本学及び本学教職員の社会的信頼の確保に努めている。

以上のように，研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ，適切に対応していると言える。

点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

教育研究等環境の適切性の点検・評価及び改善・向上に関わる取組は，年度ごとの事業報告において，事業計画の確認・評価（事業概要・進捗状況・予算執行状況・評価・事業展開）を実施し，検証を通じて教育研究等環境の改善・向上につなげている。

ＩＣＴ環境については，日本大学情報教育･情報ネットワーク管理運営委員会において，全学的に統一する機器やシステムを決定しており，同委員会の下に設置する専門委員会を

通じて，現場の声を吸い上げ，施策を決定することで，日大ＷＡＮの冗長化等改善・向上につなげている。

本部が給付する研究費については，日本大学研究委員会で点検・評価を実施している。このうち，学術研究助成金では，令和６年度助成課題の募集において，人文社会学系分野からの要望を反映し，助成金額を一部変更し，研究計画・規模に合致する制度となるよう改善を図った。

学部等において，社会の状況に鑑み，共同研究費の制定や研究費の制度の枠組み及び配分の見直しなどその都度，検討を実施している。

その他，全学的な取組として，「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検・評価を実施し，その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

令和４年度に実施した全学自己点検・評価結果における改善事項としては，全学的及び学部等の「教育研究等環境の整備に関する方針」の策定と学部等におけるネットワーク環境の整備を挙げている。

学生の学修や教員の教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針について，「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」に明示しているが，教育研究等環境に関する種類や内容を包括的に網羅した一元的な方針を有していないため，本部の各所管部署に方針に組み入れる種類や内容について抽出依頼をし，令和６年度中には策定する予定である。

また，一部の学部等において，無線ＬＡＮ環境の整備が不十分であるため，全ての学生が学内のどこからでもインターネットに接続し，学内システムを利用できるように無線ＬＡＮ環境を整備するよう本部所管部署に依頼した。情報教育・情報ネットワーク管理運営委員会にて，学部等の無線ＬＡＮ環境の状況を令和６年５月までに確認し，同年９月までに導入計画を作成する予定である。

以上のように，教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

２　長所・特色

・教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組について，情報管理宣言を基に，毎年度，イラスト入りで理解しやすい内容の情報管理に関するリーフレットを作成の上，全教職員及び学生・生徒等に配布し，情報管理の重要性の周知徹底を図っており，本学が個人情報の漏えいを未然に防ぐ姿勢を示した特色のある内容であると言える。

３　問題点

・昨今，個人情報の漏えい事故が頻発しており，事故を起こさない対策及び体制の整備が今後の課題であり，早急に情報セキュリティ関連規程を整備・適用し，全学で継続的な情報セキュリティレベルの維持向上を実現する必要がある。
・教育研究等環境の整備を行うに当たり，方針や推進体制が整っていない学部もある。今後は学部間の共同利用も視野に，方針や体制の整備をすることが課題と言える。

・本学の施設耐震化に関する取組について，逐次耐震改築・耐震補強を進めているが，耐震化率100%の達成時期が未確定であることから，「安心安全なキャンパスの実現・維持」の理念・目的に対して問題があると言える。
・無線ＬＡＮ環境が整っている学部とそうでない学部があるため，全ての学生が必要なときに，学内どこからでもインターネットに接続し，学内システムを利用できるようにすることが今後の課題と言える。

４　全体のまとめ

教育研究等環境の整備に関する方針を，「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」において明示している。

三軒茶屋キャンパス（危機管理学部及びスポーツ科学部）を除いては，一学部（研究科を含む）で一つのキャンパスを形成しているが，全てのキャンパスにおいて，大学設置基準を上回る十分な校地，校舎を有し，講義室，実験・実習室，運動場等の教育研究に必要な施設及び設備を整備している。

施設の安全性を確保するために，耐震診断結果等の情報を法人本部で把握し，整備を進めている。また，日々の安全性の維持については，各キャンパスの委員会等で検証し，改善につなげている。バリアフリーへの全学的な取組としては，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守し，学校施設のバリアフリー整備を推進している。

研究関連の施設設備の整備に関する取組として，諸規程を定め，研究環境の整備を図っている。

ＩＣＴ機器の整備については，各キャンパスにおいて，ハイブリット授業に対応すべく機器・備品を整備している。また，ＩＣＴ環境については，全部科校のネットワークを統合した日大ＷＡＮを構築し，利便性及びセキュリティの向上を図っている。

教職員及び学生の情報倫理の確立を図るため，「日本大学情報管理宣言」を策定し，大学構成員に対し情報管理を徹底することを定め，大学ホームページに公表・周知している。また，情報管理に関するリーフレットを毎年度作成し，全ての学生及び教職員に配布している。さらに，学生に対しては，学部要覧や大学院要覧にて情報の取扱いについて周知している。

学生の学修や教員の教育研究活動等に資するため，本部及び部科校に図書館分館を置いている。各分館では，当該学部の専門分野に特化した図書，学術雑誌，電子ジャーナルや電子書籍，データベースなどを集積している。学術情報へのアクセスについては，全学共通図書館システムを導入・運営し，学内の蔵書検索や貸出し・文献複写等のサービスができる環境を整備している。また，他大学の図書館とは，ネットワークを活用して図書館間相互賃借サービスができるほか，国立情報学研究所が提供する学術コンテンツについては，「オンラインデータベース・電子ジャーナル一覧」を大学ホームページに公表し，全学的に学術情報へのアクセスが可能となっている。

本学における研究に対する基本的な考え方を「教学に関する基本方針」に定め，研究活動の促進を図っている。教員への研究費の支給については，規程や内規等に基づき適切に支給している。外部資金を獲得するために，日本大学研究助成金公募情報等通知システムを用いた外部資金の公募情報提供等，様々な取組を実施している。研究室については，多

くの学部で助教以上の全専任教員に個人研究室又は共同研究室を整備している。研究時間については，各教員の授業コマ数の調整により配慮しているほか，海外派遣研究員として研究に専念できる期間を確保できるようになっている。教育研究支援の一環として，各種規程により若手研究者の育成及び研究推進を支援する体制を構築しているほか，ＴＡ，ＲＡ，ＳＡなどの配置による教育研究活動の支援体制を適切に整備している。

研究倫理，研究活動の不正防止に関して，ガイドラインや内規等を整備し，研究倫理の遵守を図っている。研究倫理を遵守した研究活動を推進するため，専任教員及び大学院を対象とした研究倫理教育を実施している。

今後は，本学の目的及び使命を踏まえた教育研究等環境の方針が必ずしも明確ではないことから，全学的な方針の策定に向けた検討を進めていく。

また，一部の学部等において，無線ＬＡＮ環境の整備が不十分であるため，全ての学生が学内のどこからでもインターネットに接続し，学内システムを利用できるように無線ＬＡＮ環境の整備を進めていく。

第９章　社会連携・社会貢献

１　現状説明

点検・評価項目①
大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点１	**大学の理念・目的，各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示**

本学では，学長が任期中に取り組む基本方針である「教学に関する基本方針」において，独創的・先駆的社会成果の創出とその社会還元として，「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた研究の推進」及び「知的財産に基づく研究及び産官学連携研究の推進」を掲げ，本学において創出された研究成果の活用による持続可能な社会の実現への貢献のほか，研究成果の社会実装，産官学連携研究を通じた地域社会への貢献を明示している。また，大学と社会との関係構築を目的として，「大学と社会との関係構築」，「地域社会に貢献する大学の役割の強化」，「リカレント教育の提供」及び「学術・文化・スポーツを介した地域活動の推進」も掲げている。

また，「日本大学産官学連携・知的財産に関する基本理念」において，研究成果を更なる教育・研究活動に活用すること及び経済・産業の発展並びに社会的課題解決のため，「社会ニーズを捉えた産官学連携研究の推進」，「地域経済活性化に貢献する研究活動の積極的展開」及び「国内外の大学及び研究機関との共同研究の推進」等を行うと明示し，基本理念に基づき定めた「産官学連携ポリシー」において産官学連携に関する７つのポリシーについて明示している。

「教学に関する基本方針」は，理事会で決定された後，各学部等へ通知し，本学全教職員が利用する学内システム「事務の友」に掲載することにより，本学の方針として共有されている（資料　1-13）。

なお，「日本大学産官学連携・知的財産に関する基本理念」及び「産官学連携ポリシー」については，全学的な産学連携活動を推進する組織として設置している「日本大学産官学連携知財センター」（以下「ＮＵＢＩＣ」という）のホームページに公表している（資料　9-1【ウェブ】）。

以上のように，大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると言える。

点検・評価項目②

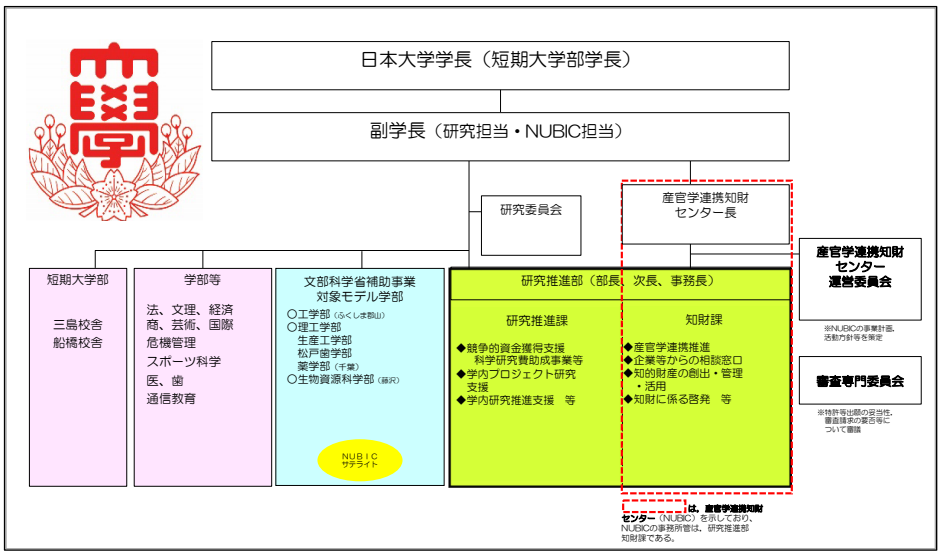
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき，社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また，教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点１	学外組織との適切な連携体制
評価の視点２	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点３	地域交流への参加

（ＮＵＢＩＣによる活動）

本学では，ＮＵＢＩＣを担当する副学長のイニシアティブの下，各学部等及び大学本部並びにＮＵＢＩＣが連携を強化し，各学部等における産官学連携相談窓口の活用及び各地域における産官学連携拠点の形成等を促進するとともに，全学を挙げ，イノベーション創出に資する産官学連携体制の構築及び地域連携を重視した産官学連携活動の進展を目指している。

また，本学の地域産官学連携活動は，学部やキャンパスごとに実施され，大学本部及びＮＵＢＩＣにおいては，文部科学省補助事業「イノベーションシステム整備事業〈大学等産学官連携自立化促進プログラム【機能強化支援型】（特色ある優れた産学官連携の推進）〉」の一環として，「地域連携」と「事業化」をキーワードに，地域産官学連携活動を実施，産官学連携体制を整備している。



さらに，ＮＵＢＩＣにおいては，本学における自由な発想に基づく独創的な研究や社会的要請に応える研究等により得られた成果を積極的に活用して産官学連携を推進するため，

①知的財産の権利化（発明者より届出のあった発明の特許性，活用可能性を重視した知的財産の権利化）

②知的財産情報の開示（ＮＵＢＩＣベンチャークラブ会員への優先的開示，展示会等における来場者への開示）
③産業界のニーズへの対応（産業界等との共同研究・受託研究の実施，本学研究成果の産業界への技術移転等）
④地域連携活動（社会実装研究の積極的情報発信及び産官学連携相談窓口の活用による地域ニーズ等の吸い上げ，地域に根差した技術シーズ説明会等の開催）
など本学において創出された研究成果を積極的に社会に還元している。

加えて，ＮＵＢＩＣでは，学部設置の産官学連携相談窓口を活用し，地域ニーズなどの吸い上げを進めるとともに，地域社会等との連携による地域連携研究の積極的な展開を目的として，工学部，生物資源科学部及び薬学部に「ＮＵＢＩＣ相談窓口」を設置し，特に令和４年度においては，郡山地域に所在する産官学連携機関との連携強化に注力し，工学部を中心とした地域社会ニーズの把握に努めた。

（学部等での活動）

学部等においては，所在地や地域との関わり方も異なっているが，①地域課題解決（地域の課題等の解決を目指した事業），②地域魅力向上（地域のイベントへの参加や専門家の派遣），③地域産業振興（地域の産業に振興する事業），④学校教育支援（小・中・高生向け教室・セミナー・研修等の開催），⑤社会教育支援（社会人向け教室・セミナー・研修等の開催），⑥施設の開放・展示等（図書閲覧サービス，資料館や企画展の開放），⑦包括協定締結（自治体との包括協定締結）等，それぞれ地域での産業の振興や地域課題の解決に向けた取組を実施している（資料　9-2）。

なお，学部等ごとに実施する地域産業の振興や地域課題の解決等を目的とした連携協定の締結及び実施状況等については，大学本部において取りまとめの上，大学ホームページに公表している（資料　9-3【ウェブ】）。

（研究助成による支援）

日本大学学術研究助成金「独創的・先駆的研究」では，「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた研究の推進」及び「知的財産に基づく研究等の促進及び産官学連携研究の推進」を目的とした課題への助成を行っており，中でも，産官学連携研究の推進として，本学の研究成果を企業や地方自治体等との連携により社会に還元し，社会的問題の解決に向けて応用・展開することで産業・経済等への貢献が期待される研究テーマを選定し助成金を交付している（資料　9-4）。

以上のように，社会連携・社会貢献に関する方針に基づき，社会連携・社会貢献に関する取組を実施している。また，教育・研究成果を適切に社会へ還元していると言える。

点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価**
評価の視点２	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

全学的には，産官学連携知財センター運営委員会において，毎年度，本学における産学連携活動の効率的・効果的な推進を目的として「ＮＵＢＩＣ事業計画」を策定し，各年度における具体的な実施内容及び進捗状況等について，各種統計資料に基づく定期的な検証及び見直しを行うとともに，日本大学研究委員会において，産学連携活動の中心である受託・共同研究に係る本学及び他大学の実績（文部科学省による「産学連携等実施状況調査」を活用）に関する比較検証を行っている（根拠資料　9-5，9-6）。

その他，全学的な取組として，「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検・評価を実施し，その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

令和４年度に実施した全学自己点検・評価結果における改善事項としては，全学的及び学部等の「社会連携・社会貢献に関する方針」を挙げている。

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を，「教学に関する基本方針」，「日本大学産官学連携・知的財産に関する基本理念」及び「産官学連携ポリシー」に明示しているが，社会連携・社会貢献に関する種類や内容を包括的に網羅した一元的な方針を有していないため，本部の各所管部署に方針に組み入れる種類や内容について抽出依頼をし，令和６年度中には策定する予定である。

以上のように，社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていると言える。

２　長所・特色

・文理学部，芸術学部，生産工学部，医学部及び松戸歯学部のように自治体と協定を結び組織的に社会貢献することができている。その中でも，文理学部では埼玉県三郷市，茨城県那珂市，静岡県沼津市，北海道中川町との協定，芸術学部・危機管理学部・スポーツ科学部・理工学部では千葉県富里市及び芸術学部の新潟県十日町市のように，キャンパスから離れた自治体と協定を結び，社会貢献活動が行われていることが特色である。

・芸術学部のＰＲポスター企画，キャラクターのイラストデザイン協力や危機管理学部の熱海市の防災・防犯等の企画立案，理工学部の農業支援ロボット開発，松戸歯学部の歯と口腔づくりの推進等各学部の専門性に根付いた社会貢献が行われている点も特色と言える。

・日本大学学術研究助成金「独創的・先駆的研究」で，「持続可能な開発目標(SDGs)の達

成に向けた研究の推進」及び「知的財産に基づく研究等の促進及び産官学連携研究の推進」を目的とした課題に助成していることは，本学が持つスケールメリットと扱う学問領域の多様性を生かしたものである。

・各学部等においては，地理的優位性を生かした地域ニーズの把握が可能であるとともに，本部においても，産学連携相談窓口等を活用した地域ニーズの把握が可能であることから，全学を挙げた社会連携・社会貢献を展開することができる。

・本学における産官学連携の推進は，社会実装等を実現するための手段であるとともに，本学が果たすべき社会貢献にもつながる取組であることから，あらゆる学問領域を有する本学の強みを生かすことが可能である。

３　問題点

・学長が定める「教学に関する基本方針」において「地域に根差した大学としての役割の強化」が掲げられているものの，本学の目的及び使命を踏まえた社会連携・社会貢献の方針が必ずしも明確ではないことから，全学的な方針の策定に向けた検討を進めている。

・学部等ごとに様々な社会連携・社会貢献に取り組んでいるものの，総合大学として他の学部等と共に社会連携・社会貢献を行う体制や，広範なステークホルダーとのマッチングが十分ではないこともある。

４　全体のまとめ

本学では，社会連携・貢献に関する方針として，「教学に関する基本方針」，「日本大学産官学連携・知的財産に関する基本理念」及び「産官学連携ポリシー」において明示している。

また，全学的な社会連携・貢献に関する取組として，各学部等及び大学本部並びにＮＵＢＩＣが連携を強化し，各学部等における産官学連携相談窓口の活用及び各地域における産官学連携拠点の形成等を促進するとともに，「地域連携」と「事業化」をキーワードに，地域産官学連携活動を実施するなど全学的な産官学連携体制を整備している。

なお，学部等においては，所在地や地域との関わり方も異なっているものの，自治体をはじめとした地域社会と連携し，地域課題解決，地域魅力向上，地域産業振興，学校教育支援，社会教育支援，施設の開放・展示等及び包括協定締結等地域社会課題の解決や地域志向の社会貢献を実施している。

今後は，本学の目的及び使命を踏まえた社会連携・社会貢献の方針が必ずしも明確ではないことから，全学的な方針の策定に向けた検討を進めていく。

第 10 章　大学運営・財務　（１）大学運営

１　現状説明

点検・評価項目①

大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１	大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点２	学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

【大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示】

本学では，理事長，学長が管理面，教学面において，任期中に取り組む基本方針として，「管理運営の基本方針」，「教学に関する基本方針」を示し，この二つの方針に基づき策定した中期計画において，具体的に取り組むべき施策を策定し大学運営を行うとともに，大学の理念・目的を実現し，永続的な大学運営を行うため「学校法人日本大学寄附行為」（以下「寄附行為」という）をはじめ，関連諸規程に基づき，学校法人業務の最終的な意思決定機関である理事会を中心に法人運営を行っている（資料　1-13，1-14，10-(1)-1）。

令和４年７月に就任した理事長が示した「管理運営の基本方針」では，令和３年の法人役員による不祥事により，適正な管理運営体制が整備されていないことが指摘され，社会からの信頼を失うこととなったことを受けて，「１　信頼の回復」，「２　学生ファーストの実現」及び「３　永続的運営を見据えた経営基盤の確立」の３点を掲げ，学生・生徒等を第一に考え，役・教職員が一丸となり，信頼を回復するとともに，未来に向けた改革を推進することにより，学生・生徒等，保護者，卒業生及び教職員が誇れる新しい日本大学を目指すことを明確に打ち出している。また，学長が示した「教学に関する基本方針」では，「１　教育の質保証」と「２　教育基盤となる研究の推進」を掲げ，教学優先で本学の再生を進めていくことを示している。

上記の二つの方針に基づき，前執行部体制による一連の不祥事から脱却し改革を進めている途上にありながら，今般，アメリカンフットボール部薬物事件の対応について，ガバナンス不全により，大きな混乱を招くこととなり，文部科学省から指導を受けた。そのため，第三者委員会を設置し，本事案の原因や背景を検証した調査報告書を受領した。この調査報告書を基に再発防止策と本法人の健全な管理運営体制の再構築に向け，第三者委員会答申検討会議を設置し，文部科学省に対して「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）に対する本法人の今後の対応及び方針」及び「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）に対する本法人の今後の対応及び方針」（追加回答）を策定し提出した。現在は，失った社会からの信頼を取り戻すべく，日本大学改善改革会議を設置し，再発防止に努めるとともに組織の問題点を改善し，健全な管理運営体制の再構築に向けて，改善を進めている。

【学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知】

理事長及び学長が示した「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」については，学内の諸会議を経て理事会にて決定後，学内システム「事務の友」の「本部からのお知らせ」のページにて教職員間で共有・周知を図っている。

また，理事長及び学長が，役教職員年頭会同の際に所信表明した施策等を学内広報誌に掲載し，大学運営についての教職員の意識を高めるべく働き掛けを行っている。

令和３年の法人役員による不祥事に伴う本学改革の一環として，学内外への積極的な情報発信を行っており，大学ホームページにおいて，理事長及び学長からのメッセージなどを掲載しているほか，「日本大学再生に向けた取組み」のページでは，本学が改革に向けて行っている各種対応等について情報を発信している(資料　10-(1)-2,10-(1)-3,10-(1)-4【ウェブ】）。

また，学長から学生・生徒等，保護者に向けて，理事長から教職員に向けて，不祥事の対応に関する経過説明等について動画配信等による情報発信を行い，部科校においては，学部長や校長から学生・生徒等に対してより近い距離で情報発信ができるように，説明会を実施した上で，適宜説明会や動画配信を行った。

さらに，より透明性のある管理運営に資するため，これまでは構成員のみが知り得た常務理事会，理事会及び評議員会の議決の結果について，理事・評議員については，メールによる送付を行い，教職員については，学内システム「事務の友」に掲載し周知を行うなど情報共有を図るとともに，会議議事録(要旨)を大学ホームページに公表することで，学内のみならず学外に向けて広く情報を発信している（資料　10-(1)-5【ウェブ】）。

以上のように，大学の理念・目的，大学の将来を見据えた中期計画を実現するための大学運営に関する方針を明示し，学内で共有・周知しているが，今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応について文部科学省から指導を受けたことから，再発防止に努めるとともに組織の問題点を改善し，健全な管理運営体制の再構築に向けて，改善を進めている。

点検・評価項目②

方針に基づき，学長をはじめとする所要の職を置き，教授会等の組織を設け，これらの権限等を明示しているか。また，それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点１	適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生，教職員からの意見への対応
評価の視点２	適切な危機管理対策の実施

【学長の選任方法と権限の明示】

学長の選任については，「日本大学学長選出規則」（以下「学長選出規則」という）及び「日本大学学長選出管理委員会規程」に基づき，最終決定については，理事会にて，その権限と責任において適切に行っている（資料　10-(1)-6，10-(1)-7）。

また，「寄附行為」において，学長は，「法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する」と規定している。

令和３年の法人役員による不祥事を受けて,「寄附行為」及び関連諸規程の整備を行い，学長の選出に当たり，学事サイクルに合わせて「寄附行為」において任期を４年とし，長期在任による専横体制を防ぐため，通算２期までの再任制限を設けた。また，「学長選出規則」の改正により，立候補制を導入するとともに，あらかじめ学長候補者の教学運営方針等を確認することができるよう所信表明の機会を設け，より適切な人材を選出できるよう規程等の改正を行った。また，禁止事項や違反した場合の取扱いなどを定めた「学長選出における禁止行為に関する申合せ」も新たに制定した（資料　10-(1)-8）。

加えて，「学校法人日本大学役員規程」（以下「役員規程」という）において，業務執行に係る評価として新たに評価制度を導入することを規定し，学長に対して毎年度１回の評価を行い，能力の維持・発揮，業績の向上，品位の保持を図り，責任ある職務遂行を継続的に推進する体制を整備している（資料　10-(1)-9）。

なお,業績評価結果については,本学ホームページに公表している（資料　10-(1)-10【ウェブ】）。

【役職者の選任方法と権限の明示】

本法人では役員として，14 人以上 24 人以内の理事，４人以上５人以内の監事を置くことを「寄附行為」に規定し，役員の業務については，「役員規程」において規定している。

理事の選任については，「寄附行為」に規定しており，理事長，学長及び副学長を除く理事の選出方法は，「学校法人日本大学寄附行為施行規則」（以下「寄附行為施行規則」という）に基づき選出された候補者について，理事会の議を経て選任している（資料　10-(1)-11）。

令和３年の法人役員による不祥事を受けて，従来，理事が選出区分の利益代表の側面が強かったこと，理事会において活発な議論がなされていなかったことから，「寄附行為」等の変更を行い，理事の構成や人数の見直しを行った。構成員の人数を削減する一方で，新たに付属校の教職員代表や本学卒業生でも教職員でもない学外者を３分の１程度以上とし，より広い意見が反映されるような体制としている。

理事の任期については，長期在任による専横を防ぐため，選出区分により，学事サイクルに合わせ,任期を３年から４年に変更した上で,通算２期までの再任制限や 70 歳定年制等を設けた。その上で，理事の選出に当たっては，公平性・透明性を担保するため，関連規程を改正し，選出区分により選考委員会の設置や投票による選出を行った。

監事の選任については，「寄附行為」において規定し，監事のうち半数以上は，この法人の設置する学校を卒業した者及び専任教職員であった者以外の者が含まれていなければならないとし，「寄附行為施行規則」に規定している選出基準に基づき，理事会において選出した候補者について，評議員会の同意を得て理事長が選任している。

任期は４年とし，再任は１回までとしているが，監事監査業務の継続性を担保するために，全ての監事が一度に退任することがないよう，監事半数の任期を２年としている。（資料　10-(1)-12【ウェブ】）。

（理事長）

理事長については，新たに制定した「学校法人日本大学理事長選出規則」により，３分の２以上を学外者が占める理事長選考委員会において，理事会が策定した「求められる理事長像」に基づき，理事長候補者を選考の上，理事会の議を経て選任している（資料　10-(1)-13，10-(1)-14）。

任期は４年とし，再任は１回までとして，理事長退任後は，本法人の役員及び評議員に新たに就任できないことを規定し，長期在職による専横体制を防ぐこととしている。

また，「寄附行為」において，理事長は，「法人を代表し，法人の業務を総理する」と規定している。

加えて，学長と同様に「役員規程」において，業務執行に係る評価として，理事長は，毎年度１回，職務執行について評価を受けることを規定している。

なお，業績評価結果については，本学ホームページに公表している（資料　10-(1)-15【ウェブ】）。

（副学長）

副学長については，「寄附行為」において，学長の推薦により学部長会議の意見を聴いた上で，理事会の議を経て選任し，任期については，学長の任期と同様の規定を準用している。

また，「寄附行為」において，学長を補佐し，学長の命により学校の校務の一部を分掌することを規定していることから，業務執行理事であることが望ましいため，「寄附行為」において，副学長は理事となることを明確化している。

なお，副学長の選任については，令和６年４月１日の新学長就任に伴い，次期副学長を選任するに当たり，令和５年度内に行う必要があるため，選任の透明性及び客観性等を担保するため，新たに「求められる副学長像」を理事会で策定した上で，選任手続を行うこととしている。

（学部長，研究科長，通信教育部長等）

学部長は，「日本大学教育職組織規程」（以下「教育職組織規程」という）において，理事長及び学長の命を受け，当該学部及び付属機関の教育・研究に関する事項を統括し，諸規程に定められた事項を管掌するとし，「日本大学学部長選出規程」により選任し，学部長の最終決定は，理事会がその権限と責任において行っている。任期は４年とし，再任を妨げない（資料　6-5，10-(1)-16)。

大学院，学部及び通信教育部の教育組織における役職者の任命，任期及び職務等については，「教育職組織規程」に規定されている。

【学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備】

平成 27 年４月の学校教育法及び学校教育法施行規則一部改正の施行により，学長のリーダーシップを確立することを目途として，副学長・教授会等の職務あるいは役割が改められたことを受け，本学として，法令を遵守した大学のガバナンス改革を推進するため，

法改正に伴う本学の基本的な考え方(基本ルール）を平成 27 年１月に以下のとおり取りまとめ，「学則」改訂及び関連諸規程を改正した（資料　10-(1)-17)。

（学長の権限，責務及び理事会との関係性について）

① 学長は，教学に関する全学的な「基本方針」を作成する。

② 学長は，「基本方針」のうち経営的判断を有する事項について，理事会の承認を得るものとする。

③ 学長が本大学の校務に関して，その権限と責任において最終的に決定する行為を「裁定」とする。

④ 学校教育法第 93 条第２項第３号にある「学長が定めるもの」については，あくまでも学長自身が決定権を行使することが前提とされていることから，学長自身が教授会に意見を聴くべき事項を決定する「学長裁定」を新たに策定する。

なお，学長裁定の内容については，教授会の意見を十分参酌する。

⑤ 私立学校における最終的な意思決定機関は理事会であり，学長及び学部長等は理事会の決定した範囲内で校務を行うこととする。

（意思決定プロセスについて）

① 学長は，作成した「基本方針」を各学部へ通達する。

② 学部長は，学長が定めた「基本方針」に基づき，学部の基本計画を決定する。

③ 各学部は，諸議案について「学部経営事項」，「教学事項」を判断し，「教学事項」について教授会の議題とすべきと決定したものについては，教授会に意見を求める。

なお，経営及び教学双方に係る事項については，教授会は教育研究上の観点から審議を行う。

④ 教授会で審議された事項については，学長若しくは学部長が決定する。ただし，教学事項で，経営的判断を有する事項については，理事会の承認を得ることとする。

⑤ 各学部で審議された学部経営に関する事項については，学部長が教学事項についてこれまで以上に傾注する必要があることから，各学部事務局がその責任において取りまとめ，理事会が決定する。

⑥ 教学事項ではあるが教授会での審議が必要ではないと判断した事項については，学長若しくは学部長の責任において決定する。ただし，教学事項で，経営的判断を有する事項については，理事会の承認を得ることとする。

【教授会の役割の明確化・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化】

本学において教授会として，学部教授会のほか，各研究科には大学院分科委員会，短期大学部各校舎に短期大学部教授会，通信教育部には通信教育学務委員会を置き，その役割及び審議事項を「学則」に明示している（資料　1-1）。

教授会は，学校教育法に基づく，教育研究に関する専門的な観点から審議を行う機関であり，学長が最終的に行うべき大学としての決定を行う機関ではないとし，学校教育法第 93 条第２項に基づき，学長が決定を行うに当たり，教授会が意見を述べるものとする事項としては，「①学生の入学，卒業及び課程の修了，②学位の授与，③教育研究に関する重要な事項で，学長が定めるもの」と規定し，「学長が定めるもの」については，「学長裁定」により定めている（資料　10-(1)-18)。

また，学校教育法第 93 条第３項に基づき，教授会は，学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し，学長及び学部長の求めに応じ，意見を述べることができると規定している。

【教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化】

本法人の運営は，私立学校法その他の法令に規定するもののほかに，「寄附行為」に基づき行っている。本法人に，理事をもって組織する理事会を置き，理事会は，法人の業務を決定し，理事の職務の執行を監督するとしているが，通常業務の範囲に限り，理事長，学長，常務理事及び副学長をもって構成する常務理事会が決定し執行することができるとしている。

なお，本法人における意思決定プロセスとしては，理事会が最終的な意思決定機関であるが，法令及び「寄附行為」の定めに従い，重要な事項については評議員会の議決事項あるいは諮問事項と定めている。

教学組織においては，学校教育法に則り，「学則」を基本規程として定め，これに基づき教学に関する諸規程のほか，学位や学術研究等に関する諸規程を整備している。

教育・研究に関する重要事項については，学長が決定を行うに当たり，全学的な観点から審議，検討する機関として学部長会議を設置している（資料　10-(1)-19）。学部長会議で審議された事項のうち経営に関わる事項は，理事会に上程されることで，理事会は教学の運営状況を把握することができるため，教学と管理の両面からの判断を行った上で，法人としての意思決定が可能となっている。

上記を踏まえた上で，本法人における各種重要事項の決定のプロセスとして，各学部の教授会及び委員会等で審議を経た上で，常務理事会，学部長会議（教学・研究関係の事項），理事会に上程される体制が確立されている。

今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会からの調査報告書において，法人の管理運営と教学の関係の明確化について指摘を受けていることから，現在，令和７年４月施行の改正私立学校法への対応に伴う「寄附行為」の変更を含めて，寄附行為等改正検討委員会において，理事会や評議員会の在り方について，見直しを行っている。また，日本大学改善改革会議において，理事長，学長等の職務権限を明確にするための規程等の策定に向けた検討を行っている。

【学生，教職員からの意見への対応】

学生からの意見への対応としては，授業評価アンケートなどの実施により，学生からの様々な意見を把握した上で，各学部等へのフィードバックを行い，これらの意見に基づいた改善，検討に取り組んできたが，令和３年の法人役員による不祥事を機に，恒常的に学生からの意見を受けられるようにするため，学生から意見を受ける直通のメールアドレスの開設について，ホームページ，ポータルサイトへ公表し，学生からの意見箱の仕組みを整備した。これらを構築したことにより，学生から寄せられた大学等の改革・運営等に係る意見はすぐに学部長が確認できるように対応している。

例えば，法学部では，令和元年度より教職員・学生を問わず学部長へ直接相談することが可能な学部長オフィス・アワー制度を設けている。文理学部においても，ホームページ

にて「学部長相談箱」（学部長のみ閲覧可）や各種問合せフォームを設けているほか，学生課の前に「学生生活相談箱」を設置し，学生の授業や学生生活等修学上の相談から，教職員の就業上の相談等その他様々な意見を広く集約できる体制を整えている。その他，全学行事，日本大学学生ＦＤ CHAmmiT 後に実施する事後ミーティングの機会を利用し，学生から提案された意見等を関係部署と連携しながら,可能な限り対応に取り組む学部も多い(資料　10-(1)-20【ウェブ】)。

教職員からの意見への対応としては，学部等において，教職員からの意見を委員会等の各種会議体で取りまとめ，本部の所管部署がその意見に対して対応を行い，必要に応じて本部の関係諸会議等に諮っている。

学部等においては，新任教員を対象に研修会及び意見交換会を実施し，学部執行部や主たる委員会の委員長らとミーティングする場を設けたり，学部長から教職員向けに年度の運営方針を説明する運営方針説明会等の機会を利用し，学部長に直接意見等ができる場を設けたりしている学部もある。

令和５年８月に，本学アメリカンフットボール部所属学生の薬物所持事件に係る本法人の不適切な対応について文部科学省から指導を受けたことから，今後の管理運営体制の抜本的な見直し及び組織風土の改革の検討に役立てるために，役教職員を対象とした「学校法人の管理運営に関する第１回アンケート調査」を令和６年２月に実施し，今後も，改善改革策検討状況に応じ，随時アンケート調査を実施していく。

また，本件により不安を抱える学生の心情や意見を大学本部に伝えることにより，学生の不安を軽減させるとともに，本学の再生に向けて対策を立てることを目的として，令和６年１月から２月までの期間，学生全員を対象に「本学に対する意見等アンケート」を実施した。学生からの意見を，理事長・学長をはじめとする執行部及び教職員において共有し，今後の学校運営に反映していく。

【適切な危機管理対策の実施】

危機管理対策として，様々な危機事象から，学生及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図り，大学としての社会的な責任を果たすことを目的として，「日本大学危機管理規程」（以下「危機管理規程」という）を定め，危機事象の定義明確化，報告体制の整備，危機管理委員会の機能強化，危機対策本部設置の適正化及び危機管理広報体制について規定している（資料　10-(1)-21）。

「危機管理規程」においては，規程及びマニュアルに基づき対応すべき危機事象を定めており，この危機事象に対して適切な危機対応を実施できる体制として，危機管理に対応する機関となる日本大学危機管理委員会が本部に設置されており，本学の危機管理体制の強化を図っている。

学部等においても，危機管理体制を構築するとともに，学部独自の危機管理マニュアルを策定し，危機管理体制の強化を図っている。

本学の危機管理体制の強化を目的として，令和元年 10 月１日付けで，「危機管理規程」に基づいた危機管理マニュアルを制定した。危機管理における全体としての枠組みを示す基本マニュアルとしての「日本大学危機管理基本マニュアル」，個々の危機管理についての具体的な対応策等を示す個別マニュアルとして，大規模災害（自然災害・事故）時の具体

的対応を示した「危機管理(大規模災害＜自然災害・事故＞等)対応マニュアル」,及び不正・不祥事案等発生時の具体的対応を示した「危機管理(不正・不祥事案等)対応マニュアル」を,本学における危機管理マニュアルとして制定し,危機発生時における教職員等の責務や平常時及び緊急時の危機対応について具体的に示し,適切な危機対応を実施できる体制を構築している。

これらのマニュアルは,令和３年 10 月１日及び令和４年 10 月１日付けで改正しており,事案が発生した際の再発防止としてその対処方法を見直すという観点から,随時マニュアルの見直しを実施し,様々な危機事象に対応でき,常に現状に即した対応となるように整備している（資料　10-(1)-22, 10-(1)-23, 10-(1)-24）。

さらに,本部所管部署においては,それぞれ「日本大学危機管理広報基本方針」,「学生・生徒等の海外渡航に関する危機管理ガイドライン」及び「日本大学付属校等危機管理基本方針及び責務」を定め,様々な危機事象に対応できる体制を整備している(資料　10-(1)-25, 10-(1)-26, 10-(1)-27)。

今般のアメリカンフットボール部薬物事件の管理運営上の対応について,文部科学省から指導を受け,本法人は改善計画を策定し,その一部として危機管理体制の再構築を掲げ,「危機管理規程」等の見直し,役員をはじめとする法人全体における「危機管理規程」等の理解の促進,危機管理委員会の機能強化等を行い,危機管理体制の強化を図っていく。

また,危機管理広報体制についても,抜本的に再構築していくため,平成 30 年 10 月 16 日に策定された「日本大学危機管理広報基本方針」の見直しを行い,危機対応に係る情報共有・発信体制の整備及び危機対応に係る報道機関との対応窓口の全学一本化等を行い,さらに,本部広報部に危機管理広報専任担当者を置き,危機管理広報専門機関と連携し,危機管理広報体制の強化を図っていく。

以上のように,学長をはじめとする所要の職を置き,教授会等の組織を設け,これらの権限等を明示している。一方,危機管理対策として,各種規程やガイドラインなどを定め,様々な危機事象に対応できる体制を整備しているが,今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応について文部科学省から指導を受けたことから,改善計画の一部として「危機管理規程」等の見直し,役員をはじめとする法人全体における「危機管理規程」等の理解の促進,危機管理委員会の機能強化等を行い,危機管理体制の強化を図っていく。

点検・評価項目③

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点１	**予算執行プロセスの明確性及び透明性** **・内部統制等** **・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定**

本法人では,予算編成の適切性について「日本大学経理規程(以下「経理規程」という)」に基づき,理事長が,毎年度,理事会の審議を経て法人の予算編成基本方針を明示している（資料　10-(1)-28, 10-(1)-29）。その基本方針を,本部の財務部が予算説明会を開催

して全経理単位に周知するとともに，予算申請手続を明確化した予算作成要領も併せて説明をしている。各経理単位では，法人の予算編成基本方針に従い，教育・研究に関する施策と管理運営に関する施策や具体的収支改善策を明示した独自の予算編成基本方針を作成した上で，予算原案の編成に当たっている。

各経理単位においては，執行部及び会計課等が，予算部署との予算折衝を通して，予算執行の実績や事業の効果・効率性等を分析・検証の上，予算を査定し，継続事業も新規事業も同等にゼロベースで重要度の高いものから予算を設定し，新規事業についてはスクラップアンドビルドを徹底している。また，特色ある研究や学科の独自性を実現するため，学科予算枠の設定や研究室単位での予算配分を行っている経理単位等もあるが，大規模な施設関係修繕等を含め，全ての事業の緊急性・重要性を考慮し，経理単位予算全体の収支バランスに留意しながら，年次計画等も踏まえ予算原案を策定している。

本部財務部では，全経理単位を対象として，予算原案の提出前に，財務部に対する予算原案提出事前承認手続を義務付けており，この事前承認手続では，経理単位ごとに提出された本提出前の予算原案等の内容を基に，予算編成基本方針に掲げた事業活動収支差額比率の目標値の達成状況や前年度予算との比較をはじめ,予算原案に織り込んだ収支改善策・改善額及び次年度以降に計画している収支改善策・改善額・改善時期を明確にした資料を精査するとともに，収支状況等に課題のある経理単位においては，収支改善計画の実効性や改善成果の反映状況などを総合的に検証している（資料　10-(1)-30）。その結果，目標値が未達成又は前年度予算比で収支が悪化している経理単位に対しては，該当する経理単位に，改めて目標値の達成若しくは目標値に少しでも近付けることを目途に，予算原案本提出に向けた予算額等の見直し及び改善等に向けた説明資料の追加提出等を指示している。また，目標値を達成している経理単位に対しても，法人全体の目標値の達成状況から予算額の変更が必要な場合には，過去の予算額と決算額の差異等から内容を検証し，予算額の見直しなどを指示した上で予算原案の提出を承認している（資料　10-(1)-31）。

各経理単位から提出された予算原案については，法人執行部と経理単位執行部との間で予算原案に関する打合せ会を行い，予算編成基本方針に掲げた目標値の達成状況，事業の内容とその効果や効率性，収支改善策の実効状況等の確認を行った上で，必要に応じて経理単位が編成した予算原案に変更を加え，法人全体の総合予算案を編成している。

予算執行プロセスの明確性及び透明性における内部統制等については,「経理規程」に，予算執行のルールに関して，支払依頼の承認者，会計伝票の承認者などが明確に定められており，経理単位では，定められた手続に従い予算が執行されている。

「日本大学調達規程」には，物件の調達に関して，理事長への申請が必要な調達，経理単位での調達が可能な調達等対象物件の種類・調達金額に応じた調達手続が明確に定められており，経理単位では，定められた手続に従い調達が行われている。

財務部からは，予算の承認は執行の承認ではないことを改めて通知し，予算執行段階での再検証と執行承認手続の徹底,収入の減少に見合う支出予算の削減等を求めるとともに，収入の減少に見合う支出予算の削減についても，削減内容の報告を求めており，期中においても適正な予算執行管理を行う観点から，全経理単位に対して四半期ごとに事業活動収支状況の検証と経理単位内での周知を義務付け，財務部への報告も求めている（資料　10-(1)-32，10-(1)-33，10-(1)-34）。また，財務管財システムによって，予算外の執行がで

きないよう制御をかけており，予算の変更が必要な場合には，必ず所定の承認手続を経なければならない体制が整っている。

予算部署における予算の執行に当たっては，まず，予算部署の責任者が計画・目的に合致した執行であるかを判断した上で，所定の手続を経て執行しており，個々の事業が学校法人会計基準や「経理規程」をはじめとした諸法令，諸規程に則って処理され，その経緯を客観的に説明できるよう事務の管理体系を確立している。

なお，決算終了後には，法人監事による監査及び監査法人による監査をそれぞれ受けており，予算執行における透明性が確保されていると判断できる（資料　10-(1)-35, 10-(1)-36）。

予算執行に伴う効果を分析・検証し，次年度予算につなげる仕組みの確立については，決算時に，経理単位から提出された決算報告書が適正に表示されていることを財務部において確認するとともに，財務部から経理単位に対し，決算の分析・検証と将来に向けた収支改善策の立案を義務付け，報告書の提出を求めている（資料　10-(1)-37）。

各経理単位では，教職員を対象とした財政説明会を実施し，執行部から教職員に対して，経営状況，財政状態，現状の課題及び今後に向けた具体的な方針・目標等を説明し，収支改善策の目標達成に向けて，帰属意識，当事者意識及び採算意識等の醸成を図っている。また，予算編成時にも，過去の予算編成時及び決算時に立案した収支改善策の実行状況の検証，収支改善策の予算原案への計上，将来に向けた収支改善策の立案を義務付けるとともに，その具体的内容を説明する資料の提出を求めている（資料　10-(1)-38）。この資料は，法人執行部と経理単位執行部との間で行う予算原案に関する打合せ会で説明の上検討され，更なる改善等も求めており，分析・検証及び次年度予算につなげるＰＤＣＡサイクルは確立されている。

以上のように，予算編成及び予算執行を適切に行っていると言える。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務，教育研究活動の支援，その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また，その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点１	**大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置** **・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況** **・業務内容の多様化，専門化に対応する職員体制の整備** **・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）** **・人事考課に基づく，職員の適正な業務評価と処遇改善**

本学の事務組織は，「日本大学事務職組織規程」において，本部と学部，短期大学部，付属校等を含めた部科校に区分している。本部では，関係法令，「寄附行為」及び学内諸規程並びに本学の方針及び決定事項等に基づき業務を行うほか，部科校との連携，調整及び全学的な視点から新たな施策の立案，実行，また，その運営状況について検証し，改善に努めている。各部科校においては，関係法令，「寄附行為」及び学内諸規程並びに本学

の方針及び決定事項等に基づき，教育・研究その他所管業務に関して計画を立案し実施することになっている（資料　10-(1)-39，10-(1)-40，10-(1)-41，10-(1)-42)。

専任職員の採用に当たっては，「日本大学教職員就業規則」及び「職員の採用及び資格等に関する規程」等により規定されている（資料　10-(1)-43，10-(1)-44)。運用方法として，例えば，大学卒職員（一般職）を採用する場合，選考方法等を定めた実施要項を年度ごとに決定し，採用選考の評価を応募者の人物及び成績によってのみ行い，他の一切の事項が採用選考の判定に影響しないような制度での選考試験を実施した上で，大学が内定者を決定している。

専任職員の昇格に当たっては，「日本大学教職員就業規則」及び「職員の採用及び資格等に関する規程」等により規定されており，各学部所属長の内申に基づき，学歴，経験，職務能力，人物及び勤務成績等について審査選考の上，大学が決定しており，配置についても,業務上必要が生じた場合は大学が決定するなど公平かつ公正な手続が行われている。

多様化，専門化する業務内容への対応としては，「日本大学任期制職員規程」に基づき専門的知識・資格,能力,経験等を必要とする業務を遂行する任期制職員を雇用するほか，「専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規」により，特命を冠した役職を命じ，事務運営の円滑化を促進すべく，専門的知識・経験を必要とする職員の適切な配置等に努めている（資料　10-(1)-45，10-(1)-46)。

あわせて，雇用中の任期制職員の中から優秀な人材については，「日本大学任期制職員から登用される職員に関する規程」及び「日本大学任期制職員に関する内規」により，任期の定めがない専任職員への登用を可能としている（資料　10-(1)-47，10-(1)-48)。その他，専門分野の業務に精通した職員を採用すべく，大学卒職員(一般職)経験者採用選考試験を実施している。

職員の業務評価については，上長者は定期的に人物及び勤務成績等について評価を行っており，その結果は昇格に係る審査選考や任期制職員の再任及び任期の定めのない専任職員への登用審査時に用いられている。

教職協働については，教員と職員が協働して大学運営に取り組んでおり，教授会の構成員に事務統括責任者である事務局長が含まれているほか，各種委員会にも教員及び職員が構成員として含まれるなど教員及び職員がそれぞれの立場で大学運営の重要な役割を担っている。

なお，令和３年の法人役員による不祥事を受けて，以下のとおり，より一層公平で透明性のある新たな人事制度を構築し実施している。

① 人事制度改革検討委員会を設置し，教職員に求められる人材像として「日本大学人事基本方針」を策定した（資料　10-(1)-49)。
② 職員の人材育成制度として「職員人事育成方針」を策定した（資料　10-(1)-50)。
③ 職員の人事制度改革の具体的な計画を示した「職員人事制度改革計画」を策定した。
④ 「日本大学人事基本方針」に基づく改善施策を検討するため，人事制度改革検討委員会の下に各専門委員会を設置した。
⑤ 応募条件や採用活動の見直しをするなど教職員の採用制度を改善した。
⑥ 「職員人事制度改革計画」に基づき，職員の人事評価における「目標管理制度」導入の前段階として，相互理解と信頼関係の構築等を目的とする「面談制度」の導入を決定

した。「面談制度」について，対象者へ説明会を開催の上，実施した（資料　10-(1)-51)。
⑦　職員の異動に係る「自己申告制度」について，令和５年度は一部（育児又は介護等の家庭の事情による配慮が必要な者向け）先行して実施した。令和６年度は検証を行いつつ，キャリア形成等による人事異動の意向を面談の際に聴取する仕組みを「目標管理制度」と共に試験的に導入し，令和７年度に本稼働を予定している（資料　10-(1)-52)。
⑧　職員の昇進に係る「昇進基準」を策定の上，公表する予定である。

以上のように，法人及び大学の運営に関する業務，教育研究活動の支援，その他大学運営に必要な事務組織を設けており，その事務組織は適切に機能していると言える。

点検・評価項目⑤
大学運営を適切かつ効果的に行うために，事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点１	**大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施**

本学では，令和３年度に全学ＳＤ委員会を設置し，中期計画の実現に資する教職員を育成するために必要とされるスキル・能力の習得を目的としたＳＤの実施に取り組んでいる（資料　10-(1)-53)。
全学ＳＤ委員会では，本部及び学部等から提出された実施計画及び実施報告書を学部間において共有することにより，学部等における研修テーマの設定や実施方法を参考にできるようにし，ＳＤ活動の推進及び支援をしている。
本部の各所管部署が主催する研修（業務別の研修）には，主として，総務部による役員研修，人事部による階層別研修，財務部による経理事務研修会，管財部による管財事務研修，学務部による教務事務研修会，学生部による障がい学生支援教職員テーマ別研修会，研究推進部による研究事務研修会，コンプライアンス事務局によるコンプライアンス研修，通信教育による自己啓発支援制度（大学が指定する通信教育講座から任意で受講，研修助成金を交付）等がある。本学では，キャンパスが学部単位で点在しているため，普段は別々の所在地で業務を行っている職員が本部主催の各研修会に参加することで，業務上必要な能力や知識の向上を図るとともに，業務の標準化を図っている。
令和４年度は，専任教職員だけではなく，大学執行部も対象として全学ＳＤ研修（コンプライアンス研修）を実施し，令和５年度には，公共性と公益性を有する教育研究機関として，教職員が遵守すべき基本的事項を定めた「学校法人日本大学行動規範」をテーマに全学ＳＤ研修を実施した。
これら大学本部が主催する職員を対象とした研修に加え，各学部においてはＳＤ委員会を設置し，教員や技術職員を含め意欲・資質の向上を図る取組として特性・特徴に合わせた独自のテーマを定めて研修会を実施している（資料　10-(1)-54，基礎要件確認シート20）。

以上のように，大学運営を適切かつ効果的に行ために，事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると言える。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１	**適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価**
評価の視点２	**監査プロセスの適切性**
評価の視点３	**点検・評価結果に基づく改善・向上**

本学では，総合大学としてのメリットを最大限に生かした組織運営を行うために，理事長が示す「管理運営の基本方針」及び学長が示す「教学に関する基本方針」を基に策定する中期計画に基づき，教学及び経営の管理運営を行っており，毎年度の事業計画には，中期計画で示した大学運営に関する各種施策を含めた上で策定している。中期計画の執行状況については，中期計画検討委員会において，半期に１度を目途に進捗状況の確認を行うとともに，年度末には，当該年度における各種施策の実行状況について点検・評価を行い，その結果を事業報告書として取りまとめている。その報告書を受けて必要に応じて，中期計画の見直し，修正を行い，ＰＤＣＡサイクルを効率的かつ継続的に循環させていくことで，適正な事業の遂行及び中・長期的な視点での大学運営を展開している（資料　1-17【ウェブ】）。

今般のアメリカンフットボール部薬物事件の管理運営上の対応について，文部科学省から指導を受け，同省に対して「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）に対する本法人の今後の対応及び方針」及び「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）に対する本法人の今後の対応及び方針」（追加回答）を策定し提出している。改善計画については，「日本大学改善改革会議」のモニタリングの下で，確実に実行するとともに，計画の進捗状況については定期的に同省へ報告を行っている。また，改善計画に対する取組について，事業計画にも明記しており，事業報告における進捗管理が可能となっている。

全学的な取組として，「日本大学自己点検・評価規程」に基づき，本部及び学部等を対象に全学自己点検・評価を実施し，その結果については全学内部質保証推進委員会が検証し，全学的に取り組むべき事項について改善指示をしている。

また，全学内部質保証推進委員会は，毎年度，ＳＤ委員会から提出されるＳＤ活動報告書の内容について検証し，新たに改善等が必要な点については提言という形で示し，改善指示をしている（資料　10-(1)-55)。

さらに，令和３年度に受審した大学認証評価（追評価）結果において指摘された，管理運営に関する提言については，全学内部質保証推進委員会から本部所管部署に改善計画の提出を求め，改善に向けた取組の進捗状況について確認している（資料　2-32）。

【監査プロセスの適切性】

本法人においては，監事監査，内部監査，会計監査を行っている。

監事による監査は，私立学校法第 37 条第３項及び「寄附行為」第 20 条に基づいて行っており，令和３年の法人役員による不祥事に係る管理運営体制の抜本的見直しと不祥事の再発防止を徹底するために，その一環として監事監査体制の強化を図った（資料　10-(1)-35)。

監事の選任については，点検・評価項目②で既述したとおりであるが，監事監査を支援する専門部署として，本法人内の各部門から独立した組織として監事監査事務局を新たに設置した（資料　10-(1)-56)。

理事会へのチェック機能を強化し，理事等の業務執行を確認するため，監事４名は，評議員会，理事会，常務理事会，学部長会議等法人の意思決定に関わる諸会議及び法人執行部の打合せ会に監事の意向により原則として全員が出席するほか，財務，管財，病院等に関する管理系の主要な会議及び学務，研究等に関する教学系の主要な委員会に出席しており，必要に応じて意見表明を行っている。また，諸会議等における意見表明に加えて，監事就任以降３回にわたり，コンプライアンス体制の充実や株式会社日本大学事業部の管理体制等に関する意見書あるいは要望書を理事長等に提出し，改善を促している（資料　10-(1)-57，10-(1)-58，10-(1)-59)。

令和３年の法人役員の不祥事に係る文部科学省への報告の中で，業務執行理事から監事に対して四半期に１回程度，定期的に業務執行の状況や監査結果への対応状況等を報告する機会を設けることを宣言しているが，監事４名は，これまでも理事長をはじめとする業務執行理事との面談を順次実施しており，あわせて，本部の業務所管部役職者等に対する資料監査及びヒアリングを並行して進めている。その他，三様監査の実質化を図るため，内部監査関係者，学外の独立監査人等との連携強化をしており，特に令和５年度には，三様監査協議会を２回開催した。

監事は，従前の慣例であった期中・期末の年度２回の定例監査を見直し，監事が必要性を認めた事象に関して年間を通して監査を行っており，大学の健全化に向けた取組が安定するまで当面の間継続することとしている。

また，監事は，「役員規程」に基づき，毎年度１回，理事長の職務遂行について評価をし，その結果を大学ホームページに公表している（資料　10-(1)-15【ウェブ】）。

独立監査人による監査については，公認会計士が策定した監査計画に基づき，有形固定資産実査，預貯金・棚卸実査及び決算監査等が行われ，適宜，監査人から指導を受けており，経理処理上の疑問が生じた場合には，経理担当以外の部署であっても随時相談することが可能である。本法人の予算執行等が，「経理規程」に基づき経理単位ごとに行われている実状を踏まえ，会計監査も全ての経理単位を対象として，経理単位ごとに監査が実施されている（資料　10-(1)-36)。

なお，令和５年度より，独立監査人については，公募による選定とするため，「日本大学独立監査人選定規程」及び「日本大学独立監査人候補者選定内規」を制定し，選定を行った（資料　10-(1)-60，10-(1)-61)。

内部監査については，本法人及び本学における内部監査の実施を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定めた「日本大学内部監査規程」に基づき，監査を実施する監査

計画を策定し実施している（資料　10-(1)-62)。

令和３年の不祥事に係る再発防止策の一環として，内部監査制度を強化するため，令和４年６月に他部門から独立した付属機関として，新たに「コンプライアンス事務局」を設置し，局内に「内部監査課」を置くとともに,「日本大学内部監査規程」を一部改正して内部監査の実施主体を本部各部から内部監査課に変更し，監査の独立性・客観性を確保した（資料　10-(1)-63)。

また，本法人及び本学として実効性のある内部監査体制を構築していくため，内部監査の今後の在り方について，その方向性，進め方（プロセス)，評価の観点等を具体的に示した「日本大学における内部監査体制の構築について」を決定した上で理事会へ報告し，内部監査により本学のガバナンスを自主的・自律的に確保していく体制を整備した（資料10-(1)-64)。

新たな内部監査体制の下，令和４年度及び令和５年度の内部監査では，監査基本方針を「業務上のコンプライアンスの徹底を目的として，株式会社日本大学事業部の清算に伴い本部及び部科校に継承された業務における内部統制の有効性について内部監査を実施する」として実施し，意見，改善事項等の内部監査結果を取りまとめた監査報告書を作成し，理事長及び監事へ報告し，その後理事会へ報告した（資料　10-(1)-65，10-(1)-66)。また，令和４年度内部監査の結果，改善が必要となった事項については，被監査部署に対して改善計画の策定を求め，策定された改善計画の実施を指示し，その改善状況を確認した。

２　長所・特色

・専横体制を防ぐため，再任制限や 70 歳定年制を設けるとともに，理事長及び学長の適切な業務執行を目的とした評価制度の導入，透明性等の確保の観点から理事会等の諸会議の議事録要旨をホームページに公表するなど適切かつ健全な大学運営体制の整備を図っている。

・本学の予算編成及び予算執行手続における，予算原案事前手続承認及び法人執行部と経理単位執行部との間の予算原案に関する打合せ会の実施，並びに決算時における経理単位ごとの分析・検証・収支改善策の立案及び教職員を対象とした財政説明会の実施については，独自性があり，本学の長所・特徴であると言える。

・令和４年度において教職員に求められる人材像を「日本大学人事基本方針」として策定し，各種人事制度と関連付けた人材育成を目的として「職員人事育成方針」を策定した。また，具体的な計画として，「職員人事制度改革計画」を策定した。今後は策定した計画に基づいた具体策を検討の上，順次実施していくこととする。また，本学の採用活動における取組について，令和６年度（令和５年度実施）における採用選考は，令和５年度（令和４年度実施）採用選考の実施方法に基づき，実施要項作成等の詳細については，採用選考委員会において検討し，実施することとしている。引き続き，公平で透明性のある合理的な採用活動を実現すべく，点検・実施する体制となっている。

・本学のＳＤ研修の取組について，社会のあらゆる分野における急速な変化に対応すべく，各部科校において，教職員の役職や経験に応じた適切かつ最適なＳＤ研修を実施していると言える。

・本法人の各部門から独立した監事監査事務局を設置したことにより，監査業務への干渉・介入を排除し，監事の独立性・公平性を確保することができている。事務局の体制としては，専任の職員を配置するとともに，専門領域に関する高度な知識を有する人材を監事付として採用しており，監事支援業務を強化している。
・本学の内部監査は，他部門から独立した部署（付属機関）としてコンプライアンス事務局内部監査課が設置されており，公正不偏かつ客観的な態度をもって内部監査を実施できる環境を整備している。また，「日本大学における内部監査体制の構築について」により，一般社団法人日本内部監査協会の定める「内部監査の本質」に基づき内部監査を実施するとした実効性のある内部監査体制を構築しており，本法人及び本学の自主的・自律的なガバナンス確保へ貢献することが期待できる。

３　問題点

・理事長及び学長の評価制度を導入したものの，評価時期や方法等については改善の余地がある。
・今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応に係り設置した第三者委員会からの様々な指摘を真摯に受け止めて，「ガバナンス体制の抜本的な見直し」，「役員の選解任制度の再構築並びに懲戒処分規程の整備」，「危機管理体制の再構築」，「競技スポーツの管理体制の再構築」，「情報管理体制の抜本的な再構築」及び「危機管理広報等広報体制の抜本的な再構築」等について，迅速に改善を図る必要がある。

４　全体のまとめ

本学では，理事長及び学長が管理面，教学面において，任期中に取り組む基本方針として，「管理運営の基本方針」，「教学に関する基本方針」を示し，この二つの方針に基づき策定した中期計画において，具体的に取り組むべき施策を策定し大学運営を行うとともに，大学の理念・目的を実現し，永続的な大学運営を行うため「学校法人日本大学寄附行為」をはじめ，関連諸規程に基づき，学校法人業務の最終的な意思決定機関である理事会を中心に法人運営を行っている。

学長の選任については，「日本大学学長選出規則」及び「日本大学学長選出管理委員会規程」に基づき，最終決定については，理事会にて，その権限と責任において適切に行っている。また，「学校法人日本大学寄附行為」において，「学長は，法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する」と規定している。なお，学長に対して，日本大学学長候補者推薦委員会による業務評価を実施している。

理事長については，「学校法人日本大学理事長選出規則」により，理事長選考委員会において，理事長候補者を選考の上，理事会の議を経て選任している。また，「学校法人日本大学寄附行為」において，「理事長は，法人を代表し，法人の業務を総理する」と規定している。なお，理事長に対して理事長選考委員会及び監事による業務評価を実施している。

その他役職者は，関連規程に基づき選任され，役員の業務については，「学校法人日本大学役員規程」において規定している。

大学院，学部及び通信教育部の教育組織における役職者の任命，任期及び職務等につい

ては，「日本大学教育職組織規程」に規定している。

本学に，学部教授会のほか，各研究科には大学院分科委員会，短期大学部各校舎に短期大学部教授会，通信教育部には通信教育学務委員会を置き，その役割及び審議事項を「学則」に明示している。

本法人に，理事をもって組織する理事会を置き，理事会は，法人の業務を決定し，理事の職務の執行を監督するとしているが，通常業務の範囲に限り，理事長，学長，常務理事及び副学長をもって構成する常務理事会が決定し執行することができるとしている。本法人における意思決定プロセスとしては，理事会が最終的な意思決定機関であるが，法令及び「学校法人日本大学寄附行為」の定めに従い，重要な事項については評議員会の議決事項あるいは諮問事項と定めている。

教学組織においては,「学則」を基本規程として，これに基づき教学に関する諸規程や学位や学術研究等に関する諸規程を整備している。教育･研究に関する重要事項については，学長が決定を行うに当たり，全学的な観点から審議，検討する機関として学部長会議を置き,学部長会議で審議された事項のうち経営に関わる事項は,理事会に上程されることで，理事会は教学の運営状況を把握することができるため，教学と管理の両面からの判断を行った上で，法人としての意思決定が可能となっている。このように，本法人における各種重要事項の決定のプロセスとして，各学部の教授会及び委員会等で審議を経た上で，常務理事会，学部長会議，理事会に上程される体制が確立されている。

しかしながら，今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会からの調査報告書において，法人の管理運営と教学の関係の明確化について指摘を受けていることから，現在，令和７年４月施行の改正私立学校法への対応に伴う「学校法人日本大学寄附行為」の変更を含めて，寄附行為等改正検討委員会において，理事会や評議員会の在り方について，見直しを行っている。また，日本大学改善改革会議において，理事長，学長等の職務権限を明確にするための規程等の策定に向けた検討を行っている。

危機管理対策として，各種規程やガイドラインなどを定め，様々な危機事象に対応できる体制を整備しているが，今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応について文部科学省から指導を受けたことから，改善計画を策定し，その一部として危機管理体制の再構築を掲げ，危機管理体制の再構築として，危機管理規程等の見直し，役員をはじめとする法人全体における危機管理規程等の理解の促進，危機管理委員会の機能強化等を行い，危機管理体制の強化を図っていく。

あわせて,危機管理広報体制の抜本的な再構築を掲げ,「日本大学危機管理広報基本方針」の見直しを行い，危機対応に係る情報共有・発信体制の整備及び危機対応に係る報道機関との対応窓口の全学一本化等を行い，さらに，広報部に危機管理広報専任担当者を置き，危機管理広報専門機関と連携し，危機管理広報体制の強化を図ることとしている。

予算編成や及び予算執行を適切に行うため,「日本大学経理規程」において，予算執行のルールを規定しており，各経理単位では，定められた手続及び予算編成基本方針に従い予算が適切に執行されている。決算終了後には，法人監事による監査及び監査法人による監査を受けており，予算執行における透明性が確保されている。

大学運営に必要な事務組織については,「日本大学事務職組織規程」において，本部と学部，短期大学部，付属校等を含めた部科校に区分している。専任職員の採用・昇格等に当

たっては,「日本大学教職員就業規則」及び「職員の採用及び資格等に関する規程」等により規定されている。また，多様化，専門化する業務内容へ対応すべく諸規程により採用した職員を配置している。さらに，令和３年の法人役員による不祥事を受けて，より一層公平で透明性のある新たな人事制度を構築し実施している。

大学運営を適切かつ効果的に行うため，令和３年度に全学ＳＤ委員会を設置し，教職員を育成するために必要とされるスキル・能力の習得を目的としたＳＤの実施に取り組んでいる。また，学部等においてもＳＤ委員会を設置し，教員や技術職員を含め意欲・資質の向上を図る取組として特性･特徴に合わせた独自のテーマを定めて研修会を実施している。

大学運営の適切性についての自己点検・評価は，中期計画の執行状況について，中期計画検討委員会において進捗状況の確認を行うとともに，年度末には，当該年度における各種施策の実行状況について点検・評価を行い，その結果を事業報告書として取りまとめ，必要に応じて，中期計画の見直し，修正を行い，ＰＤＣＡサイクルを効率的かつ継続的に循環させていくことで，適正な事業の遂行及び中長期的な視点での大学運営を展開している。

今般のアメリカンフットボール部薬物事件の管理運営上の対応について，文部科学省へ提出している改善計画については，日本大学改善改革会議のモニタリングの下で，確実に実行するとともに，計画の進捗状況については定期的に同省へ報告を行っている。改善計画に対する取組については，事業計画にも明記しており，事業報告における進捗管理が可能となっている。

監事監査，内部監査，会計監査を適切なプロセス及び内容で行い，大学運営の改善・向上に向けた取組を行っている。なお，令和３年の法人役員による不祥事に係る管理運営体制の抜本的見直しと再発防止を徹底するため，監事監査体制の強化，理事会へのチェック機能を強化している。さらに，本法人の各部門から独立した事務局を設置し，監事監査の充実及び内部監査の充実を図っている。

今後は，今般のアメリカンフットボール部薬物事件対応に係り設置した第三者委員会からの様々な指摘を真摯に受け止めて，「ガバナンス体制の抜本的な見直し」，「役員の選解任制度の再構築並びに懲戒処分規程の整備」，「危機管理体制の再構築」，「競技スポーツの管理体制の再構築」，「情報管理体制の抜本的な再構築」及び「危機管理広報等広報体制の抜本的な再構築」等について，迅速に改善を図っていく。

第 10 章　大学運営・財務　（２）財務

１　現状説明

点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため，中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点１	大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点２	当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では，中・長期的な財政計画の立案については，経理単位ごとに，執行部を中心として，「教学に関する基本方針」及び「管理運営の基本方針」に基づき，教育研究に係る中・長期の将来構想を前提とした６年間の資金収支及び事業活動収支中期計画を作成している。さらに法人本部では，財務部が中心となり，「令和５年度中期収支計画表作成要領」に基づき，本部及び全部科校の合計 34 計算単位ごとに，５年間の資金収支及び事業活動収支中期計画を取りまとめ，経営状態の趨勢の把握及び将来計画の具現化を目途として，法人としての収支中期計画を作成しており，毎年度収支中期計画を作成することにより，収支バランスを考慮した事業計画の立案が行われている。

また，重要な施設等整備事業の計画立案に際しては，さらに事業期間に応じた収支計画を作成し，自己資金又は返済計画に無理の生じない借入金等の範囲内で事業計画が立案されているとともに，整備計画検討委員会において財源確保の状況や整備期間中及び整備完了後の経営状況等を精査した上で，予算原案への計上の可否を判断している。加えて収支中期計画の見直しを適時行っており，事業資金の高騰が予想される場合や資金調達に困難が予想される場合には,計画規模の見直しや実施の先送りを行っている(資料　10-(2)-1，10-(2)-2，10-(2)-3）。

財務関係比率に関する目標について，学校法人の永続的な維持を考慮して収支の均衡を図らなくてはならないが，学生ファーストの観点から過度な制限はできないため，教育研究と経営のバランスを検討した結果，事業活動収支計算書関係比率における「基本金組入後収支比率」は 100%を超えないこと，「事業活動収支差額比率」を継続的に５%以上（私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合）とすることとし，法人の予算編成基本方針に目標値として明示している。また，経理単位では目標値を達成できるよう，執行部を中心に，収支改善策を立案した上で，毎年度の予算原案を作成している（資料　10-(1)-29，10-(1)-38)。

以上のように，教育研究活動を安定して遂行するため，中・長期の財政計画を適切に策定していると言える。

点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点１	大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点２	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点３	外部資金（文部科学省科学研究費補助金，寄附金，受託研究費，共同研究費等）の獲得状況，資産運用等

【大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤】

過去５年間（平成 30～令和４年度）の本学の経営状況は，「事業活動収支計算書関係比率」に示すとおりである（資料　大学基礎データ表 9，表 10）。

事業活動収支計算書関係比率の適切性については，私立大学等経常費補助金が不交付となる入学定員超過率及び学部設置等が認可されない平均入学定員超過率の引き下げに係る学生数の減少等がありながらも，教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため，決算時及び予算編成時の分析・検証の徹底，予算執行段階での再検証の徹底による幅広い収支改善策の継続的実行により，臨時的要因が生じた年度を除き，法人全体の「事業活動収支差額比率」は２～８％で推移している。

また，貸借対照表関係比率での「純資産構成比率」及び「総負債比率」についても，医歯他複数学部系大学の全国平均並みの比率となっており，教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤は確立されている（資料　大学基礎データ表 11）。

なお，法人全体における事業活動収支計算書関係比率の「教育研究経費比率」は，医歯他複数学部を設置する私立大学の平均を下回っているものの，本学は他の大学よりも医歯学部の構成比率が低いためであり，全国大学法人の平均値と比べた場合には高い比率となっている。

【教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み】

学校法人の永続的な運営を可能とする財務体制を整備するためには，更なる収支改善を推し進める必要があるが，性急な収支改善は，現在の教育研究活動に過度な制限を加えることになりかねない。このため，予算編成基本方針に財務比率の目標値や法人全体を意識した合理的な運営の推進など予算編成の基本的考え方，学生・生徒等数の適正確保等の予算編成における留意事項を記載し，各経理単位へ明示することによって，教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

【外部資金の獲得状況，資産運用等】

外部資金の積極的獲得については，幅広い収支改善策の一つとして法人の予算編成基本方針に定めており，獲得に向けて多くの施策が実施されている。

私立大学等経常費補助金及び地方公共団体経常費補助金などの補助金については，関連

部署が連携の上，補助要件等を精査し，対象となる事業について積極的に補助申請を行っている。特に，私立大学等経常費補助金については，適正な申請に向けた補助要件・留意点等に関するＳＤ動画配信や本部所管部署による学部巡回指導を実施するなど全学的・組織的に補助金収入の獲得に向け，積極的な取組を行っている。

しかしながら，令和３年度及び令和５年度に本学における法人運営の問題から，私立大学等経常費補助金の取扱要領等に規定された減額措置事由に該当するとして,令和３年度,令和４年度，令和５年度は補助金が不交付となった。また，改善努力を十分に行っていると認められることが前提となるが，同取扱要領に基づき令和６年度は 75%，令和７年度は 50%，令和８年度は 25%の減額措置となり，全額交付となるのは早くとも令和９年度となる。

文部科学省補助金についても，前年度に経常費補助金の減額措置を受けた場合は，耐震化事業等を補助対象とする防災機能等強化緊急特別推進事業を除き，交付対象とならないことから，令和８年度まで申請することができないことが決まっていたが，今回の不交付の決定を受け，令和９年度まで申請することができない。

寄付金収入については，本学は「日本一教育力のある大学」の実現に向けた教育環境の整備・充実のため，目標額 130 億円，期間を平成 24 年度から募金活動を実施し，令和４年 11 月 30 日をもって 10 年間の募金活動を終了した。募集対象は主に役・教職員，在校生父母，校友，取引企業，校友会であり，令和３年度は本学の一連の不祥事に伴い募金活動を縮小したが，ホームページ，広報誌及び趣意書の継続的な配布により広く寄付を募り，新学部の開設，学生スポーツの振興支援等に支援した。

また，経常費補助金不交付の決定を受け，受配者指定寄付金についても制度利用停止が決定された。再び制度を利用するためには，日本私立学校振興・共済事業団の寄付金審査会において利用停止の解除を決定される必要がある。

資産運用については，学校法人の資産が，教育研究活動を安定的・継続的に支えるための大切な財産であることに鑑み，元本が保証され，安全性・確実性を旨とした運用を基本としている。また，本部に部科校資金を集中させ，スケールメリットを生かした効率的な資産運用を行い,その運用益を部科校の奨学金や研究費等の教育研究活動に使用している。

研究活動については，大学が配分する個人研究費だけではなく，研究を推進するための外部資金の獲得が必要であると考え，日本大学研究助成金公募情報等通知システムを用いた外部資金の公募情報提供等，外部資金獲得に向けて様々な取組を実施している。また，科学研究費助成事業を獲得するため，過去に採択された研究計画調書を Google Drive を用いて閲覧できる環境の整備，科学研究費の審査委員経験者によるアドバイスの取組を実施し，教員の研究計画調書作成の向上につなげている。

さらに，本学では，平成 30 年度に日本大学リサーチャー・アワードを創設し，「科学研究費部門」及び「受託・共同研究費部門」では，外部資金の獲得状況を評価し，毎年度顕彰している。

以上のような取組により，本学の科学研究費助成事業の採択件数は，令和２年度は 695 件，令和３年度は 735 件，令和４年度は 719 件と推移している（資料　10-(2)-4)。

本学では，本学における研究活動の活性化，産官学連携の推進，新産業の創出等を通じた社会貢献を目指すことなどを目的として産官学連携知財センター(ＮＵＢＩＣ)を設置，

各学部等との連携による産業界等との共同研究・受託研究の更なる獲得に注力した結果，令和４年度においては，受入れ数合計 539 件，受入額合計 1,072,258 千円の共同・受託研究を獲得することができた。

また，ＮＵＢＩＣに在籍する産官学連携の担い手であるコーディネーターを中心に，本学における研究成果の創出に基づく社会実装の実現を推し進めた結果，令和４年度においては，40,245 千円のロイヤルティを獲得するなど産官学連携の推進が安定的かつ継続的な収入につながっている。

以上のように，教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると言える。

２　長所・特色

・本学の中・長期の財政計画の策定における事業活動収支差額比率を，法人の目標値である継続的に５％以上（私立大学等経常費補助金が全額交付されたと仮定して算出した場合）とするための計算単位ごとの目標値の設定及び予算原案の作成並びに教育研究活動を，安定して遂行するための財政基盤の確立における適正な補助金申請に向けた補助要件・留意点に関するＳＤ動画配信等の取組及びスケールメリットを生かした効率的な資産運用の取組については，独自性があり，本学の長所・特徴であると言える。

・科学研究費助成事業の令和４年度採択状況において，本学が，我が国の私立大学の中で採択件数が４位，採択金額で６位に位置していることは，日本大学リサーチャー・アワードの顕彰や様々な研究活動の推進による成果であり，本学の長所・特色であると言える。また，令和４年度においては，40,245 千円のロイヤルティを獲得するなど全学的な産官学連携の推進が安定的かつ継続的な収入につながっている。

３　問題点

・令和５年度の私立大学等経常費補助金は，アメリカンフットボール薬物事件により，75%の減額交付から全額不交付となった。私立大学等経常費補助金の全額交付に向け，本学が掲げた再発防止策等の取組を確実に実行し，その成果を毎年10月に開催される日本私立学校振興・共済事業団の理事会において，認められる必要がある。同事業団及び文部科学省から，改善が進んでいないと判断された場合，最短の令和９年度に全額交付とならず，減額措置延長により更なる収入減となる可能性もあるため，学内において全ての項目の進捗状況を定期的に確認し，確実に取り組んでいかなければならない。

４　全体のまとめ

中・長期的な財政計画の立案については，経理単位ごとに「教学に関する基本方針」及び「管理運営の基本方針」に基づき，教育研究に係る中・長期の将来構想を前提とした６年間の資金収支及び事業活動収支中期計画を作成している。また，法人本部では，経営状態の趨勢の把握及び将来計画の具現化を目途として，法人としての収支中期計画を毎年度

作成することにより，収支バランスを考慮した事業計画の立案が行われている。さらに，法人の予算編成基本方針に，「基本金組入後収支比率」が 100%を超えないこと，「事業活動収支差額比率」を継続的に５％以上にすることを財務目標として設定し，法人全体を意識した合理的な運営の推進など予算編成の基本的考え方，学生・生徒等数の適正確保等の予算編成における留意事項を記載し，各経理単位へ明示することによって，教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

外部資金の積極的獲得については，幅広い収支改善策の一つとして法人の予算編成基本方針に定めており，獲得に向けての多くの施策が実施され，適正な申請に向けた補助要件・留意点等に関するＳＤ動画配信や本部所管部署による学部巡回指導を実施するなど全学的・組織的に補助金収入の獲得に向け，積極的な取組を行っている。

今後も，幅広い収支改善策を引き続き実行することにより，「事業活動収支差額比率」を継続的に５％以上とするとともに，翌年度繰越収支差額の支出超過額を削減できるよう更なる収支の安定に努めていく。

また，現在，不交付となっている私立大学等経常費補助金の全額交付に向け，再発防止策及びその全ての項目の進捗状況を定期的に確認し，確実に取り組んでいかなければならない。

終　　章

本学では，平成５年に「日本大学自己点検・評価規程」を制定し，幾度の改正を重ねながら，３年周期を基本とした自己点検・評価活動を実施してきたが，令和３年に全学内部質保証推進委員会を中心とした内部質保証体制が構築されたことに伴い，効率的な自己点検・評価を実施することを目的に３年周期を廃止し，自己点検・評価を実施している。

また，本学は学部等単位（部科校）で単独キャンパスを構成するという他大学では類を見ない設置形態ではあるが，学部等単位ごとに自己点検・評価委員会を設置して点検・評価を行い，それぞれの実情にあった形での改善・改革に努めてきた。大学基準協会からの指摘事項に対しては真摯に受け止めるとともに，更なる改善・改革に向けた取組を行って今日に至っている。

現行の内部質保証推進体制は令和３年に構築されたが，今後も内部質保証システムが形骸化しないように，全学レベル，学位プログラム（教育研究及び管理運営等に係る全ての組織）レベル及び教員レベルにおける活動の企画・設計及び運用について，継続的に自己点検・評価を行い，その結果に基づき，学位プログラムレベル及び教員レベルでＰＤＣＡサイクルを機能させるとともに，全学レベルでのＰＤＣＡサイクルを有機的に連携させるシステムを構築するなど，教育研究及び管理運営等における内部質保証を実現するための取組の推進が求められる。

その中で，前回の認証評価（追評価）にて「不適合」判定の要因となった管理運営については，これまで最優先課題の一つとして，改革に取り組んできたが，前執行部体制による一連の不祥事から脱却し，改革を進めている途上にありながら，今般，アメリカンフットボール部薬物事件の対応について，ガバナンス不全により，大きな混乱を招くこととなり，文部科学省から指導を受けている。

今後の対応について，文部科学省へ提出している改善計画については，日本大学改善改革会議のモニタリングの下で，確実に実行するとともに，「ガバナンス体制の抜本的な見直し」，「役員の選解任制度の再構築並びに懲戒処分規程の整備」，「危機管理体制の再構築」，「競技スポーツの管理体制の再構築」，「情報管理体制の抜本的な再構築」及び「危機管理広報等広報体制の抜本的な再構築」等について，迅速に改善を図っていかなければならない。

ここ数年にわたる不祥事の連鎖により，本学が失った社会的信頼や声望を回復することを目指すとともに，本学が目指す大学像である「多様性を礎とし，複合的価値観を創りだす～魅力度・満足度・信頼度の高い大学へ～」に向け，創立からの 130 年以上の歴史の中で築き上げてきた資産を最大限に共有・活用しつつ，我が国有数の総合大学だからこそ可能な改革を新たな視点で進めていく。そして，創造性に富み寛容さを有した人材の育成，多様な学問領域を融合させた研究，ニーズに合った学生支援，大学全体を意識した運営等を進め，学生はもちろん広く社会から支持される大学を目指していきたい。

以　　上